

2017年度 建築作業所アンケート

自由筆記

2018年2月

日本建設産業職員労働組合協議会

5) その他アンケート自由筆記

【モデル現場に関する自由筆記】

◎発注者リスト◎

- ①：国土交通省
- ②：その他官庁（国・独立行政法人・地方自治体他）
- ③：公益民間企業（鉄道・電気・ガス・水道事業）
- ④：特定目的会社
- ⑤：民間企業（建設業）
- ⑥：民間企業（製造業）
- ⑦：民間企業（小売業）
- ⑧：民間企業（不動産業）
- ⑨：⑤～⑧以外の民間企業（個人・倉庫業・運輸業等）
- ⑩：その他（文化、教育・医療、福祉等）

番号	発注者	自由筆記内容
1	③	所内では、交代で週休2日目標に取り組んでいる。
2	③	時短推進、グリーンサイト使用。
3	③	4週6休モデル工事。
4	⑤	現場としては土曜非稼働の土曜日を1日/月設けている。個人ベースで代休を含め8日/月休日をめざしている。
5	⑤	4週6休(土曜閉所 2回/月)。
6	⑧	4週8休推進、ノー残業デー推進。
7	⑧	4週6休、時短推進。
8	⑨	4週6閉所モデル現場。
9	⑨	(社内) ICT活用モデル現場。
10	⑨	BIM取組モデル現場。
11	⑨	四国支店のモデル現場。
12	⑨	生産性向上モデル。
13	⑩	フロントローディングのモデル工事。
14	⑩	4週6休を目指しています。

5) その他アンケート自由筆記

【工事着手が遅れた理由についての自由筆記】

◎発注者リスト◎

- ①：国土交通省
- ②：その他官庁（国・独立行政法人・地方自治体他）
- ③：公益民間企業（鉄道・電気・ガス・水道事業）
- ④：特定目的会社
- ⑤：民間企業（建設業）
- ⑥：民間企業（製造業）
- ⑦：民間企業（小売業）
- ⑧：民間企業（不動産業）
- ⑨：⑤～⑧以外の民間企業（個人・倉庫業・運輸業等）
- ⑩：その他（文化、教育・医療、福祉等）

番号	発注者	自由筆記内容
1	②	杭の設計ミスによる再設計とそのミスを設計者が発注者に説明する手続き。
2	②	別途解体工事及び別途設備切り回し工事の遅れ。
3	②	別途杭工事の遅れ。
4	②	契約で記載された着工日は議会承認日になる。それ以降に工事準備に着手する状況から、近隣説明会及び安全祈願祭の決定と協力会社の施工準備に時間を要する。特に安全祈願祭は今回長崎県知事・大村市長・各区議員のスケジュール調整と大安等の日よりも考慮して着工日から1カ月後の開催となった。
5	②	発注者内での調整。
6	②	入札業者決定後直に契約工期が始まっているから。
7	②	パスの取得。
8	②	契約工期開始と、着手との差がある。
9	②	学校行事（卒業式、入学式）が終わってからの着工。
10	②	米軍基地内、日本及び米国間の財産移行手続きの遅れ及び基地内書類申請の遅れ。
11	②	室内配合試験にて一部結果が伴わなかった為。
12	②	契約工期は2017年8月8日だが安全祈願祭（起工式）が2017年9月7日となっていた。
13	②	発注者主催の近隣説明会後の着工とした。
14	②	施主内部での他部署間の調整不足。
15	③	確認申請30日、別途発注工事の遅れ15日 計45日。
16	③	設計図や発注金額の相違による遅れ。
17	③	計画書作成。

【工事着手が遅れた理由についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
18	③	近隣道路の補修工事があり道路使用許可が取得できなかったため。
19	③	年末に契約した為、解体工事着手が出来なかった。
20	③	施主の計画見直し。
21	④	補助金申請受理時期による、着工時期の制限。
22	⑤	施主契約の遅れによる段取り不足の為。
23	⑤	杭工事において、機械が工期予定に入ることが出来なかったため。また、社員のメインメンバー(所長、主任)の前現場からの異動が間に合わず段取りが間に合わなかった。
24	⑤	従前の配属現場に所属しながら当現場の工期が始まってしまい、兼務状態であった。両現場の距離も離れており、契約工期通りの着工は困難であった。
25	⑥	施主都合(施主が着工直前にレイアウト変更し、構造計算からやり直しとなり変更申請を出した)。
26	⑥	公的機関への申請後から承認までの期間が非常に長引いたため。
27	⑦	農地転用手続きの遅れ。
28	⑦	既存建物の解体工事において施主側の残置物の片付け遅れ。
29	⑦	材料製作物の納期の遅れ。
30	⑧	施工準備期間の不足。
31	⑧	協議願、道路占用届出書類の承認にかかる期間。
32	⑧	既存躯体解体の遅れ。
33	⑧	他社(先行地盤改良)の天候不順による遅れのため。
34	⑧	契約図書の修正作業他。
35	⑧	解体時においてアスベストが出てきたため。
36	⑧	契約が遅れたため。
37	⑧	近隣をまとめることが出来ないまま、工期が始まっている為、工事開始が出来ない。
38	⑧	工事車両進入路にある電柱及びアーケード付属物の移設・撤去作業が近隣の関係で予定日時に施工出来なかった事と、申請業務に時間を要した為。
39	⑧	他社による解体工事の遅延。
40	⑧	確認申請済書交付後の設計者の変更があったため。施主が気に食わないからとのこと。また工事の着手後の遅れはないが、契約したあとに、金額が高いと不平をいい減額しないと工事を進めさせないと言われ、竣工引渡しを遅れると保証金を出せと言ってきており、工事の全体の流れが遅延する傾向にあり、最後が突貫作業となり、残業時間100時間越えとか想定される。

【工事着手が遅れた理由についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
41	⑧	契約設計図の遅れ（他者設計）。
42	⑧	施主発注の解体業者の遅れによる。
43	⑧	施主が発注した別途解体工事による遅れ。
44	⑨	客先の社内調整、設計図発行の遅れ。
45	⑨	着工の遅れた分は、工期延伸を行うことは施主了承済み。
46	⑨	式典日程調整のため。
47	⑨	人員配置計画を考慮せず会社が受注している。売上先行主義が現実になっている。
48	⑨	事前準備不足。
49	⑨	役所指導の未解決事項による。
50	⑨	工事着手に当たり、地業認可が必要な為。
51	⑨	21号建築工事計画書の作成手配、提出が遅れてしまったため。
52	⑨	契約後に、諸官庁書類を提出するため。
53	⑨	補助金申請の行政内での手続きが遅延したため。
54	⑨	発注者工事エリア立ち退き時期遅れ。
55	⑨	工事騒音に対する施主からの要請。
56	⑨	発注者の繁忙期時期をずらすため。
57	⑨	熊本震災。
58	⑨	土壌汚染対策法届出書類未提出。
59	⑨	設計事務所承認の遅れ。
60	⑨	正式契約の遅れ。
61	⑩	工期は、発注者との工事請負契約締結日のため、実質の現場稼働のためには、受注後の社員の配属、解体・リサイクル法等の諸官庁手続き、近隣等への準備期間が必要なため。
62	⑩	施主都合。
63	⑩	大幅な減額調整による契約図の遅れ（他社設計）。
64	⑩	発注者の残地物の撤去が終わらなかった。
65	⑩⑥	埋蔵文化財調査、土壌汚染処理。

5) その他アンケート自由筆記

【工期設定における問題について自由筆記】

◎発注者リスト◎

- ①：国土交通省
- ②：その他官庁（国・独立行政法人・地方自治体他）
- ③：公益民間企業（鉄道・電気・ガス・水道事業）
- ④：特定目的会社
- ⑤：民間企業（建設業）
- ⑥：民間企業（製造業）
- ⑦：民間企業（小売業）
- ⑧：民間企業（不動産業）
- ⑨：⑤～⑧以外の民間企業（個人・倉庫業・運輸業等）
- ⑩：その他（文化、教育・医療、福祉等）

番号	発注者	自由筆記内容
1	①	発注者の理解、承諾が必要ですが、最初から4週8休の工期設定で提出しやすい環境づくり、事業計画が先行しないと実現するのは、後付けでは現状難しいと考えます。
2	①	契約して即工事着手とならない事を理解してほしい。
3	①	土・日・祝を全休日とした工期設定になっている工事は民間工事ではほばない。民間工事の施主、設計事務所の意識が変わらないといけない。
4	①	受注時に、歩掛りによる工程の組立を行っており、その時点から協力業者に労務確保をお願いしているので特に問題はないです。あとは、北陸地方は雨が多く、作業不能日等が何日発生するかという事です。
5	①	着手に施工計画準備が不十分。工期に見合ったスタートが切れるように十分な配員が必要と思います。母店の介入が必要であるともいます。支店と現場をつなぐ所長がスタートを切れるようにできていなかった。
6	②	公共工事の場合、設計と施工は分離発注になりがちだが、E C I方式を採用してもらえば工程もコストも劇的に改善することが多い。 工程短縮の肝は構造設計に関する部分が大部分だが、役所としては予算を適正に執行することが大義であり、計画変更自体に消極的である。工程的な問題は受注者責任の範囲だと請け合ってもらえないケースもある。設計者も立場上大幅な設計変更を嫌う傾向にあり、技術的な検討時間だけでなく変更手続きに大変時間がかかる。
7	②	適性な工期設定での発注・受注が為されていない事が問題点と考える。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
8	②	建設業全体における4週8休制度の普及、作業員の賃金単価のベースアップ
9	②	得意先要望として工期があらかじめ決定している。
10	②	官庁案件（本案件も）は工期設定が先にあるので、受注予定者はその中で何とか割り込もうと工程表を作成する。工期設定はあってもいいが、その他の諸条件に発注者が4週8休を義務付けすれば簡単な話である。
11	②	初期設定の工期が短い。学校行事に合せて、工期が設定されており変更が出来ない。短い後期分の経費（給与）しか見ていない。役所工事で工期の延長の手続きが難しい。工期末になると残業が増えて休日も少なくなる。
12	②	現在の工期設定は、法定休日の日曜日のみを休みとした工程計画となっているため、4週8休となる工程表での事業計画やスケジュール策定が必要であり、発注者の理解も必要となる。
13	②	土曜・祝日作業を前提とした工期設定がされている事。施工後（特に竣工前）の設計変更等があった場合でも工期は延長されない事。
14	②	過去の最短工期を参考とした設定。また、もう少しがんばれるだろうといった安易な判断。施主の完成引き渡しをベースに枠組みした工期設定。
15	②	祝日も含めた工期を検討すべきと考える。
16	②	今回の配置職員数であれば交代で4週7休（平日代休含む）を達成出来ると思うが、職員が1人や2人の現場では困難。また、作業所の土曜日閉所に至っては発注者との協調無しでは物理的に不可能だと考える。日当の職方さんは土曜閉所した場合、給与所得に直結する為さらに困難である。
17	②	当現場では発注者側の問題はないが、設計者の問題が大きい。元図面で設備配管が全然納まっておらず問題提起しても進めようとする意識がない、又変更図面も間違いだらけでその確認に多大な時間を要する。
18	②	発注者側の要望（工期）に合わせて受注者側が施工可能か否かで入札参加を決定するのが通常である。1. 設計・発注段階で適正工期を判断できる人材が参画する事。2. 作業員不足が叫ばれる中、作業員確保が可能かも重要な点となる。3. 立地条件により制限を受ける場合は加味する必要有り。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
19	②	①発注者に工期設定能力が乏しい(コンサル・設計事務所共)。②予算の問題や供用開始日ありきの工期設定。③特殊構造や凝った意匠を無視した過去の類似物件の工期を模倣。
20	②	現状の工期設定は作業員不足、社員不足に全く対応していなく、以前の人員を確保出来ていた時期や発注者の意向のみで決定されている。
21	②	工期設定はゼネコン等の立場から設定できる事ではなく、国・地方自治体・民間の建築主側からの工期の設定の指針・規則を設定しなければ、建築主のニーズに全てが起因する。
22	②	4週8休の工程では受注が困難。
23	②	着工後、余程のことがない限り工期変更できない。竣工前の検査スケジュールを見込んでいない。
24	②	公共工事であるが、事業計画ありきの工期設定がされており、4週8休という概念は発注者にはない。
25	②	竣工日ありきで、逆算してプロジェクトの計画を着手するが、計画が遅延しても、竣工日が定められていて、入札時には圧迫された工期でも、入札、受注したから出来るだろと一方的に施工側へ押し付けられる。施工着手時期が予定より早くなった記憶はない。
26	②	最終的には各社との競争原理が働いてしまうので建設業だけの4週8休を含めた工期設定への取り組みには限界がある。また、会社規模による取り組みの深度にも差が出るため、不公平感を感じてしまうことがあると思う。
27	②	4週8休を実現するためには、発注者が理解したうえで発注工期設定と無理な工期短縮要求をしないことが必須。
28	②	そもそも、契約時に4週8休で工期を見込んでいない事が問題。施主側へも土曜作業を見込む場合は土曜作業に対して25%UPの労務費を訴えるべき。競争の関係で工期短く、安く・・・は業界の発展がない。
29	②	4週8休に対応した工期になっていない。協力業者は別の現場に休んだ日に行っているの、誰のための働き方改革か曖昧である。
30	②	建築、土木、機械、電気工事が別途発注の場合に、建築工事の工期と別途工事の工期が同じ日に設定されている場合（特に土木工事）には早く引き渡さなければならない為、それぞれの工期を別に設定して欲しい。民間工事であれば、発注者の意向に大きく左右される為、発注者の理解が得られなければ十分な工期設定が難しいと考える。
31	②	計画通知や確認申請がおりてすぐに着工（杭工事）という設定が多いが、実際は確認が下りないと杭を発注することが出来ず、杭の製作期間だけ着工が遅れる。その為、残りの工事を短縮するほかない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
32	②	地方公共団体の物件においては設計事務所が工期を仮定し自治体に提示しているが、施工条件により大きく変わるので正確に提示するのは無理がありしわ寄せが施工者にくる現状。また年度毎の予算設定や補助がありそこら辺り事務的な事で決定されている場合もある。民間においては利害関係上最短を要求される。プロジェクトにおいて施工者が最初から参加しない限り、与えられた条件の工期で行うしかない。ゼネコンは全てではないが工期については受身の場合が多い。
33	②	昔の名残が依然として残っており、全体工期にゆとりは無い。社内でも生産性重視となっている感じも否めない状況。
34	②	現場運営の4週8休を実現するためには、受注時の施主を含めた理解と総合工程の設定が必要となる。また、受注者の責によらない理由によって工事着手が遅れた場合は、無条件の工期延長とその経費に対する追加費用を考える必要がある。また、現場配属員の4週8休を実現するためには、配属員の多い現場でないと実現は不可能である。要は官庁をはじめとして民間においても、4週8休に向けた理解が必要であると考ええる。
35	②	契約工期ありきで工程表設定、土曜日閉所を見込んでいない。天候不順を見込めない、調整日的なもの。
36	②	実際の敷地や建物の詳細検討をしないで全体工程を決めている。契約後に設計図記載の工事出入り口が使用できない為、仮設計画から全ての検討がやり直しとなる。全体工程日数を決定する際に、施工の知識が無い人が設定をしている。既設病院内改修工事の詳細が決っていない事と営業中の改修は「土日及び夜間」工事が要求される。
37	②	工期内の業界の工事量の把握。工事量の均等化。
38	②	発注者が前向きに土休取得を考慮した工期設定に理解を示してくれることが非常に大きなポイントだと思う。公共工事のモデル工事から始まり、公共工事の全工事に範囲が広がり、やっと民間工事でイメージアップのために理解してくださる企業が出てくる流れになるのではないのでしょうか。
39	②	工期設定するにあたり、4週8休を見据えるのであれば入札時に十分な検討と準備段階での工事着手遅延要因を情報として入手できるかが鍵になってくると思う。また建設業界の活況状況による協力業者の人材も左右する大きな要因になると思う。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
40	②	適正工期の定義が不明ではあるが、世の中の流れに即した（働き方改革）工期の設定が重要。発注の段階からある程度、詳細な工程表を作成し、それに休日も反映した物でないと受注者任せではいつまでも良くなれないと思う。発注者・設計者・監理者・施工者の枠をこえ、総合的な工事の管理をしていかなければ実現不可能だと思います。
41	②	立地条件、近隣協定、工事難易度により異なる。
42	②	工期の設定は図面上だけではなく近隣環境や労務事情が多大に関係します。それを発注者および受注者が踏まえた契約でないと現場が困ります。
43	②	工事の発注及び竣工は年度末等に集中せず、物件によって年次満遍なく均等に開札する仕組みを作って欲しい。
44	②	4週8休を実現するためには契約条件として、土曜日・祝日は作業日と見込まずに工期設定する必要があると思う。また、元請と下請との契約条件に土曜日・祝日は作業はできないと明示する必要がある。そうした場合、日払いの職人の収入が減るので、日当を上げないと職人がいなくなってしまう。
45	②	施主の竣工希望日から逆算して工期設定されていることが多く、決まった日数の中で工事を完成させようとする土曜日は通常作業日、祝日も基本的には通常作業日、場合によっては日曜日までも作業しないと工期が間に合わないという状況が多い。
46	②	当作業所には当てはまらないが、民間工事で4週8休ができるような工期を理解してもらうには、すべての発注者側と受注者が足並みを揃え、同じ考えで工程を提出することが必要である。
47	②	4週8休は職人の給与体系がかわらなければ難しいと感じる。全体工期に余裕があれば、4週8休は実現できなくても残業時間が軽減できると思う。
48	②	竣工日が先ず決まっている為に現実の所要工程から全体工程を作成している。
49	②	諸問題の解決として、週5日可動での工期設定とすべき。職人の賃金UP。
50	②	当作業所は半年でRCの病院は非常に厳しすぎます。全く余裕はなしです。
51	②	施主都合による計画納期ありきでの受注競争。降雨や気象条件に対する予備日を見込む事への抵抗。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
52	②	4週8休等を目指すなら、可能な工期設定にすべき。基本的に日曜日だけ休みで竣工可能な工期設定になっている。例えば20か月の工期なら今後は土曜、祭日を休みにするため23ヶ月とかの様に工期を設定し、発注されなければ請負者は休めない。そもそも竣工日を決めているが着工日をきちんと決めてないことが多い。だから、施主や、設計の都合で着工日は遅れるが竣工日は頑張って間に合わせて下さいみたいな流れになっている。
53	②	歩掛りで作成しかつ4週6閉所を加味した工程としているとは聞いていますが、着工日、竣工日が決まっているものに対して本当に無理のない歩掛りで作成されているのか疑問。
54	②	土曜閉所を基本とした工程及び多雪地域などの冬季の作業不能日を考慮した工期設定。
55	②	契約工期にあらかじめ土曜閉所が見込まれていないと契約後に閉所することは施主に説明が難しい（工期を優先する施主もいる）。そもそも施主が土日祝日は休業日という認識がない事がある。下請業者が日給制であると土曜の閉所が給与に響くため閉所をよく思わない。
56	②	過去の経験として工程に遅れが生じる原因としては、労務不足と悪天候による作業不能日の増大がありました。これらは外的要因であり、また、予測の大変さがあります。どの程度通常工期にプラスするかは難しいところですが、余裕があるほど休日が取得しやすいのも事実です。ひとつの提案ですが、ゆとりのある工期設定で発注していただき、想定より悪条件が少なく早く完成したら引渡が出来る変動制の契約となればありがたいと思います。
57	②	契約工期は2016.6.10からで、設計後、実施工期は2017.10.1からとなっており庁舎の居ながら工事の為、契約後、具体的な施工計画を進めていく上で、作業場所、作業時間などの制約が予想以上に発生し、非常に厳しい状況となっていきているので耐震改修工事の工期設定は非常に難しいと思います。
58	②	降雨等の影響を過小評価した工期設定が多く、結果休日作業により工期短縮を計らなければならない場合が多い。
59	②	工事を行う周囲の立地条件、施工条件等によっても施工方法が変わり工期も必要になってくることが多い。また施工時期によっても技能工が確保しにくい時期等もあり工期へ影響を及ぼす事がある。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
60	③	鉄道工事の際、終電後の夜間作業が大きく占めています。その中で線路閉鎖、き電停止等の予定日は、鉄道輸送の予定による影響も大きくあって、適正工期が崩れてしまいます。着工当初からの長い工期の現場では最初の設定が厳しい状況にあります。相当な現場休業率を上げた契約、工期設定をいかにできるかにもかかっております。
61	③	4週8休を確保するためには施主の理解がなければできず、現在の現場では駅施設で工事は夜間作業が主となることもあり、土日祝祭日の休みについては原則ご理解をいただいている(平日は現場として昼夜稼働)。但し「時に土曜も稼働させ、工期を縮められないか」とのご要望も出ることもあり、契約時に可能な限りの施工条件を共有しつつ施主とのニーズに則した契約と良好な関係を築いていくことが必要かと思っています。
62	③	土曜日及び祝日に閉所しない前提の工期設定になっている。発注者の意識も『土曜日休まないで仕事しろよ』的な考えが根深くあるので、施工者側だけではどうしようもない。発注者の理解を得られるように継続して努力するのが必要。
63	③	竣工・オープンが決められていて変更できない場合。年度末という概念、シーズンの概念がある場合。必要日数が確保できないまま工程を作っている場合。土曜日、祭日も延べ工程も大体日数に組み込まれてる。あとは「現場の努力で休めるように」「休めないのは現場の段取りが悪いから」のような理由になっているのでは？。また、「土日祭日現場閉所したので工程延びます」と言えない世の中。
64	③	契約条件が施主都合の押付けの場合が多く、また、それを請負側も受注せざるを得ないことが多い(優良顧客の場合)。受注物件を職員不足にも係わらず無計画に受注する会社の体質が問題。
65	③	今回工事は、別途メーカー工事等多数あり、発注側のトータル的な計画が細部まで調整されていないため、全体工期はあるが部分的に他社へ引渡しを要求される。工期的には厳しい状況である。施主側の工程面における検討不足が見られる状況。
66	③	労務計画を考慮した工期設定でない。
67	③	受注の段階で発注者の希望、要望を守ることが前提になるので、受注者にとって適正な工期設定になる事は現実的に難しいと思う。
68	③	台風や雪、週休2日を考慮した適正工期での契約を望む。
69	③	悪天候の多い北陸地域工事での工期設定。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
70	③	現在駅の橋上化工事を行っている。当初設定された工期は適切であったが、行政との協議が難航し着手時期が大幅に遅れた。この施主（鉄道事業者）の場合、竣功時期が変えられない状況の中で着手がズルズル遅れ、そのために工期が厳しくなるケースが非常に多い。
71	③	夜間作業がある事。
72	③	契約工期の最終は変わらないが、当初予定通りに工事契約されないため、適切な工期設定がされているとは言えない。
73	③	契約前に施主より契約する予定日を聞き、マスター工程表を作成したが、設計図や確認申請遅れ、工事金額が合わず未契約となっていて工事が着手出来ずにいる。他系統にスケジュールを周知している為オープン日は変えられないので、工程の圧縮を求められている。
74	③	施工計画書作成に時間を要する。人員不足。
75	③	労務計画を考慮した工期設定が明確でない。
76	③	設計に時間をかけすぎている。確認申請許可が下りていないのに工期が開始している。
77	③	土曜日を作業日にいれている事。
78	③	発注者側の要望で、週休2日を実現できない事がある。
79	③	地下鉄工事の駅改修工事で夜間作業がメインとなり、作業時間がかかなり限定される。また他部署（建築・電機・通信・営業・駅等）との調整がうまく行かず、そうした諸事情で工程が思うように進まない。よって工期内で納めるには最終的に突貫工事になるリスクがかかなり有り、安全・品質を含めた余裕のある工期設定にして欲しい。
80	③	決められた工期末があるのに、ゼネコンには早く出せ！やれ！間に合わせろ！ですが、JR側はそれに対するに対するスケジュール感が伴っていない・・・
81	③	着工は簡単に遅れるが竣工日は決まっている。このごろの猛暑や土曜日休暇等は全く配慮されていない。
82	③	発注者側の予算工期が「図面製作」→「見積業務」→「契約」→「工事完了」のスケジュールで考えられているため「図面製作」や「発注」に遅れが生じると実際の工事にそのしわ寄せがきてしまう。「契約」は予定通り行われても、エンドユーザーや付帯設備との調整がされていないため、工事が予定通り進まない事や、STOPしてしまうことが多々ある。「契約」→「工事完了」の中に製作物の作図期間、製作日数が考慮されていないため、予定通りの工事とならない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
83	③	発注者から契約が交わされず、当初予定の着手日から60日遅れたが、竣工日は30日しかずれない。それは今回工事に関わらず、当たり前のようになっている。そのくせ工期は伸びず、年度内竣工してくださいと言われるので、そういった不条理を改善しない限り4週8休なんて不可能。
84	③	雨天等の余裕をみて工期設定を行ってほしい。
85	③	発注者の発注が遅れるが工期の末日が変わらない為、工期もなく土曜日を作業する前提で工程表をひかないと間に合わない。発注自体が遅れているため当社ではどうしようもない。発注者は、発注が遅れても当社が何とかすると勘違いしてる。入社当初からこういったことが多発しており、発注者には再三伝えてるが一向に改善するつもりがない。週休2日を目指すなら、工事側で何とかするのではなく、まず発注者の意識を変えることが最も早いと思う。
86	③	発注者が必要な工事所要日数を詳細に積算せずに、外的要因をもとに工事期日を決めてしまう場合がある。
87	③	週休2日、天候を見込んだ工期設定になっていない。雨で作業出来ない場合、別の日に補填しなければならない。
88	③	詳細設計が確定しないで着工している為、問題を解決しながらの工事となり手間が掛かっている。
89	③	今の作業所は問題ないが、4週8休を実現するには、発注者側に工期設定を緩和してもらうよう要請した方が実現しやすい。
90	③	確認申請の許可遅れを考慮しない工期の設定（竣工日は決まっており、着工遅れを考慮しない工期の設定）。
91	④	今回の現場は、入札で他社の方がコストは安かったが、工程が間に合わないという理由で当社が受注しました。発注者側に法的規制でもしないと今回のような厳しい工程になると思います。ただ、尺度が難しいので、標準工期の設定が必要ですが。
92	④	土曜日全休にした場合の協力業者の作業員の給与への影響
93	④	入札時（契約時）に、最低でも4週6休、今後は4週8休を前提の工期を施工者は提示することを業界全体で推進して、それを施主、設計監理側も、時代の流れを汲みとり、業界全体の魅力アップに本気で取り組んでほしいと思います。
94	④	発注者側の理解不足。設計監理者の認識不足。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
95	④	土曜完全閉所を目的とした場合は、職方の賃金を考慮すべきでる。特に一人親方は収入面の安定がさらに悪条件になりうる為、現場で働く職方の賃金見直し、安定した賃金が確保できる体制の構築が必要である。また、民間企業等の発注者からの条件が土曜・祝日が閉所とすることを法的縛りとし、請負会社も準ずる事を決め、平等性を確保した中で受注できる事が必要である。要は法律で現場作業は原則日曜・土曜・祝日は行ってはいけないとまずは謳う必要がある。この二点を網羅して工程の標準化を定め、今後我々は工程を組み上げていくべきである。
96	④	法規上なんらかの基準を設けるべき、確認申請時に工期の審査も入れるべき。発注者の理解が得られない限り適正工期での受注はありえない。
97	④	休日を考慮し契約工期を定めているが、予備日がない。
98	④	私の現場では、事業主の営業開始が決まっており、その日程が厳守となるので事業主、設計者が原因となる遅れについては全て施工者がカバーすることになっている。次にも案件があると言われると、施工者としては何とかするしかなくなり結果、適正な工期を頂けず突貫工事が約束されている現場となってしまっている。しかし、会社は時間短縮、土曜閉所などと言われます。
99	④	工期設定は問題なし。社内的に早期に引渡しを目的としている為、日曜以外は作業をしている。
100	④	契約段階で、発注者側の期日が最優先であるため、工事中にトラブルによる工期延伸については、ゼネコン側で吸収していくのが基本姿勢。 （よほどの理由の場合は、延伸もあるが・・・）工期設定は25日/月を基本としていたため、現場としては、4週4休での閉所体制となります。4週8休であれば、20日/月を基本とした場合、1年工期の現場では約2ヶ月の乖離が生じます。日本における、建設業の位置付けが3K、5Kは当たり前、いかなる理由で遅れようと、遅れたら、日曜・祝日・強い夜通し工事をしてでも、期日を守れ！というのが現実だと思う。しかし、発注者側にも、建物の使用開始日や販売の都合等、期日が遅れると死活問題になると思われます。何れにしても、20日/月で設定しても、それを許容する世間の環境が整わないと、工期設定の問題は解決出来ないと思います。また、大手クラスがその行動を実践しても、それより規模の小さなクラスのゼネコンが抜け駆けをしてでも、受注高を優先させる問題が起こることも容易に想像つきます。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
101	④	4週6休での工期設定で受注している現場もあるが、そうでない現場も多々ある。また、4週6休の工期設定でも日常の業務の残業時間は考慮されていなく、土曜日を無理くり休んで平日残業が増えているのも現実としてあると思います。
102	⑤	実稼働日数、立地条件
103	⑤	通常工期設定は施主側で行う為、完全週休2日の確保は難しい
104	⑤	4週6休ないしは4週8休みで工期設定して契約をして欲しい。現在の現場は2ヶ月工程が足りません。世間、会社では時短指示、残業は悪と称されていますが、仕事環境が変わらなければ変えるにも限界があります。
105	⑤	天候に左右される為、工期内の天候も考慮し引渡し日を設定する。繁忙期での作業員確保への配慮。
106	⑤	土曜、祝日休工に関して、原則作業禁止を謳わないとなかなか難しいと感じる。予測不能の事態への貯金を作りたいので、土曜、祝日は、やはり仕事を進めたくなる。また、業者側の方も土曜、祝日は仕事をしたいという雰囲気がある（生活のため等）。土曜、祝日が1か月の平均で5日あるとして、残業時間のうち、 $5 \times 10 = 50$ 時間程度は土曜、祝日の分であると考え、ここを完全に閉所にすれば相当な時短になるが、前述の通り土曜、祝日の休工が絶対条件ではないとどうしても仕事を進めたくなるのが人情なので、ここを国を挙げて変えていく必要があると思います（時短を進める場合）。
107	⑤	工期開始前に施工計画をする。受注状況により出来ない場合は計画も含めた工期設定とすべき。雨による作業不能日、夏季の躯体工事の作業員が不足になるので工程に反映する。他の工事と工期(竣工日)をずらし、作業員を分散させ不足を解消する。
108	⑤	4週8休の意識が薄い。工期設定の優先順位が下位である。
109	⑤	現場係員が休めても、遠方からくる作業員は宿泊費もかさむのでまとめて（休まずに）仕事をしたいと考える。その地域に作業員が少ないような地方現場の場合は往々にしてよくある話である。社員の能力や、作業における生産性の向上云々だけではなく、現実に応じた解決をみんなで考える必要があると思う。
110	⑤	工期を短くした方が、利益が上がる。この考えが浸透している事。
111	⑤	職員の数だけでは、解決出来ない。30代後半からの、次席不足に伴う歪も工程、しいては日々の作業（残業）時間にも影響があると思う。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
112	⑤	国が歩掛りを定めてそれをもとに工期を算出する必要があると思われる。それを確認申請時に検査機関がチェックし確認済証を交付する。
113	⑤	業界全体で週休2日、残業を減らす事が重要視されている中で、工期が無い事。
114	⑤	注文者が土曜日を稼働日として認識していることがかわらない事。
115	⑤	発注者側が4週8休を理解して頂きたい。4週8休とした場合の職方の日当の改善が必要である。
116	⑤	発注段階で、4週8休ベースの工期設定になっていないのが問題だと思います。
117	⑤	4週8休を会社は推し進めているが、契約工程はそうっていない。
118	⑤	工程は前倒しになる事は少なく、不測の事態により遅れる事の方が多いため、余裕を持った工程設定が必要。
119	⑤	適正な準備期間の設定（最低でも1か月は必要）。準備期間が設けられないのであれば、着手して軌道にのるまでの間、職員の増員が必要。これら2点に関して社内事情なので、施主からしてみれば工期設定について問題無いので施主に迷惑を掛けないよう人員配置を行って欲しい。
120	⑤	週休2日を取得するためには、契約時に休みを工期に反映するとともに、天候に左右されるので予備日もしっかり工程に反映させる、また社員の人数も検討して受注しないと改善できないと思う。
121	⑤	週休2日+天候による作業不可日を考慮して工期設定をし、人員配置も適正にしなくては、4週8休は難しいのではないかと思います。また、下請けに対する工事費UPも必要だと思います。
122	⑤	今回は、前現場の竣工前の追い込みと次現場の乗りこみが1～2か月ラップしてしまいました。このような状態ならば、営業側が着工日を遅らす等の交渉をしても良かったと思われます。
123	⑤	人員を増やす、着工時期を遅らすように発注者と交渉する等しないと、健全な工期設定は出来ない。
124	⑤	発注者の希望だけで工期が短くなる。受け負けている日本の建設業を変えないと、いつまでも工期が無い状況での仕事環境が続くと思います。
125	⑤	竣工引渡し日ありきではなく着工日からの工程設定。
126	⑥	契約書に記載の工期自体が標準工期より2ヶ月少ない。着工の遅れとかではなく契約時の工期自体に問題がある。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
127	⑥	建設業界における標準工期算定方法を確立する必要があると思う。見積時にこの標準工期を厳守する様、業界全体で取組む事が必要。施主の都合で工期を短縮したいのならそれに見合った工事費を加算し、適切な配員で工事に取り組めるような流れを作るべき。
128	⑥	適正工期について契約前に発注者、受注者間で話し合われるべき。施主都合のみで、価格競争をさせられる受注者にとってはリスクが伴う。今後の4-8休（閉所）も受注者などの上流からの指示、取り組みなどでないと進んでいかないと考える。行政も施主側への働きかけが無いものか。
129	⑥	自動車部品製造工場の耐震工事作業所で土日、GW,お盆、年末年始にだけ現場を稼働許可されている。発注者の製造工程が優先で耐震工事はその妨げにならないように施工することが強いられるため、工程の管理が困難になっている。
130	⑥	当現場では、杭の引抜き工事から行ったが、2週間余計に時間が掛かった。当然地盤の固さや土質などは、やってみないとわからないことがあるため、杭打などは遅れることが多い。また、コンクリートや溶接など雨で作業できない分の工期も、なかなか見込むことが難しい。
131	⑥	契約書があとやりで、工期ばかりが先に走る。準備が間に合わない。未契約着工が多い。
132	⑥	完全週休2日制の確立に向け、建設業界が足並みを揃えて、実現に向けた対応をしてもらいたい。施主要望である工期短縮に向けた土日祝祭日稼働は、法令違反として頂きたい。
133	⑥	標準工期の設定があいまいなため施主に対して強く要望できない。業界全体として工期短縮によるダンピングを規制しないと一現場・一企業では限界がある。
134	⑥	施主要望が、週休2日制には合致しない。
135	⑥	入札案件だと、工期が設定されており、その工期で契約が進むため、客先が要望する厳しい工期(短工期)を受け入れざるを得ない側面がある。
136	⑥	建設業界での週休2日制度を確保するためには、施主・設計の理解が必要です。理解が得られないのであれば人間で補うしかないと思いますが技術者の減少などあり、単に人数でを入れればいいというものでもないと思います。建設業界だけではなく、その他の業種も参加が必要だと思います。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
137	⑥	入札時点で発注者側から工期を指定されていることが多い（指定工期を外れると見積に参加できない）。週休2日制にすると協力業者の中には賃金面で困るという声もある。休日を増やし工期が延びることで人件費がかさむ。
138	⑥	当作業所においては、事前に発注者と工期の打合せが十分に行えたため、適正な工期を頂く事ができたため、特に問題はない。一般的には工期が決まっていって受注する場合が多く、施工側からの要望が受け入れられることが稀なため、発注者の理解が必要だと考える。
139	⑥	工期設定については、さまざまな問題があり、得意先の理解も必要となる。以下受注競争における工期設定要素も大きく、早く引渡しをするから受注をさせてください。（工期短縮によるコスト減を利用し）安く施工します。といった内容も排除する必要があります。また、稼働日数が少なくなる事は、作業員の収入にも影響を及ぼします。作業員の一日あたりの単価設定を高くする必要があります。これらは、受注競争にも直接影響する事項であり、非常に難しい問題であると思います。しかしながら、建設業への担い手の確保、魅力ある建設業とするためには、実現していかなければならないと問題であると認識しています。
140	⑥	入札時に「工期が他社よりも短くなる。その結果他社よりもコストが下がる。」という内容は発注者からすればかなりの魅力である。関西だけかもしれないが発注者は技術力をもったゼネコンに安く早くやらせたという事を自慢する傾向があると私は感じる。4週8休の工期設定で入札すると発注者からすれば何のメリットもない。入札時の設定条件に4週8休を発注者側が示さないかぎり、もしくは特命工事でないかぎり施工の工夫や努力での休日の土日全休は難しいと考える。
141	⑥	工事着工時に休日を加味したとしても、天候の遅れや労務不足により、どうしても作業所閉所を土日出来ない場合が多々ある。
142	⑥	得意先の要求工期が現場週休2日とあわない場合が多々あります。社会全体の働き方改革に理解を頂く必要があると思います。
143	⑥	見積の段階で週休2日ペースでの工程表にしていかないと実現不可だと思います。
144	⑥	土日祝日の閉所を見込んで、当初の工期設定を行っているようだが、実際の想定着工時期がリンクしてない事が多い。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
145	⑥	過去には、4週4休の工程を作成し、天候や不慮による予備日は、日曜であった。そのため、悪天候や、不慮の事故があると休めない。しかし、これだけ、時短が騒がれている中、4週10休で工程を作成しないと、事実上の休日取得は8休を確保できない。さらに、現場6全休が必要ではないか。前述の工程作成の論理から4週6休の工程を作成すると、概ね、1割強の工期が延びる。販売業、製造業など時間で利益を確保できる産業では、なかなか理解してもらえない。工期が延びるだけでなく、延びた分、発注金額も高くなる。本当に発注者は理解し、納得をしているのだろうか。
146	⑥	顧客目線での工期にしなければ受注に繋がらない為、引渡し有りきの工期となっていると思う。数量だけでの工期算出ではなく、工事の難しさ等を理解した上での工期算出をしてもらいたい。
147	⑥	既存工場内での増築工事+既存工場内工事(生産休業日)で、元々工期に設定されておらず、工程管理が厳しい。
148	⑥	構内工事の場合、作業に制限が有り、土日作業のみの工事もあるので考慮が必要。
149	⑥	顧客要求の工期が厳しすぎる。職員が多数配属されたとしても、当作業所では4週8休は不可能。本気で4週8休に取り組むのであれば、顧客意識の改善と着工に先駆けての職員の配属と工事計画の実施を実現しない限り、同じ事を繰り返すだろう。顧客からの要求を一方的に受けるのではなく、受ける側の人員の状況・設計期間の確保をしっかりと行った上で実際に着工できる日程を、工事を請ける側から提示し双方合意の上で着工時期及び竣工までの工期設定を行う必要がある。
150	⑥	計画や設計業務が遅れても最終的な開所や稼働日が変わらない為、現場にしわ寄せがくる。
151	⑥	受注時点から工期設定が厳しいことや、建築確認申請の認可が下りない等の事象により着工が遅れ、工期が厳しくなるといったこともありますが、やはり作業員の確保が難しい点が工期に大きく影響しているのではと思う。作業員が集まらない為に工事が進まず結果として工期に影響することが往々にしてあると思う。
152	⑥	本当であれば現場代理人自らが工期設定する時間を設ける必要があると思います。過去のデータを分析してパターン化することで工期設定の参考に使用でき工期の精度を上げることができると思います。
153	⑥	やはり施主の工期設定。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
154	⑥	①工事発注者(施主：特に民間企業)による適正でない工期設定。②工事発注者(施主：特に民間企業)における適正な工期修正に対する理解がない事。③工事着手前の打合せ等での施工者担当者(営業部門or設計部門)の適正工期に対する理解不足。④①について③に起因する事、または、営業的配慮(他社との競合)による施工者から工事発注者(施主)に対する説明不足。⑤工事着手前の打合せ等での施工者担当者(営業部門or設計部門)による安易な工期短縮の了承などの(土)(日)休日のための意識の低さ。⑥施工者の現場配置職員の不足に起因する施工計画の遅れによる工程遅延。⑦⑥に対する施工者の母店による支援の不足。⑧1人現場で交替出勤が出来ないために、現場作業が全くない現場全休の(土)しか土休が取得できない。(→母店の支援不足)
155	⑥	もともとの工期設定が土曜日休み設定されていない。天候に左右される。労務不足。近隣状況により作業時間、搬入経路、時間が制限される。
156	⑥	発注者の要求する工期を守らないと受注できないから。
157	⑥	例えば入札時に金額だけでなく各社より工期も提示する形式にすれば良いと思う。
158	⑥	原則土曜日が休みとしてみていない。設計変更に対応する日程が工程内で取れていない。
159	⑥	民間競争で工程短縮が受注に有利な条件となる場合は、いつまでたっても短工期受注はなくなる。日建協には、国交省等の公的機関発注案件で適正工期の発注をお願いしつつ、民間工事については、職員交代制で法定休日取得できるよう教宣していくことを望む。※民間の発注者に依頼することはほとんど効果なしと思われる。
160	⑥	既存改修工事があるため、平日作業に加え休日限定の作業を有する事。
161	⑥	着工が契約直後からの設定が多く、事前の計画時間が不足する。(特に官庁工事で契約日翌日＝着工日の設定が見受けられる) 着工後からの準備工事期間(施工者による地盤調査や埋設物調査)が考慮されていないケースが多く、着工後の地中障害発生などにより工期を圧迫する。また工期延長変更も発注者によっては、期間を適正に認めないケースもある。工期設定が、これまでの無理をしていた時期での設定がベースになっているものも多く、競争入札では短工期であることが有利になるため、受注時の工期設定が4週8休になっていない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
162	⑥	契約段階において受注者の工程における要望について、正確な情報を把握し工程表へ入れ込んでおかないとならない。工事を着手する前に適切な工期確保ができていないか、確認をしておかなくてはならない。
163	⑥	施主要望の引渡期日ありきでの工程。
164	⑥	発注者が適正な工期で発注できるように法律を制定しないかぎり、休みを安定して確保しつづけることは難しいと思う。
165	⑥	当工事は熊本地震被害復旧工事であります。熊本地区は特に建設作業員が不足しており、工程管理が非常にやりにくい状況になっています。
166	⑥	発注者と設計者又は施工者による工期設定の打合せに週休2日を設定しなければ、施工段階で土曜閉所は見込めません。建物の規模と種類による工事期間があらかじめ法律などで〇か月以上とすることとあれば極端にタイトな工期が発生することなく、適正な工事期間を確保する流れが進むのではないかと思います。
167	⑥	なるべく工事着手を早くする。
168	⑥	全体工程の設定において現状考慮している休日は、日曜日、年末年始休暇、夏期休暇、ゴールデンウィーク及び統一土曜閉所日です。工事が進む中で工程に余裕が出た場合、統一土曜閉所日以外の土曜日を全休にすることもある（今まで2日）。
169	⑥	民間工事の場合、発注者の条件に支配され、どうしても週休2日を組み込める工程にはならない。
170	⑥	客先が製造業の工場で操業が結構優先される為に土曜日、日曜日の出勤が必要となるケースが多い。
171	⑥	引渡が決まっているが、着工がなかなか出来ない場合や当初条件に記載されていない条件がある場合。当現場での該当項目として、工場稼働日の塗装（臭いが出る作業）工事、外部作業が出来ない。搬出入が工場都合による等支障があった。
172	⑥	祝祭日・土休、及び雨天による予備日を考慮した工程 → 当然今までの工期より長くなる為、事前に施主への説得が必要。
173	⑥	企業先要望による工期設定が多い。入札時に工期延長の提案をすると受注できない（失格になる）。
174	⑥	契約も、確認申請もヘタすると設計図もないのに竣工日(稼働日?)が決定してる場合がある。こういう場合は工期に余裕があるわけがない。適正な工期ありきで契約した工事が存在するのか？
175	⑥	受注工期内の週休2日は無理。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
176	⑥	事業主が働き方改革を良く理解し、工期・コストに余裕を持つ様にした ら良い。
177	⑥	職人が激減している。平均して仕事が無く、日給制が多い。現場の都合で 職人の数が増える訳がないので余裕を持った工程が必要。
178	⑥	休日を見込んだ工期での契約を行う。
179	⑥	過去のモデル工程を参照していると思われ、各工事に適さない場合があ ると思う。
180	⑥	工場等の生産施設は特にですが、早く造って稼働した方が施主の利益に つながります。なので当初からタイトな工期で発注されます。また、何 かの要因(施主側)で着工が遅れても、工期延長はなく、逆に短縮を求め られます。気候に左右される業種であるにも関わらず、工期に余裕が与 えられないのも問題であると思います。
181	⑥	工期設定は受注者側の指定工期とする。
182	⑥	工期を延伸せざるを得ない事態（受注者の責任ではない場合）は、違約 金等無く延伸が出来る環境にする。休日を踏まえた適正工期とする。
183	⑥	請負業者が標準で設定する工期になっていない。発注者の都合で工期が 決定されている。
184	⑥	受注者として必要な工期と、発注者側都合による工期との間でズレが生 じるが基本、後者が優先され受注者側の希望が通らないケースが殆どで ある。工事を受注するにあたり、請負金だけではなく発注者の希望工期 を守れるかが要素の一つに成りうるから、結果、短工期にて受注せざる を得なくなってしまう（工期ダンピング）。発注者側の完工日は（特に 官庁工事は）年度内工事として3月末に設定されることや、四半期末に 設定されることが多いが、それをずらすことにより労務事情はずいぶん 改善されるはずであり、請負金も下げることが可能となるはずである。 なんでも「年度内」「期末」に設定されてしまうカレンダーの改革が必 要ではないか。工事途中での設計変更等、不可抗力以外の要素による工 期変更に対して変更が認められないケースが多い。発注者側で「休日設 定とそれを実現させるための人材配置」を発注要件として挙げてもらう ことが有効。
185	⑥	入札が工期優先で選定される場合が多い。多少高くても短い工期で竣工 できる業者が受注する。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
186	⑥	適正配置計画に基づく人員配置（能力を考慮した計画を含む）を行うだけでなく、天候等で遅延することも配慮してもらうことが必要。今回当現場も設計の遅れから現場工期を削られ、不服として交渉したが結局満足した工程は実現できなかった。そもそも建設業界は、・・・と発注者が、潜在的に考えているところに問題があると思うし、法律でも明確に顕すことが必要と考える。
187	⑥	施主との契約時に4週6休を考慮された工程であったが、実際は施工が難しく工程が足りなくなった。
188	⑥	①作業員の人員不足 ②社員の能力が低い ③現場によってですが、契約から工事着手までの準備期間が短いことが多い ④言い出すとキリがありませんが、最初に4週8閉所で設定したとしても、天候による遅れや現場の失敗もあるので、余裕を持った工程にしてほしい。もしくは、原因があって工程が遅れる場合、気軽に工期変更が出来る環境になればいいと思います。まあ何を優先するかによりますが、閉所や残業を優先するのであれば、極端な話、工期を設定しないとか。⑤4週8休を実現や現場を8閉所するには、作業員の給与体系を変えない限り難しいと思うので、どんなに小さい現場でも社員が2人は必要だと思います。
189	⑦	発注者の要望により、引渡し日が決まる場合がある。それを飲んでの契約となるので、間に合わせざるを得ない。
190	⑦	発注者にも土日祝日閉所の認識を持っていただく（収益を優先し早く引き渡しを受けたいとするのが多い）。または行政から喚起を促す。
191	⑦	働き方改革を実現しようとする場合、適正工期による受注が必須となる。しかしながら、見積時の工期設定も各ゼネコン毎に提案させている状況では工期自体も競争材料となり、会社毎の受注目標達成状況次第で、無理な工程を提案してでも受注する状況となってしまう。社会全体での働き方改革を実現しようとするのであれば、業界全体が足並みを揃えて案件毎に適正工期を定める様なガイドライン・指針を策定する必要があると考える。
192	⑦	発注者の要求する短い工期を仕方なく請負う。適正な工期を発注者側に理解してもらえない。適正な工期とは社内でも理解できていない。
193	⑦	受注段階において4週8休等を必ず見込んだ工期設定を行なう（施主側の理解必要）。業界全体において工事に見合った最短工事期間を定め制度化する。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
193	⑦	商業施設は1日でも早く完成させ開業することが、施主にとってのメリットとなるため提案工期より2ヶ月縮められている。作業所を閉所する余裕があれば、その分工事が早く終わるだろうという考えがある。
194	⑦	ほとんどの現場が競争入札や、施主要望につき適正工期ではなくとも受注せざるを得ない背景につき、社内で謳っている休暇取得は難しい。人員を増やせばコストも掛かるし、個々の能力によって増えても意味のない人員数な現場もある。
195	⑦	4週6休を可能にできる工程計画ではない。実現するならば工期月数×6日を加味して決めてほしい。
196	⑦	働き方改革が掲げられ、その重要性を発注者にも理解を頂く。
197	⑦	設定工期に余裕がない。
198	⑦	民間企業が発注者の場合、事業計画ありきで工期（完成時期）を決めてからの実施設計の為、設計業務が遅延した場合は施工にしわ寄せがくる。結果突貫工事になり、時間外・休日出勤が多くなる。
199	⑦	店舗やマンションは予めオープンが決まっているので工期延長が出来ない。
200	⑦	施主の方は凡その工期を把握した上で、更に短い工期での発注や契約を行う事。
201	⑦	働き方改革の実現には、受注時に適正工期、適正配員の確保が必要。
202	⑦	土曜閉所実現のためには、発注者、設計者、施工者など業界全体の意識改革と、法整備などが必要と思われる。
203	⑧	適正な工期確保には、受注側の粘り強い主張と、発注者側の理解が必要。
204	⑧	工期設定は受注に取組む営業・現業担当者、更に客先の希望により決定しており全員が36協定違反にならない工程設定並びに配員計画としていかない限り今後も解決していかない。
205	⑧	当作業所では、夜間作業中心の作業現場ということも有り、週休2日にしておかないと配員増強が必要なことから週休2日体制にて工事は進捗しています。可能な限りこのままの体制にて実施継続していこうと調整中です。やってみて感じるのは一週間が非常に短く感じるということです。定例が水曜実施につき週明けるとすぐに定例準備と慌ただしく進んでいるという印象です。但しこれも従来の慣れ等から来ているものと思われる。
206	⑧	施主の週休2日に対する理解、作業員の賃金維持。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
207	⑧	4週8休を目指すうえで工期が延びることに対する施主としてのメリットがない(製造業など特に短期施工で工場稼働を1日でも早くといった需要である)。4週8休で施工すれば何らかのメリットを受けれる仕組みを国として作らなければ、4週8休は根付かないと思います。
208	⑧	業界全体で休みを見込んだ工程設定をしていくべきです。
209	⑧	設計及び工事計画期間の確保不足。4週8休を目標とした工程の設定。手配予定、契約日程を含めた工期の設定。
210	⑧	協力業者の週休2日の認識不足。週休2日を加味した工期設定での受注。
211	⑧	受注段階で既に余裕のない工期設定になっており、工事計画も十分にないまま「とりあえず杭（または基礎）工事に着手！」というパターンが多くある。そこから考え方を改善しないと、4週8休の実現は無い。
212	⑧	杭工事、土工事、基礎（鉄筋、型枠）工事等の地下工事が完了するまで工期設定は定めず、地上階が起動に乗ってから工期設定が出来る様、法律で定めてほしい。今回の作業所で解体工事時、江戸時代石積擁壁下に墓石、杭工事時に既存P C杭、土工事時に油分混入土が地中障害となり、30日の工事遅延が発生しましたが工期の延長は、認められず竣工前に突貫工事となりました。
213	⑧	4週8休にて工期設定をもとに行っていない工事がまだ多数ある。工程遅延の原因となる様々な要因が工事期間中発生する中でも、なかなか工期延長を認められないケースがほとんどである。
214	⑧	契約から着工までの準備期間が少ない。施主側は着手後すぐに工事を始められると思い、契約を直前までしない傾向にある。その分竣工時期を遅らせる必要がある。契約から着手日の適正期間を法的に定めてほしい。
215	⑧	近隣対応は本来施主が行うべきで、施工者に押しつけられ、施主の問題ではないと思っている。
216	⑧	働き方改革を行うには、発注時の工期設定を週休2日を含んだ設定を行う必要があると感じる。
217	⑧	4週8休を契約工期の工期設定にしていない。
218	⑧	そもそも、週休二日を考えていない。2ヶ月程の遅れを日曜出勤、夜勤で取り戻そうとしている(客先)
219	⑧	4週8休で工程表を作成すると、竣工に間に合わない。
220	⑧	フロントローディングに関して、契約後直ぐに施工に着手出来る体制を、最低限取るべきだと思います。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
221	⑧	見積時に引渡し日時が決められ、着工から引渡し日の間で割り振るような工程となっている。
222	⑧	見積条件にて開業予定日が決まっている中、納まるような計画・コストを提して受注する物件は大半を占めている中、施工業者が意見するレベルではない。PM会社、設計会社はその点をよく理解して、施工品質、コスト他適正工期を確保するメリットを前面に出して発注者との調整をする方向性が定着しないと現状の改善は難しいと思われます。
223	⑧	工期設定時に盛り込みたい事項として、①6閉所の設定 ②（東京都内）指定建設作業に伴う、不稼働日の設定 ③雨天時の不稼働日の設定がある。
224	⑧	構造・規模・用途による適正工期の基準がないため、発注者、受注者とも利益・生産性ありきで工期を設定しているのではないかと思う。
225	⑧	民間企業による発注工事については、商戦や引っ越しシーズンなどの企業側の都合により工期が決まってくる場合が多く、内容によらず工期終了時期が決まっていることが多いのが問題。見積もり条件も工期設定でだいぶ変わってくるので、すべての工事が適正工期で発注され、同じ条件で施工業者が見積する仕組みに世の中を変えていくことが必要。
226	⑧	こういった理由であれ、工期を夜間や休日を使用してまで間に合わせるゼネコンが悪いと思う。当然、現場理由の遅延はあると思うが、設計や施主側の問題での遅延もあるのに・・・例えばスタート時の確認申請が降りていない状態で工期が始まっていることは多々あるので。
227	⑧	契約段階で4週8休を想定した工程が組まれていない。
228	⑧	気象条件や作業員不足、近隣環境もあり4週8閉所できる環境にない。4週8閉所が出来る工期とまでは言わないが、諸条件を考慮した上で出来るだけ閉所できる工期設定として欲しい。
229	⑧	発注者が自社の決算時期に間に合わせるように工期設定をする事。工期を発注者が主導権を持って決定する事。
230	⑧	契約工程の段階で4週8休、長期休暇をしっかりと確保すべき。
231	⑧	雨日の設定が難しい。土休の観念が工程計画から抜け落ちている。
232	⑧	4週8休を実現する工期設定については、発注者（事業計画）で左右される。その為、4週8休を見込んだ工期で受注することが発注者の意向に沿う形である必要があります。
233	⑧	事業計画による竣工時期の設定がある為、無理が生じる。土曜、祝日を稼働日として、工期を設定している。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
234	⑧	発注者の事業計画による縛りや事前の施工計画期間、計画時及び着工時からの適正な人員配置、計画時及び着工時からの作業労務の確保、4週8休及び降雨予想日等の適正及び幅を持った盛込み、工期延長が必要な場合の明確な条件設定による契約が必要である。
235	⑧	民間工事のため、施主に決められた工期を伸ばすことができないことが難点である。難しいと思うがあらかじめ余裕をもった工期の設定をしてほしい。
236	⑧	施主主導からゼネコンの提案主導の工期設定をしてほしい。
237	⑧	営業の段階で調整をしてほしい。
238	⑧	土曜出勤分の、工期を延ばせば、成り立ちます。
239	⑧	契約時の工期設定が短工期のため、躯体工事は、4週4閉所を行っているが、仕上げ工事については、日曜日の作業も行わないと工期が守れない。
240	⑧	月8休を目指すには、閉所日を6日/月以上設定したうえで交替で2日/月を足さないと難しいと思います。契約時には週2日閉所は現時点ではハードルが高いので、日曜。祝日の他に2日/月で計画し工期を算定して契約すると週休8日が実現し易いと思います。
241	⑧	発注者要望による工期設定がほとんどである。適正な工期・人員配置を踏まえた工期で受注することが大切。
242	⑧	施主要望と施工者設定の工期に開きがある場合があります。大方、施主意向の設定工期で進めるケースが多いと思います。天候に左右される現場施工の場合、施工途中で工期設定見直しが許される制度があると思います。
243	⑧	契約工期を設定する時点で全休日予定を4週6休、8休等にしないと作業所全体での休暇取得は推進されないと思う。これを実現するためには、技能労働者の請負単価も更に上げる必要があると思う。
244	⑧	現場に引き渡される前の段階の受注時の工期設定に問題があると思う。特に現状はオリンピックの影響もあり職人・重機のとりあいであり労務をかなり圧迫させる状況である為、そのあたりも含めた工期設定が必要になる。また、既存のものの解体や地中障害物など工期に大きく影響するものがあることを考えると受注の段階での工期設定には問題があると思う。さらには、働き方改革を進める上での時短のことも考えると、工期に余裕がないと取り組むことはほぼ不可能になってくる。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
245	⑧	マンション・事務所・店舗等の予め引渡し日・オープン日が決まってしまう工事について、工事途中での工期変更が難しいと思うので、ある程度の余裕を見込んでの工期設定が必要になってくると思う。発注者に適正工期の把握をして頂けないと、工期のダンピングにつながると思う。4週8休での工期設定になった場合、その分の共通仮設費等を見込んで欲しい。
246	⑧	必要休日日数を見込んだ工程。検査業務を見込んだ工程。施主若しくは監理者の要求に対応出来るだけの時間を見込んだ工程。
247	⑧	もともと工事着手日は重視されないが、竣工引渡し日は最重要視される。適正工期よりも終わらせる工程(しかも概算工程)で契約している為、無理が生じる。契約時点での工程表の内容が薄い。受注をしたいが為に、そこは度外視されている様に感じる。
248	⑧	週休2日を考慮した適正工期での契約を望む。
249	⑧	4週8休を発注者が指定すればよい。
250	⑧	会社として、月1回以上の土曜閉所を行うような動きがありますが、基本土曜日を出勤での工程となっています。場合によっては日曜日にも出勤することもあります。工程に余裕がありすぎても困りますが、多少の余裕がないかぎり、土曜の閉所は難しいと思います。作業員も基本日給月給ですので、単価が上がらないと、土曜日を休みたがらないと思いますが、以前よりは意識は変わってきているとは思いますが。
251	⑧	マスター工程表では詳細工程が抜けている事もあり、工期設定後に気づき圧縮して工期内に納めるようにしている。4週8休以上とするならば、工期・日数がないと困難である。工期を通常通りとした場合、時間外での事務作業等も増えるために工期・進捗スピードを遅くしないと難しいのでは。
252	⑧	工期を短く設定することが、他社との競合の際、武器となります。自社のみ長い工期にて設定すると競争に負けてしまいます。
253	⑧	民間分譲マンションの場合、入居日(3月末とか)及び決算日等を優先する傾向があり適正工期が取れない場合がある(売り上げや引越しに関わることなので分からなくもないが)。
254	⑧	発注者の考えを施工者が十分に理解する事。工期に無理がある場合は、理由と対策を発注者に分かり易く説明し納得してもらう事。無理な工期設定で受注してしまう事で残業時間が多くなり休日も少なくなってしまう。発注者の理解も必要。
255	⑧	工事着手までの準備期間が少ない。冬期の躯体工事での余裕期間がない。モデルルーム引渡し日の変更が出来ない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
256	⑧	請負側の責によらない事象（天候等）で工程が遅延される要素があった場合、発注者側も工期を延伸する事を検討してほしい。
257	⑧	施主の事業計画と当方の休日取得を含んだ工期が合致することはかなり難しい。着工後も、地中障害など不可抗力による遅延が生じた場合でも、事業計画を覆すことは殆どあり得ない（販売計画など確定していなければ可能性もあるのだろう）。
258	⑧	施主の契約、見積り時にマスター工程で週休2日とした工期に対して理解が一切ない。
259	⑧	契約時から、週休2日の工期設定でないと実現できない事と、職人さんの単価の手当がかわらないと、職人さんは日当の為、週休2日だと厳しいと良く言われる。
260	⑧	4週8休等の余裕のある工期を設定すると経費が掛かり、工事費が高くなるので受注できなくなる。
261	⑧	該当工事地区の繁忙期での工期選定については、職人不足が懸念される事から余裕を持った工期設定を行ってもらいたい。施工条件（立地、地区、近隣環境など）や工事難度等の諸条件を考慮した工期を設定してもらいたい。
262	⑧	以前ほどではないが、やはり事業主の計画に依るところが大きく、それに合わせるような工程を設定せざるを得ない。
263	⑧	発注者との契約段階にて、土曜日を稼働日にしない工期設定で契約を行い、作業所にて独断で土曜日を稼働しないように、契約条件に記す又は届出を必要とする必要がある。
264	⑧	週休2日の理解がまだされず、全体工程を組み立てる段階での休日設定が不足している。
265	⑧	土曜日が全て作業日になっている。品質管理が厳しい時代で検査日等が工程に含まれていない。
266	⑧	天候不良等の受注者の責任ではない所での遅れを工程に見込む。全体工程表を作成する時に土・日曜日、祝日を全て休みとし計画作成する。
267	⑧	受注時の工期設定が週休2日（土休）で無い事、建設作業員の労務単価も週休2日に見合う単価になっていない事により作業員、協力業者自体にも週休2日の意識が生まれにくく社員対象で交代での4週8休の実施は配属人員により可能であると考えるが、建設現場の土曜休工は受注時の近隣状況により決まりがある場合意外は実現までほど遠いと感じる。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
268	⑧	当初契約時のマスター工程において土曜日の休日を取り込まないと、現実には4週8休は不可能だと思います。
269	⑧	発注者が年度末引渡しを望むため、どうしても工期の延伸が難しい。
270	⑧	何をもって工期設定するのか。施工条件が各々異なるし、仮設計画の考え方次第で大きく変化する。請負金額の原価割合によっても変わるからこそ技術者としての技量を発揮する工程に対し、マニュアル的な工程作成は、現実にはそぐわない結果をもたらす。結果、圧迫された工程は、4週8休を低減させ、卓上論理でしかない。法律的に土日祝日を全面工事禁止にする以外他方法ないと思われる。土日祝日・夜間をやむを得ず作業せざるを得ないのであれば、それ相応の対価も併せて法令化する必要がある。
271	⑧	作業して良い日と悪い日また、雨天も含め、年に〇〇日は作業不能と法律で決める。与えられたパイの中で、工期を守れるかは、各社次第なので、休日を統一する必要がある。
272	⑧	週休2日の工期設定になっていない。
273	⑧	今後4週8休行う上で、施主が了承できるのか？（左記分の工期延期及びコストUP等）。
274	⑧	テナント調整の完了していない時点では工程の確定が出来ず、テナント都合等による工程の流動性がある。
275	⑧	繁華街にて解体工事を行っている、近隣様から日曜日稼働して欲しいと要望受け日曜日稼働している。現在通行人が少ない土曜日、日曜日に交代で休みを取る事と、水曜日を現場閉所とする事で4週8休を確保している。
276	⑧	作業員の日給制や技術社員不足、土休を取り込んだ全体工程の検討。
277	⑧	民間工事に於いて施主が、施工会社の政府による働き方改革の動きは全く浸透しておらず、昔からの工程において、これで十分出来るとの考え方で有る為、特に分譲マンションに於いては、工期を伸ばすと顧客が他物件に取られるとの考えが浸透して居る為、いくら施工会社の職員が働き方改革、時短を考えても一切関知しない為、全く機能して居ない。また協力会社の作業員も土曜日を休むとそれだけ下請け負いの金額に影響する為、中々休もうとしないのが今の現状です。ですので工期設定に於いて働き方改革の法律でも設定し、請負業者との契約時に於いてその法律を遵守して話し合いの基に於いて工期設定をしないと罰則と成る様な事でもしないと民間事業では成り立たない現状。
278	⑧	今物件については、4週4休にて計画しているため現段階では適正工期と思っている。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
279	⑧	官庁も、民間も適正工期の見方があまく、短すぎる。
280	⑨	工事着手、その他製作物に対しての準備期間と決定までの期間がない。これがあれば、製作物が遅れることでの工期の遅れが大幅に減り、工程も組みやすくなるために工期短縮につながると思う。
281	⑨	週休二日を実現する為には、同業他社との協同、協力業者への理解促進、適正請負金の確保等が必要。自由競争である以上、週休2日を達成した企業に対する補助金(主として、業者への還元を目的とする)等のインセンティブがないと協力業者はついていけないのではないかな。
282	⑨	公共工事における工期設定は、4週8休もしくは6休として、これが発注条件となるようにしてほしい。当然、工事単価の見直しが必要でなければ描餅になってしまう。だが民間発注はいくら適正工期を規制しても仕方がないと思う。発注条件に工期の提案も入れれば、すなわち施工者側にその責任は転嫁されるからだ。当然、週休の実現のためには多大な建設コストアップが発生するが、厳しいビジネスにおいてそのようになるとは思えない。発注者が健全で自由な経済活動を進めれば、より安くより早く建物を手に入れたと思うことは自明であり、当たり前の要求と思う。施工者として、その当たり前の要求を当たり前としない世の中に変革していかななくてはならない。大変な変革であるが、ヤマト運輸のように声をあげて、世の中の理解を得ることが大切だ。
283	⑨	工期設定における問題点については、各工程の歩掛は想定にて期間を出して対応することは可能だが時期や状況により必要人員の変動を読むことができないため、工期設定をしても今後は社会情勢によって対応がしきれないケースが出てくると考えられる。
284	⑨	発注者が宿泊施設の為、営業損失を縮小するために極力短縮した工期・営業をしながらの改修工事を要求される。日中しかできない作業（音出し）・夜間しかできない作業（搬入搬出等）と縛りも多く、昼夜のシフトを組むまざるを得ない場合がある。
285	⑨	既存建物解体工事に関し、近隣からのクレーム等により、どう工程に支障が出るかの事前設定は、なかなか難しい。
286	⑨	得意先側の事業スケジュールが元々厳しい工期設定だった。設計スケジュールが逼迫したが、全体工期としては伸びることがなかった。等
287	⑨	コスト、工期での自由競争であれば、必然的に多少無理のある工程での受注があると思います。
288	⑨	着工までの時間も必要。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
289	⑨	見積や契約の段階で、週6日稼働しないと終わらない工期設定となっている。地中障害等の予期せぬ事象に対し、コスト面では別途工事等で謳われていることがあるが工期に関しては曖昧なことが多い。（工期延長ができない場合がある）
290	⑨	受注時の工期設定が案件対応している人の技量に左右されるため、設定条件にばらつきがある。
291	⑨	時代にあった標準工期算定ソフトが必要と考える。適正な工期、配員を行うとコスト削減ができず、受注に結び付かないのが現状である。発注者側へ強制的に理解を求める制度が必要と思う。
292	⑨	建築工事では、土木工事で認められている天候不良による工事遅延が慣例的に認められない。また、工期設定時に、土木では20%～30%見込む荒天日の設定が、建築ではほぼゼロであり、雨天等で工事が遅延した場合は、土日を予備日に充てることが多い。休日取得を100%実施するためには、この点の改善が必須と考える。
293	⑨	着工前の準備期間をしっかりと取れば、計画がスムーズに行える。早めの計画と準備により年の計画までできればよい。契約前の土休の織り込んだ工程計画が必要。
294	⑨	工事実働期間（天候不良も含み）にて現場工期が決まるのではなく、お客様のスケジュールによって決定することが多い。
295	⑨	民間工事では発注時の工期設定について、週休2日を条件とする業界としての大きな潮流がまだない。
296	⑨	発注者への働きかけ（週休2日等のお願い、積算体系の見直し）を行ない、交渉と協議を積極的に行うべきだと考えます。
297	⑨	発注者及び社会の認識を変える必要がある。または標準工期というものを逸脱する案件には確認済証を発行しないなど強制力を持った法律が必要。
298	⑨	経験の少ない建物は工期を長くみるべきである。
299	⑨	準備、事前調査を充分にとる必要性（施工計画、積算見積もり、所調整、諸官庁届）。現調後の製作期間の確保。関連部署を含めた調整と工程に伴う発注時期の確保。
300	⑨	天候、社会情勢（作業員不足）、職員の能力低下による生産性の低下の為の余裕時間。そのうち製作ラインの工程ものびると思う。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
301	⑨	工事は天候や不確定要素の影響を多大に受けながら進めるものであるが、契約工期に間に合わないという事態は少なくとも日本では許されない。4週8休を当たり前として取れるようになるためには、最低でも以下の3点の環境浸透が必要と考える。①配属職員の人数を増やす事 ②契約工期を必要日数+30日の付加を常態化する事 ③これまで現場配属職員が行うものとされている業務を削減する事 このような点が考慮されて工期設定がなされるとすれば、現場の職務環境の改革が建設的になされ则认为する。しかし、いずれもコストという命題に直結するテーマの為、建前だけでは劇的に変わるものではないと認識しています。
302	⑨	工事着手について殆どの物件が予定通りとなっていない。設計の問題や契約上の問題、協力会社ローテーションの問題、先行発注資材の問題等、様々な要因はありますが、発注者が余裕を持って工事着手が出来る様な仕組みとして頂きたい。また、工期設定についても工期を短縮する事での経費削減は厳禁とし、適正工期を発注が理解して発注する事を義務付けして頂きたい。4週8休を基本としたマスター工程で工期設定とする。
303	⑨	ゼネコンの時短問題は、ゼネコン社員のみならず、建設業に携わる賃金体制から見直さなければならないため、非常に難しい問題だと考えます。ゼネコン社員は給与体制のため、休暇を取得しても給与に影響はないが、実際に建設業で働く職人さん等は、日勤賃金が多いので休むと賃金が減ってしまうことになるため、その方たちのためにも開所しなければならないこともあると考えます。工期設定としては、建設業界全体で着工前に4週8休取得を盛込んだ設定をして契約して欲しいが、工期が長くなると経費が掛り企業の利益率に大きく響くため、必ず工期短縮による利益向上に走る企業も出て、競走で受注しなくてはならなくなるので、企業だけでなく法的整備も必要だと思います。
304	⑨	着手時にどれだけ計画できているか。竣工日はあらかじめ決まっている為、設計の遅れ（設計が悪いだけでなく）を工事で挽回する。とりあえず確認申請を通すだけの設計図になっている。施主も工期確保に協力して欲しい。そのほうが良いものが作れると思う。着手時に人員が足りない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
305	⑨	受注時に各ゼネコンでコストと工期は競争になる。ここで、工期は競争にならない様なシステムを構築しなければ問題の大きな解決にはならないと考える。適正工期をジャッジする専門機関の許可を確認申請時にワンクッション入れ、工期での競争が起こらないしてもらいたい。
306	⑨	1. 発注者の都合上 2. 受注物件の予算不足による、配置人員の縮小 3. 作業所を取り巻く近隣状況 4. 発注時期の労務事情他
307	⑨	ホテルの開業日（施主都合）が決まっているため、どのような理由でも工期の延伸は認められない（天候の理由でも）。
308	⑨	当工事所は日曜日の休暇設定は近隣からの要望もあり実現しているが、土曜日・祝日は稼働日としないと工事を消化出来ない。官公庁発注案件は率先して休暇取得可能な工期設定に取り組むべきだが、民間発注案件についても適正な工期にて発注するよう指導を強化しないと改善されないと思われる。
309	⑨	施主都合が大半を占めているように思われる。
310	⑨	金額も決まらず見切り発車。施主のわがままに振り回される。仮定でのプレゼン等要求。要求が増えていき、工程内に納まるか疑問。改修工事だが、居ながら工事なので最初の解体・撤去工事は我慢するからやれと言われているが、本当に我慢できるか疑問？そうなっても工期延長は望めない。
311	⑨	4週8休をするのであれば発注者の理解が必要であると思います。それがあつた上で工期の設定がなされるのが大切と考えます。
312	⑨	契約後準備工事及び各種検討を要する為に、即工事着工には至らない。しかし、契約時工期は契約後即工事着手が一般的であり、その時点でのロスが大きい。
313	⑨	今後、作業員の数が増減していく中で、厳しい工期に対応するためには、それを補う人員確保が必須になる。ただし、前述のように労務は減少しているため、工期が厳しければ厳しいほど、工法の改善などが必要となる。しかし、新工法を採用するだけの予算がないのも現状である。予算を組立する際に労務が少ないことを前提にしていかなければならない。
314	⑨	工期が長くなれば、工事金額が増えるが、受注するためには業界全体が週休2日を実施しなければならない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
315	⑨	厳しい工程の設定についての原因は主に、①施主側の要望②会社の売上至上主義③人員不足④建設業（下請業含め）の出来高精算のため。①については施主がメーカーなど早く建物立て製品を世に出したいなど希望はあるのである程度了承した上で受注しなければいけない。②は企業が生きていくうえで必定的な内容 ③は人員が揃えば可能かもしれない。しかしそんな現場は無い。ましてや派遣という品質や原価に責任をとることが出来ない職員を入れても時短が改善できるわけがない。会社が形だけで満足してるが現実は違う。④出来高精算ということは早く施工をして稼ぎたい、残業すれば儲かるという協力業者にお付き合いする建築職員の体質①～④は資本主義社会であるため儲けるために厳しい工期を受けているのがわかる。資本主義社会の現実でもあるので劇的な改善は今後無いと考えます。一番気になるのが全産業でも一番割が悪い年代として40代の職員が挙げられる。（自殺率トップの年代）若手を教育しながら、現状の現場業務を行い売上の責任もある。出来ない若手でも一生懸命指導してもダメなものはダメだという現実を会社が把握するのに時間がかかる。ある一方で残業をなくして早く帰れ、休みをとれという会社の方針もこなさなければいけないとなるとより一層板挟みの40歳～50歳の年代が割がわるい。上下の年代を早く帰して実質この年代が残業代無しで踏ん張っている。これが自殺率の数字となっているのが明白である。経済の上昇や自らの出世欲がある中でそれを会社の中で誰も言う事は出来ない。ただ先人たちは厳しい工期と闘ってきたからこそ今の建築技術があると考え。それを労基が技術屋の残業まで取り締まることに積算段階の工程検討時で既に週6日稼働が前提になっている。積算担当者は現場の労働時間環境についてその責を負わないので、一切の配慮無く無理のある工程が決定される。受注後、その責は現場所長に発生するのだが、既に所長のあずかり知らぬところで週6日稼働の労働時間環境が出来上がっている、所長には手の施しようが無くなっているのが実状。また、「工事現場は週6日稼働です」と誰も明確に言わないことが問題。何故言わないか、それは週6日稼働であることの対策を行っていないから。無策に目をつむっているから。「現場運営は所長の責任」と丸投げしているから。それが違法だと知っているから。一度言えればいい。工事所長が、部長が、社長が、大勢の前で、「工事現場は週6日稼働です」と。言えれば考えるはず、「聴衆に何と言って責められるだろうか？」と。その責めにどう答えるかが、まさに今我々が講ずべき対策である。
316	⑨	積算段階の工程検討時で既に週6日稼働が前提になっている。積算担当者は現場の労働時間環境についてその責を負わないので、一切の配慮無く無理のある工程が決定される。受注後、その責は現場所長に発生するのだが、既に所長のあずかり知らぬところで週6日稼働の労働時間環境が出来上がっている、所長には手の施しようが無くなっているのが実状。また、「工事現場は週6日稼働です」と誰も明確に言わないことが問題。何故言わないか、それは週6日稼働であることの対策を行っていないから。無策に目をつむっているから。「現場運営は所長の責任」と丸投げしているから。それが違法だと知っているから。一度言えればいい。工事所長が、部長が、社長が、大勢の前で、「工事現場は週6日稼働です」と。言えれば考えるはず、「聴衆に何と言って責められるだろうか？」と。その責めにどう答えるかが、まさに今我々が講ずべき対策である。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
317	⑨	下請けのため客先条件により各現場での対応に違いがでてきます。4週8休を盛り込んだ工期設定を国交省管轄工事以外、民間工事でも実現しないことには時短等の問題解決にならないと考えます。
318	⑨	過去の実績データで現在の物事を設定している。企業利益を優先することから依頼側の言いなりや会社（企業）都合で考慮し万全な体制でないままの受注でスタートするケースが大半である。現状は総合的な業界全体の人材不足に伴い企業の機動力は劣り、専門職の人材不足や高齢化からの歪で遅延理由が必ず発生することが周知されていない。発注側への適正な工期設定を法律化しないかぎり深刻な問題で。
319	⑨	土・日を考慮した工期設定をして貰いたいと思う。
320	⑨	建設業下請け会社含めての休日取得でなければならない。協力会社あつての建設業であり、成り立っている。
321	⑨	受注段階において、工期短縮が提案の一要素になっている。
322	⑨	補助金事業であるが、工程に土休の取組みについて工程計画に盛り込まれていない。
323	⑨	4週8休を達成するためには、もう1ヶ月必要に思われます。
324	⑨	客先の希望で工期が決まっているので交渉の余地がない。
325	⑨	当作業所の工事は、新築→改修・解体→増築→改修・解体と続く工事であり、しかも居ながら工事なので特に改修・解体工事については騒音・振動等での影響が大きいので工期にゆとりが必要であると感じる。改修については、平日作業と土日にしかできない作業もあるため、工期及び社員配置には十分な検討が必要である。
326	⑨	4週6休で全体工程を組んだが、悪天候による遅れを取り戻すなど、実際には4週5休もきつい状況である。また増員を期待しても労務を確保することが困難である。
327	⑨	発注者は短工期の方が経営的には良いため、厳しい工程にならざるを得ないと思います。発注者の希望工期ののらなければ受注が難しくなるため、それに間に合うような技術提案をしなければなりません。業界だけでなく、社会全体に余裕がないと建設現場で4週8休の閉所は難しいと思います。
328	⑨	天候によって遅延が生じる事実に対して、何も保証がされていない。
329	⑨	受注前から、予定工期が決められている。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
330	⑨	基本、工期設定は発注者の開業に合わせて受注。工期については発注者指定工期で計画している為、受注時の計画では土曜日の全休等については反映していない。工期設定は、年末年始・GW・夏季に長期休暇、真夏の歩掛かりが減少すること、雨工程を見込んでいないのが現状で受注条件のみで工期設定をしているのが、まず一番の問題である。基本競争入札なので一社のみ工期を延伸出来る訳なく、発注者も社内営業関係もまったく気にしていないのが2番目の問題である。あとは、昨今の労務不足等による見込みも問題視はしているが結局は契約後に現場サイドで調整しているところが3番目の問題である（計画的に受注と会社は言っているが結論的に計画的とは思わない）。
331	⑨	受注段階で、施主から工期短縮の要望があるケースが多いが、4週8休ができるような工期設定で契約するためには、施主や設計事務所の理解が必要。また、4週8休としても職人が生活に困らないような給料体系をつくっていく必要があると思います。
332	⑨	工期設定に伴い、先行発注製品の確保（杭材料・機械）、（鉄骨材料・ファブ選定）、仮設重機の選定に伴う諸条件の解決が契約時の状況と異なるところがあり、工期設定が合わない。
333	⑨	見積時点で競争案件等は価格と工程、技術提案を評価されてしまう為、発注者側よりもっと早く竣工引渡しをして欲しいと要望があった場合、厳しめの全体工程を提出する。その結果、詳細工程を作成する際に厳しい工程設定になったりしてしまう実態はあると思います。あとは、近隣により工事の条件が当初より変わってくる事により作業制限がかかったりすると、タイトな工程になると思います。
334	⑨	降雨、降雪に対する工期設定が十分に検討されていない事。
335	⑨	契約時の工期が完全週休2日が可能な工期となっていない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
336	⑨	工期設定においての問題点は発注者側の工期に対する必要期間の認識力が重要だと考える。工事を契約する中で使用開始日の設定段階から、施工会社へのヒアリングを行い工事期間中の天候・各業種繁忙時期など専門的な部分まで工事時期との検討を行い。適正な期間・時期の決定が必要だと考える。また、上記項目にもある働き方改革に対してのみ言えば土日の工事はしないこととしそれを加味した工期設定を行う。工事期間の長さと、発注金額が直に関わることから同業他社との競争時にも工期設定の変動が発生する場合がある。発注者側での早期な工期設定・提示と、業界全体へのゆとりのある工期設定の共通認識が必要だと考える。 特に民間建築においては、工期が長くなる事により、建築コストの増加、オープンが遅くなる事による収益減等のマイナス部分が多いので理解して頂くには難しいと思われる。 よって適正工期を判断する第三者が必要と考えます。
337	⑨	発注者による工期設定や設計による確認申請等の審査等の期間見込み違い、プラント工事などの2次下請としての工事による1次業社からの工期短縮圧力、天候不順による工期不足等が考えられます。職員不足、協力業者の作業員不足から計画通りに作業員の数を確保できず日曜祝日も工事を行わなければならない事態が起きている。
338	⑨	民間工事に於いては、発注者側の要望で、工事期間が設定される場合が多い。（見積・入札時点で）発注者への理解を求める事が前提だと思います。
339	⑨	想定される定数作業員の配置が困難。確認申請を含め諸問題未解決のままとりあえず着工となるケースがある。天候（雨天）による作業不可日を考慮していない。
340	⑨	契約日が工事開始日では準備が整わない。契約日は工期開始日の1か月前。
341	⑨	建設業で働く人も、他産業と同じように土曜・日曜日閉所を切望していることは間違いありません。契約時に4週8休の工程にて適正な工期にて契約しなければいくら会社で休むように推奨しても所長として現場を任されている以上、工期に不安があれば、天気を踏まえて工程を検討する中で日曜・祭日も考えざるを得ない。現場職人さんが月給制と違い日給制のため仕事の多い月と少ない月とで給料が安定しない、土曜日も仕事をしないと生活が苦しい、といった状況ではなかなか足並みが揃わない。民間発注の仕事では、工期を短くすればコスト安となり、他社との競争でも優位にたてる。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
342	⑨	川上段階で、過去の経験則から概ねの工期の話し合いが行われ、施主の事業計画がその話し合いの工期を基に進められることが多く、週休2日の考えが繁栄されにくい状況が続いている。
343	⑨	発注者側にも操業の日程があり利益に左右するため、着工が遅れた場合でも、如何しても間に合せて欲しいとなりがちである。
344	⑨	近隣環境（作業時間）、交通事情（大型規制・道路使用等）も含め検討が必要。
345	⑨	民間現場においてはあくまでも競争であるから、工期、経費とも厳しい条件での受注となっている。そのため、4週8休というのは工期並びに人件費が十分にあってこそ実現するものであるとの観点からすると、非現実的ではないかと考えます。いきなり4週8休ではなく、4週5休から6休へと順次実現に向けて、努力していくことが先決かと思います。
346	⑨	施主側からの工期設定が4週8休の工期設定になっていない。関連工事との調整が出来てない為、工期は決まっているのに工事着手が遅れていく。
347	⑨	作業条件、物件規模を考えても非常に厳しい工期設定である。
348	⑨	着手の遅れ、天候不順などがあっても期末、年度末等の竣工日が設定されてしまうため。
349	⑨	工事請負金額が厳し場合は、どうしても工期を短縮、最少要員での業務となってしまいます。時短・社会保険関係も含め、大手・中堅ゼネコンが積極的に行わないと末端までは厳しいと思います。
350	⑨	発注者側の休日に関する理解と職人の賃金が大きな問題だと思います。働く日数が減れば、職人の収入も減るので簡単には休めない。
351	⑨	同一敷地での営業、解体、新築に伴う発注者の引越し時期との調整により工事開始が10日ほど遅れた。
352	⑨	老人ホームで補助金の絡みもあり1階の内装仕上げを先行して行わなければいけない。当初契約でもう少し工程に余裕があれば現場的には月2回の土曜閉所も出来たと思う。
353	⑨	4週8休を発注者が理解し、請負者からも提言されているとは到底思えない。コスト（経費）削減による設定。労働条件を変えられる様な適正工期を確保する為には、適正単価の積み上げによる契約が必要。
354	⑨	契約から着工までに日時が短すぎる。計画打合せが疎かになる。
355	⑨	工期はほぼ適正だと思うが作業員が足りないのできついです。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
356	⑨	設計の遅れによる、確認申請下付の遅れによる着手遅れ。改修箇所のユーザーとの調整不良による着手遅れ。改修箇所の電気設備や通信設備・機械設備の撤去依頼遅れによる着手不能。
357	⑨	どうしても、着工時期及び竣工時期が、同時期に集中し協力業者の作業員不足が慢性化しています。特に、竣工時期の設定などを調整して頂いての工期設定をしてもらえれば、休日取得などの促進も図れると思います。
358	⑨	私たちは受注後に配属されているため契約工期や人員配置等は、事前に社内で決まった後である。言われている工期設定等は、川上（発注者・業界・営業・社内）等の意識改革がまず必要ではないでしょうか。何度も書きますが、私たちは受注後に配属され、決められた工期や人員などでのやりくりであり、効果は限られている。（書類等の簡素化、削減など）提案しても、増える一方で人員は増えない現状がまず問題では。
359	⑨	天候や現状の人員を考慮し土日を休めるような金額と工期を設定するのが難しいと思います。
360	⑨	補助金対象工事のため工期を無理に詰めている。
361	⑨	工期については昔と違い余裕がみてある（全体工程表作成時土閉、降雨が見込んである。又、歩掛りも無理のない数字）。
362	⑨	適正工期の定義が全くない。市場の労務状況（現場の労務だけではなく、図面に関するものも含む）によって極端に圧迫される業種ということを誰も理解していない。施工者責任の範疇が広すぎる。偶然で進捗が良かったものを実績とする傾向が強い。グローバルに考えれば現状より1.5倍程度の工期設定があっても良いのではないかと感じる。発注者や設計担当者・監理者の工期（図面の進捗やマテリアルの決定期限）に対する責任感が欠如している。図面や施工計画、マテリアルの選定などのスケジュール管理まで全てを施工者責任と考えているが、施工者が全て負うものではない。
363	⑨	工期に余裕があれば、土日祝全休にすれば必然的に4週8休は実現出来るが、作業員の生活がどうなるかという問題があるのでそこまで単純な話ではないと思う。
364	⑨	発注者の要望（早期に引き渡しを希望している）。作業員不足、高齢化による遅延、職員の不足、技量の低下が懸念される。
365	⑨	建築工事は最初に工程・コスト・品質(特に施工図)等、工務に関わる業が多く、着工後すぐに取り掛からないといけない業務が多い。そういった中、当作業所では人員配置が業務に無理がかかっている。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
366	⑩	客先都合で工期を決められると、どうしても従来通りの厳しい工期が設定される場合が多く、なにも改善されないと思う。上記のような事にならないようにするには、建設業界全体が一体となって発注者に標準的な工期をアピールし、理解を得ていかなければこの問題はいつまでたっても解決されないと思います。工程には梅雨時、台風時及び個々の現場の特徴によってはそれぞれに異なってくると思うので、そういう点についても素人である発注者等に理解を求めるのが先ずは第一の優先であると思います。そうしないといくら妥当な工期を設定しても発注者側の事業計画の関係でノーと言われればそれで終わってしまうため！！
367	⑩	工事受注時に工期短縮が求められることが多い。短工期の出来る業者が受注できることが多い。そのため建設会社も無理して出来る工程を作成して受注を行う。
368	⑩	工期設定は4週6閉所を念頭に計画。天候による躯体工事遅れにより現在は、4週5.閉所となっている。元の工期設定が4週8閉所ではない。よって、代休を組み合わせることにより所員4周6休は実施している。
369	⑩	週休二日制が可能な余裕を持った工程で契約できることが大切であり、標準工期を算出する方法を国交省等がガイドラインとして出してくれるといいと思います。
370	⑩	発注者の行事に合わせた工期設定（イベントや記念行事等）で調整ができない。
371	⑩	工事現場説明時に工期が全て決定している事（設計者等が設定している）。年度内に終わらせる工事が多いため内装工事が12月から2月まで不足になる。
372	⑩	工期設定においては、土日・祝祭日を考慮した実稼働日数は不可欠だが、作業員の実労働時間、日給月給制度の改善が必要。また発注者の理解と社会全般の共通認識の上での工期設定が不可欠。①建設業は土日祭日の工事・作業はできない②労働者、後継者不足の現状③建設労働者の社会的地位向上と低賃金体系の見直し等
373	⑩	地域における雨天による作業不能日の設定や土休の設定。
374	⑩	建物使用開始日（当工事の用途は学校であり年度初め）が定められており、週休2日取得に見合った適正工期を設定するには着工を前倒しするしかない。また、作業員の賃金改善を解決しなければならない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
375	⑩	発注者の予定ありき（補助金の関係、手続きの遅延）での工期設定となるとどうしても前倒しの意識が働いて休みが取りにくくなる。適正な工期といわれるが、そもそも適正な工期を設定することが本当に出来るのか？不慮の事項が発生した場合の対応も必要。
376	⑩	工事サイドが必要工期を提示しても工事受注のためにやむを得ず施主の意向を飲んで無理な工期でも受注することがある。適正な工期を与えられず現場が苦勞する。施主側の理解と社内の考えを変えていく必要がある。
377	⑩	受注時、建築工事部も含めて工期の検証を実施しているか疑問。
378	⑩	適正工期をある程度、法的な縛りで確保するようなシステムとしない と、業界の時間外の改善は図れないと思う。国立競技場での自殺問題も国の方針がブレ着工が大幅に遅れ、現場にしわ寄せが行ったのが原因だと思う。
379	⑩	高層建物でのサイクル工程の作成。先行床の検討。労務不足。
380	⑩	4週8休できる契約段階での適正工期の発注・受注。発注者の休暇取得、労働時間に対する理解促進。
381	⑩	施主側の適正工期及びスケジュール設定、また受注側の意識改革が必要（決められた工期で受注するのではなく、できる工期で受注する）。
382	⑩	4週8休を実現する為には、請負者だけでなく、発注者との契約時にを4週8休で取り交わす必要があると思います。また、下請業者の作業員さんの日給月給体制も完全4週8休実現にむけての障害となると思います。発注者、請負者、下請け業者、加えて実際に作業を行う作業員さん、建設業全てに係る業種が4週8休に向けベクトルをあわせる事が必要だと思っています。
383	⑩	契約時から休日のことを盛り込まなければ週休2日は難しいと思います。
384	⑩	土曜日の全休を見込んでいない。契約図受領日が契約日から遅れ、着工準備ができない。
385	⑩	年度末竣工により発注者の年度売上厳守のための工期短縮及び不測の事態の場合の工期延長の難しさ。発注者の事業計画により限定された工期（価格競争と同様工期の短縮も競争入札の要件になる）。
386	⑩	4週8休を実施するには、適正工期プラス交代で休める職員数が必要となる。（完全に現場を閉所する以外）それには経費が掛かるため現実的には厳しいのではないかと思います。
387	⑩	工期の設定が週休2日が出来る設定になっていない。

【工期設定における問題について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
388	⑩	経済ベースに考えると工期が短いほうが、仮設費他が安くなるので、短くしたくなる。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記】

◎発注者リスト◎

- ①：国土交通省
- ②：その他官庁（国・独立行政法人・地方自治体他）
- ③：公益民間企業（鉄道・電気・ガス・水道事業）
- ④：特定目的会社
- ⑤：民間企業（建設業）
- ⑥：民間企業（製造業）
- ⑦：民間企業（小売業）
- ⑧：民間企業（不動産業）
- ⑨：⑤～⑧以外の民間企業（個人・倉庫業・運輸業等）
- ⑩：その他（文化、教育・医療、福祉等）

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
1	①	官庁工事なので、特にありません。	-
2	①	建物使用者の要望に対する調整および協力。	-
3	②	施工者提案の設計変更見積りや構造設計、及び内容に関わらず竣工図の修正作業。	明らかな設計ミスでない限り、設計変更に関わる設計業務は施工者側で実施することが多い。また竣工図に関しては設計図内に竣工図の修正を施工者側で行わない場合は設計データを貸与しない旨付記されていることが多く、設計変更理由の如何に関わらずほぼ100%施工者が竣工図の修正を行っている（片務契約）。
4	②	設備調整会議(監理者抜き)。	設備工事が別途工事となっているが、監理者主体の建備調整会議では施工者全体の意見がまとまらない為、建築主体での調整会議を行い、結果をそれぞれの監理者及び監督員での個別調整としている。
5	②	別途工事の設備工事との工程・図面の整合、調整。	監理事務所からの指示。
6	②	工事報告書の作成、設計変更資料の作成、定例会議議事録の作成など。	大手設計事務所は、工事報告書、設計変更資料、定例会議議事録等の作成をゼネコンがすべき業務として認識しているところが多く、当然のようにゼネコンへ依頼してくる。 設計変更や追加工事については、ゼネコンで作成した方が有利性もある為、ゼネコンで作成する方が多い。
7	②	設計図の修正・近隣との交渉仲介。	設計者からのお願いや指示。施工者の方がよく理解しているから。嫌な事、金がかかる事、手間がかかる事は設計者が避けたいから。設計からの回答や判断を待つと工期や作業に遅れが出る為。施工側が行う事で貸しが出来き他の交渉がうまくいくため。
8	②	設計図の確認。	変更図が発注図面と異なる図面を基に修正されている。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
9	②	監理者の発注者に提出する月報等の報告書。	以前からそうだったから。
10	②	設計変更に伴う設計図修正等の業務、監理報告書の代筆。	設計図に関しては、専門工事の施工図作成段階で納まりの変更や修正が常に必要になってくる事から、設計図から変更があった部位・詳細図は施工者側で設計図変更修正をして設計者に承諾を貰う慣習になっている。特に大手の設計事務所に見られる傾向で、個人設計事務所では設計者が修正等を行う当然の業務をこなしている。監理者の監理報告書は施工者で工程等の監理状況を代筆してあげるケースがある。
11	②	設計図の修正。	修正内容を一番把握しているから。
12	②	①改修工事の施設側との調整。 ②設計変更業務。	①改修工事の施設に発注者が常駐していないため。工事全体をコーディネートする担当者がいない。設計者が調整できない。 ②設計者の能力不足。
13	②	設計者・監理者・施工者の平等性を保つ事。	業務の内容や棲み分けでなく、全ては設計者・監理者・施工者の平等性が確保されていないことが問題だと思う。ここが崩れているから業務内容や棲み分けが不公平になっていると思う。
14	②	設計変更資料作成業務。図面修正。	設計事務所、監理者の時間が無い為、こちらに資料作成、図面修正を依頼される事もある。
15	②	本来監理者が作成する定例議事録の作成。	昔からの習慣。
16	②	打合せ議事録の作成、変更指示書の作成、設計図の作成。	設計監理者が作成すべき指示書の作成を全て受注者に行っている。監理者に依頼しても返答が遅く、議事録としてまともなものとならないために受注者にて作成するようにしている。また、設計図の不備が多く施工図の作成もままにならない状態であり、設計図の間違い探しとその修正を受注者に行っている状態である。
17	②	本来発注者が行うべき関係機関との協議や折衝業務、発注者が行うべき地元との近隣対応。	発注者の担当が新年度で代わり、引き継ぎがうまくできていない。
18	②	施工図作図打合せ。	特にないが設計の詰めが甘い部分が設計段階まで遡って施工図を作成するのでこれに時間をとられている。
19	②	建築及び設備業者が全て別途契約であるが、監理者が各社の調整ができない。	建築及び設備業者が別途工事で建物を施工する際、常駐監理者が別途間の調整を行う義務があるが、設計監理者では調整できない。（能力がない）別途業者間で調整が必要。
20	②	仕上げ材等の決定資料。	しなければ決定しないし、仕事が進められないため。
21	②	会議資料作成。	定例打合せの書類整理やまとめは監理者が行っても良い気がします。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
22	②	竣工図作成。	内容が理解していないため、ゼネコンに任せてくる（暗黙の了解になっている）。
23	②	設計図の相違チェック。	設計図は精査されているものと思っているため。
24	②	監理者による段階検査等の書類作成及び、監理月報の書類作成。	なんとなくそう言う流れになっている。
25	②	近隣説明の資料作成。 外壁の強度計算の見直し。	発注者が作成しないから。
26	②	出来高検査、増減項目事項の設計図作図修正。	増減金額にかかることなので協力している。
27	②	平面プランの変更や仕上げ仕様等、施主（各教員）との設計変更対応。	【設計監理者の能力不足】 監理者による設計時の施主との調整といった設計業務が稚拙で、図面の完成度が低いが、実施工期が短い為、施工者が主導して対応しないと工期が間に合わない為。
28	②	設計者・監理者がやるべき完成図書等。	見えない上下関係、本来対等な立場のはずだが、過去がそうやって来たから現在もやって当たり前みたいな風習。
29	②	設計図の不整合を現場を確認し設計図を修正する。	既存樹木を全て伐採する計画であったが、施主の都合により一部樹木を残置することになった。竣工図として残置する樹木を図面上に残すこととなったが、設計図に書かれている樹木の位置、種類、本数に多数不整合があり、また記載の無い樹木も有るため修正を依頼された（元々は施主の現場担当者が現場を確認するはずだった）。但し、図面の修正に関する費用は請求を認められていない。
30	②	市役所内各部署間の調整、別途業者との調整。	担当者と打合せの上作成した施工計画を事前に提出しているにも関わらず、市役所内各部署への伝達、調整ができておらず、結果、施工者では知りえない庁舎業務の内容や都合についての調整が出来ていない為、各課との調整会議に毎回出席し、一からの説明、調整につき合わされている。
31	③	設計不整合に伴う設計図の修正及び施工図への反映と積算業務、また発注者による各種活動に伴う現場運営対応業務。	工期確保、適正品質確保の為。施主の意向による活動の為。
32	③	設計および施主・別途業者との調整業務。	既存図面がないということを理由に施工者に解体・実測をさせ、そのまま設計方針がないままに施主・別途業者（電気設備・駅運輸・広告・清掃等）との協議を急ぐ必要があり、さまざまな打合せ検討図が必要となるため。
33	③	施主社内説明資料。	要望により。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
34	③	発注資料の作成。	昔からの慣習になっている。 発注者側も、作ってもらうのが当たり前、発注してるのだから施工者が作るのが当たり前の考えがある。
35	③	発注図の作成。	いながらの改修工事のため。
36	③	行政への給排水等の事前協議。近隣対応。竣工図の作成。	施工者が対応した方が効率的で早い。
37	③	設計変更に伴う耐荷重計算。	現場を滞りなく進めるため。
38	③	設計変更対応工事。 打合せから作図まで。 工事管理報告書。	発注者と設計監理に再三にわたりお願いしているが対応してくれない。（変更に関する打合せと設計図ベースまでの見積もり図面作成依頼）時間に限りがある為受注者で対応している。
39	③	特に無し。他社との事前調整打合せ程度。	発注者経由だと時間がかかる為、当事者同士で事前に調整してから、発注者を交えて最終打合せをしている。
40	③	現地調査、実測を行った結果をもとに設計図の変更図面作成業務。	他社による設計業務契約が工事着手前に竣工しているため。
41	③	意匠、構造設計図の整合性確認（重ね合わせ図面の作成）。	設計者の業務多忙、設計契約内容による。
42	③	設計図作成の為の実測、調査。	支障物等の影響により、設計図の通り現場施工できない為、工事を進める為に調査、実測が必要となる。設計業務は工事着手前に竣工している。
43	③	設計図の内容不備による施工図作成（納まり検討等）の負担。	納まり不明部の設計図要求しても施工図承認でとたのまれる事がけっこうある。
44	③	現地照査の結果、設計図の変更図面作成業務。	コンサルの設計業務契約が工事着手前に竣工しているため。
45	③	設計変更に伴う図面の修正、数量の修正。	発注者、監理者がやらない。指示をするだけ。上位者なので断れない。
46	③	設計変更に係わる図面の作成。	実質の設計者は設計業務だけで、管理は別の部署で行っている為。
47	③	製作金物を一から立案した。	設計図には、文字の記載は有ったが詳細図の記載が無く、要求しても一向に貰えなかった。
48	③	設問文面の前文そのもの。	その理由は回答者に求めるのではなく、本来の発注者さんがすべき業務をやらない発注者に聞いてみた方がいいのでは？
49	③	設計変更による図面作成、数量計算書作成、現場測量。	-

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
50	③	工事契約後、設計変更に伴う図面作成およびそのための現場調査、発注者内部調整用資料の作成、打合せや会議への参加。	契約図の段階で現地との整合性がチェックされていないので、工事着手後、質疑により調整していくことになるその際の図面作成をお願いされる（受注側起因の場合は作成するが、発注者起因の場合は極力お断りするようには打合せしている）。発注者側の調整のための打合せ、会議に同行をお願いされる。
51	③	設計図書の修正・発注者内部資料の作成。	発注者の技術力が不十分な為。
52	③	駅改良工事で設計図と現状が全く異なっている為、その都度こちらから施工上の納まり提案をしている。	駅は改良に改良を重ねているので、現況に合ったまともな図面が無い為。
53	③	建物色彩計画と設計変更の設計業務。	建物色彩計画：材料メーカーはゼネコンが発注者から承諾を得て決めているので、材料の色決め候補の選定、モックアップ制作などはゼネコンへ直接依頼したほうが効率的な面がある。設計変更の設計業務：発注者が設計会社と設計変更業務まで含めて契約してない場合があるため。
54	③	工事監理報告書の作成。	内容が月間工事報告書と類似している為。
55	③	発注者の都合による変更工事の見積り業務。	発注者側の職員不足の為。
56	③	次年度予算取り用見積り作成。	今後の営業絡みにて。
57	④	屋外広告物申請、緑化申請等、施工者が受注時にわからない届出の完了結果等の作成。	確認申請、消防以外で届出、完了報告などは、受注時にわからないが、設計者では作成できないといわれ施工者が作成、提出していると思います。入札時から届出、提出書類がはっきりとしていればいいと思います。
58	④	施主要望や行政指導等による設計変更に伴う、工程調整やコスト調整、設計仕様等の変更情報の図面化等。	実質設計、監理者側のマンパワーの不足。また慣例的に、工程を死守するために施工者が手伝う（やらせている？）ものという意識が設計、監理者に根付いている。
59	④	提出書類の作成補助業務。	監理者の配員不足。これまでの慣習という認識。
60	④	総合定例の議事録作成。	-
61	④	設計図書訂正。	変更申請図作成を依頼される。
62	④	竣工図。	昔からの流れ。
63	⑤	別途業者との調整。	施主側には細部の知識が乏しく、調整できず、作業が進まないから。
64	⑤	工事完成時の設計図の修正。	施行者の方が変更内容がよくわかっているとの理由から。
65	⑤	増減マネジメント。	設計側では増減の内容をうまく整理できず、施主に説明も納得させることもできないため。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
66	⑤	元請（ゼネコン）と同等であるコストオン業者へ指示。	コストオンですからゼネコンと同等の立場、同等の業務をやっていただきたい。 品質の管理等は、ゼネコンを介さずコストオン業者と設計者・発注者で行うべきである。
67	⑤	竣工図の修正、諸官庁との協議の一部。	竣工図の修正：暗黙の了解、諸官庁協議：技術的、工程的な話のため、作業所で行くほうがスムーズ。
68	⑤	工事監理報告書の作成。	作成に必要な資料の提供は、作業所業務と思いますが、それらをまとめ、報告書として作成するのは、工事監理者が実施するべきだと思う。
69	⑤	最終設計図書の修正。	一部の設計監理会社では、竣工図書での意匠図、S構造図の最終修正をゼネコン側に依頼されました。
70	⑤	最終設計図書の修正。	設計会社との交渉の関係。
71	⑤	竣工図作成。	設計者から頼まれるから。
72	⑥	諸官庁提出書類。	発注者が書類作成に不慣れなため。
73	⑥	設計変更に関する図面変更、コスト調整、設計図修正。	・設計上の問題が施工時に判明し、工期内での調整が必要となるため、受注者側での協力が必要。（現場を止められない事情）。 ・設計事務所側の配員、能力不足により、受注者に頼られている場合（施主側も期待）。 ・最終的に竣工後の不具合の責任は、受注者に負わされるケースがほとんどであり、責任施工での範疇となるためやらざるを得ない。 ・厳しいコストで受注した工事は、変更により原価回復を望んでいる。手間を惜しまず改善のために汗をかくことはいとわかない姿勢が受注者にはある。
74	⑥	竣工図の作成。	悪しき慣習だから。
75	⑥	設計図がまったくないため、納まりから提案からすべてこちらで作業している。	設計事務所が実力が無い。 実施設計ができない。
76	⑥	工事月報、定例打合議事録。	書類作成が面倒である為と、施工者側がやって当たり前だと思っている。
77	⑥	別途業者（得意先直接発注業者）との調整業務。	得意先からの要望。
78	⑥	設計にかかわる打合。	設計者が週1回しか来ないため。
79	⑥	工事監理報告書の作成。	設計監理業務方針に書類は請負者が作成し、設計監理者は修正チェックとなっている為。
80	⑥	設計竣工図の作成。	従来の取引により、慣例化されていると思われる。
81	⑥	当社設計施工物件なので特に無し。	当社設計施工物件なので特に無し。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
82	⑥	設計に伴う、既存建屋の現況調査。別途工事である補強に干渉するインフラ調査。	当該工事は、当社設計施工による既存建屋の耐震補強工事である。設計監理者自体、業務が多忙であり、されに加え、東京と栃木という遠距離での工事のため、設計にともなう現地調査は、基本、施工部隊が実施している。また、本来、施主が行うべき既存調査も、補強方法が複雑なため、当社の施工部隊が資料作成の補助を行っているのが現状である。
83	⑥	別途工事の変更箇所対応、調整。	作業所主導で変更対応、調整をしなければ製作図による発注が出来なくなり現場が止まってしまう恐れがある為。
84	⑥	設計図の意匠図と構造図の確認。	意匠図と構造図の食い違いが有り仕上げが収まらない。
85	⑥	他ゼネコンとの工事調整。	各工事の状況が把握できておらず、リーダーシップも無い。
86	⑥	未確定部分の提案・調整。	定例会議を作業所で実施する上で、設計と共に提案・調整を行わざるを得ない。また、設計期間が十分でなかった為、不確定事項が多く、顧客側の対応も遅い為、やらざるを得ない。
87	⑥	月末の工事報告書。	作業内容等がわからない。常駐監理でない。
88	⑥	設計ミスの検討、作図。	設計事務所の方針、設計事務所に任せただけの場合、時間がかかり工期に影響が及ぶため仕方なく現場でやっている。設計事務所にその分を請求できない。
89	⑥	竣工図の手直し。	契約条件の為。
90	⑥	工事監理報告書の作成、立会検査記録(各工種)の作成、工事月報(設計者作成版)、各種資料のまとめ(設計者から施主に提出の物)、竣工図書用の設計図修正、近隣対応など。	当現場は設計・施工のため上記の作成はしていないが、設計・監理が社外(設計事務所など)の場合、作成することが一般的となっている。理由としては、設計者・監理者から求められている場合がほとんどで、工事を円滑に進めるために施工者が業務の時間を割いて作成している。
91	⑥	定例議事録作成・進行、竣工図の修正。	設計監理者に自覚がない。
92	⑥	設計変更に対する検討、作図。	設計事務所を待っていても、図面は出てこない。(施工者がやるのが当然だと思っている節がある)。
93	⑥	設備工事での設計変更に伴う、計算等の再計算。	・設計事務所からの依頼・指示。 ・設計事務所の対応スピードが遅い。 ・工程上、施工者で行わなければ、間に合わないため。
94	⑥	設計事務所の監理書類(品質)の作成。	監理者が常駐していないため施工者でまとめるため。
95	⑥	コストオン業者、別途業者連絡調整(工程管理以外)。	施主から設計事務所への指示がそのままこっちへ回ってくる。 設計事務所がゼネコンがするもだと思っている。
96	⑥	設計打合せ・図面訂正。	設計施工だが当社の設計人員不足で手が回りきれしていない。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
97	⑥	行政提出用書類の作成の補助。	専門知識を有する業務なので。
98	⑥	近隣対応(苦情等)。	暗黙の了解。
99	⑥	元請業者の業務。	建築工事一式で請負、現状1次下請業者として業務しているが、元請としての業務一部行っている。
100	⑦	1. 設計図の不整合調整。 2. 設計変更内容作成。 3. 別途工事との打合せ・図面調整・工程調整。	1. ・現場発行図発行後の設計監理者の動きが鈍い。(発行後は現場対応という誤った認識が強いのではないか。) ・工程がある為、スケジュール的に施工図と同時に検討せざるを得ない。 2. ・1. とほぼ同様。 3. ・見積に含まれていないことを発注者が認識していない・しようしない。 ・工程を進める上で必要不可欠な為、最終的には我々が纏めることになる。 ・対施主に対して、CS向上・強みにもなる。
101	⑦	設計図書(竣工図)の修正。	-
102	⑦	設計段階における諸官庁への協議及び提出書類の作成。	設計者側の人手不足。
103	⑦	設備工事と建築工事の設計図での不具合が多くその調整、検討業務。	設計図書の内容が施工レベルで不具合が多く納まっていない上、設計事務所の担当者が多忙なため検討してもらえない。
104	⑧	改修工事における工事エリアの備品等の移動。	作業所が実施しないと、工事が着手できないため。
105	⑧	他社設計の場合、定例の議事録まとめを求められる事多々あり。	それが常態化している場合、GIVE & TAKEを期待している場合とあり。
106	⑧	設計不備の検討。	不備である設計図で業務が完了してしまっている為。
107	⑧	電波障害による近隣住民への処置対応。	近隣住民さんは、建設会社が施工しているから、工事の影響でTVが映らないと勘違いしている方が多い。高層建物になれば、なるほど影響範囲は、広範囲になる為、作業所では、近隣住民対応に追われ、業務に支障が出る。
108	⑧	別途工事における議事録。	発注者発注の別途工事においても、一部工事内容の協議が必要となるので、発注者・監理者より業務依頼を受けている。
109	⑧	仕様の確認決定に関する業務。	ゼネコン施工者側が施主・建主と調整して決定して頂いている。設計が主導的でなくスケジュール管理がされていない。設計担当が物件数を抱えており時間が取れていない。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
110	⑧	監理報告書の作成。	監理報告書の作成は、本来監理者がやるべきことだが、施工側で対応していることがほとんどである。
111	⑧	工事監理報告書の作成。	監理者では詳細が分からず、作成できないため。
112	⑧	■事業予算内に収めるためのVE・CD提案。 ■発注者直接工事及び移転に対する提案・調整・現場管理	設計者 監理者及び発注者側の担当部署（PM会社）のやるべきことである言った認識不足、担当者の能力不足、ゼネコン依存の意識定着及びそもそもプロジェクトの計画期間不足。
113	⑧	追加増減の図面作成。	パンフチェックや重要事項説明会資料。
114	⑧	工事月報の作成、定例会議の運営。	発注者並びに監理者が対応しない為。
115	⑧	監理記録表。	運用上。
116	⑧	設計変更（購入者対応含む）の打合せ及び作図。	購入者等の細かい設計変更に対して発注者及び設計者だけでは対応出来ないため。
117	⑧	役所への届け出、近隣対応。	・役所への届け出～事業主や設計で行う内容も作業所で対応している。 ・近隣対応～騒音・振動のクレームの処理、履歴作成、応対。
118	⑧	設備（別途工事）との調整業務。 設計変更の対応。	監理者や発注者が中に入ると余計な時間が逆にかかってしまう。その分業務時間が増えてしまう。 設計変更の変更図対応。
119	⑧	竣工図の訂正。	施主・設計から頼まれますが、施工者が一番分かると思うから行っています。
120	⑧	発注者名義の関係各所への提出書類。	現在まで作業所で作成することが業務として行われてきているので当たり前のように作成、提出を行っている。
121	⑧	竣工図の作成。	工事施工するにあたり、初めの設計図より施工図段階で追加・変更を行うが、施工図の数が膨大で設計事務所ではそこまでの変更対応が出来ない、若しくは受注者側からの提案による変更等が多い為。
122	⑧	設計段階でクリアになっていない事の検討。	設計者の検討・打合せ不足。 工事を進めるにあたって仕上が決まっていな事や変更がある為、設計者に検討を依頼されるため、純粋に工事の事だけを考えればよいというわけで無くなる。施工者は工期があり、進めないといけない為、協力しているだけだと思います。それが常態化している。
123	⑧	意匠、構造設計図の整合性確認（重ね合わせ図面の作成）。	設計者の業務多忙、設計契約内容による。
124	⑧	設計図書の修正。	設計事務所が細かい設計図の図面訂正箇所を把握していない。
125	⑧	発注者の社内報告書（現場状況の写真を添付して進捗等を記載する）。	押し付けられました。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
126	⑧	A、近隣説明。 B、構造検討。	A：①設計・監理者が多忙で人手不足 ②近隣からの苦情対応は実際には現場対応が多く、投函や個別説明等は現場配置職員がやる業務のため、契約前から対応して欲しいと依頼される。 B：①契約図の時点で、納まっていない[仕様書や特記の内容にそぐわない]鉄筋や鉄骨が多々あるため(施工側が詳細図を作成し、メーカーによる計算書を作成し、承諾をもらうという流れ)。
127	⑧	設計図書の不一致を再確認する。	設計監理会社は、土曜日休みであり質疑確認が遅れるので、施工図作成も遅延し休めない（当社の設計監理も電話にです）。
128	⑧	設計変更の図面検討。	設計者が行わないので。
129	⑧	設計図不備による変更図の作成。	設計図の不備により、納まりを施工側で検討しなければならず、検討結果を変更図とするため、こちらがやらざるを得ない。
130	⑧	販売パンフレットのチェック。	施工上、変更があるかをチェックし、提出する。
131	⑧	近隣対応、総合定例の取りまとめ、官公庁との相談と対応。	-
132	⑧	監理者主体の定例会議資料、事業者への提出書類 監理者が事業者に確認する業務。	・細かな所が監理者ではわからない事と最終的には受注者が手直すため、面倒なので受注者で作成している。・監理者からの確認だと時間が掛かる為、両者に確認をとり取りまとめる方が早い為。
133	⑧	定例議事録の実施と書類作成。	設計事務所には出来ないと思います。
134	⑧	近隣対応、設計変更に対する納まり対応、竣工図作成。	設計者・発注者が行わない為。直接、影響を被る施工者がやらなければ、工世上被害が大きいため対応している。
135	⑧	設計図不備のための検討、設計図作成。	設計施工の請け負けである。施主に対して弱すぎる。
136	⑧	設計者がすべき納まり検討が多すぎる。	設計者の時間の無さ、怠慢。
137	⑨	①設計者の業務：基本設計時からの積み残し事項等の設計業務。 ②監理者の業務：監理記録(写真・資料等)の準備。	慣例による。
138	⑨	設計図書の不具合・不整合事項の資料づくり。	不具合・不整合事項を放置すれば、解決に時間がかかり工程がひっ迫するとともに品質上の問題が発生することが明白である場合に、施工者として当該事案の問題点を整理し、早く設計変更の指示をもらうため。
139	⑨	設計図の計画変更による図面訂正。	設計事務所のマンパワー不足により、訂正の期間が長くなり、予定通りに提出ができないため。
140	⑨	議事録作成。	いままでの文化として。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
141	⑨	竣工図作成。	竣工図は施工図、製作図をベースに作成するため、施工者の方が内容を把握できているため。
142	⑨	発注者との設計面での折衝、その他依頼事項に対する対応。	改修工事現場の為、設計よりも作業所の職員が発注者と非常に近い『〇〇建設』としての対応を求められた場合には、設計を置いてでも現場対応を迫られるケースが多くあります。
143	⑨	次年度工事の予算取りに伴う現調や作図業務。	発注者側にスキルが無く、依頼されるため（本来、外注業者へ有償で依頼すべき業務）。
144	⑨	リサイクル法の届出他、各種届出の提出 竣工図の作製 設計変更資料の作製。	慣例による。
145	⑨	1) 設計図の不整合調整。 2) 完成図の作成。 3) 監理者検査報告書の作成。	1) 設計に調整の能力がない為。 2) 設計図に齟齬が多く、設計図＝完成図 とならないので、設計図通りの施工が不可能な為。 3) 慣習的に監理者は検査後報告書を作成しない為。
146	⑨	検討図の作図。	設計者がいそがしい。
147	⑨	設計変更に対する設計図や資料の作成。	施工者側からの設計変更要望が大きく設計側では作成できない。
148	⑨	官庁提出書類。	これまで慣例として施工者が作成し、表紙の押印だけもらって、施工者が代理で提出している経緯があるため、施主もそれが当然と考えている。
149	⑨	定例会議の司会、議事録作成。	慣例で施工者が行うことになっている。
150	⑨	工事監理業務を現場管理責任者が代行している。	設計部の人材が不足している為、施主確認事項や調整・承認次頁を監理者がタイムリーに実施できていない。
151	⑨	発注図作成。	入社した時から発注図を描いていた。
152	⑨	事前調査。	増改築、改修に伴う事前調査。
151	⑨	設計図書の質の低下。	設計時に不明瞭な部分を施工時に決定でも仕方がないと設計・監理とも思っている。
152	⑨	施主要望及び設計不備による設計変更事項についての検証、計画変更を伴う実施施工対応、これらに対するコスト対応策としてのVE提案の検証と実施、結果的な設計変更増減に対するコスト比較検討。	コスト条件が厳しい中、施工社側からのVE提案を行う事で設計変更を発信・協議する事で企業利益の確保を目指すことが宿命付けられており、発注者及び設計監理者が主体となるべき業務と交錯する事が常態化しているため、物事を前に進めるためには積極的に対応する事が得策であることも間違いないため。
153	⑨	設計業務の手伝いとして、施主要望変更箇所の作図、仕上物の選定、パースの作成、仕上げプレゼンボードの作成。	発注者からの設計業務、監理の費用が適正で無い事で、施工者へその負担がある。また、発注者からの契約図からの設計変更が多く、設計者も契約図からの増減を考えて設計しているので、契約図からの施工図作成への手間や製作物のチェック業務が増え、職員の業務量が増大している。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
154	⑨	定例会議の進行及び書類の作成・竣工図の訂正。	慣例。
155	⑨	近隣対応。	施主の意向には逆らえない。
156	⑨	①設計変更図面の作成。	①図面訂正指示が遅い。修正・指示する意識がない。
157	⑨	施主要望による設計変更事項に対する、検討図面の作成業務。それに伴う設備配管等ルート検証業務。	設計者が多忙との理由で施工者へ検討を依頼される。施工者は工程・発注手配への影響もあり、急ぎ検討を進める必要が生じ本来設計者がすべき業務を施工者が代行している。
158	⑨	行政への届け出。	リサイクル法。アスベスト調査。PCB調査。
159	⑨	設計図の不具合の検討。	大手設計事務所になればなるほど、設計図の整合管理がずさんである。その不具合を指摘しても、施工者が改善提案をし、了承をとらないと進めないところがある。それを改善しないと、業務を減らしていく事はできない。設計部門は弱体化しているのに対し、監理部門に対応する膨大な書類があるので、そちらも非常に業務的に重くなる。発注者・設計監理・施工の対等な立場関係の樹立が必要。
160	⑨	設計図の整備。	昨今の設計図が悪い為、設計事務所が調査すべき内容が施工者サービスになる。
161	⑨	図面修正、近隣対応による書類作成、近隣対応等。	必ずではないが、マンネリ化（業会としての常識化）していることが多々ある。
162	⑨	別途業者との調整。	改修工事のため、常駐している作業所職員でないと調整しづらい。
163	⑨	施設関係者とのヒアリングの立会。	設計内容の最終確認、及び要望事項の確認。
164	⑨	追加改修工事の設計見積り。	既設の改修工事であるため、施工者にて現地確認から見積りまでを行っている。（設計監理は非常駐のため）。
165	⑨	設計ミスを改善する方法の検討。	設計段階で検討不足な項目を現場従事者が補完するのが通例になっているため。
166	⑨	定例会議の資料、議事録の作成。	監理者からの指示。
167	⑨	設計変更提案。	施工者要望により変更したいこともあるので、やむを得ない。
168	⑨	設計図の整合不備による調整と図面の納まり検討や発注者への提出書類。	設計事務所の人手不足。この業界は、どこの会社も現業は人手不足の状況と思われる。
169	⑨	①建設リサイクル法の届出。 ②近隣挨拶。	①書類の内容が施主や設計事務所にはよくわからないことが多いため、施工者が作成・提出まで行っている。 ②工事の際に近隣に迷惑をかけるのは、工事施工会社であるという理由。本来は施主主導で行うべきかと思います。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
170	⑨	行政手続きの資料作成（申請用図面等の編集・変更など）。	現場で使用している総合図が最新情報のため、設計より作業所でのデータが最新になるので、設計事務所が対応しきれず、作業所に依頼、施主が作業所に依頼するようになる。
171	⑨	ショールームの案内。	本来は設計事務所が主体となっていくショールームの手配・案内関係を、作業所が手配段取を行っています。理由としては、設計事務所が主体的ではないからです。
172	⑨	発注者への監理者報告書作成。 議事・資料作成。 最終の設計図修正。	発注者への監理者報告書作成：資料の中で使用する、立ち会い写真等を施工者側で撮影している為そのデータを入れるついでのように監理者の報告書内容を工事側で記入している。議事・資料作成：各種検査、会議議事録の作成：これまでの慣習の影響なのか、発注者・監理者・施工者三者での行事の資料等は 施工者で作成するようになっている。竣工設計図の修正：同上。
173	⑨	電波障害調査、地盤改良計算（計画）、監理報告書作成、竣工図の修正。	書類作成依頼がある。 現場で作成した方が早い。
174	⑨	近隣対応。	-
175	⑨	①役所への申請業務（添付資料づくり）、②竣工図製作。	①設計事務所が遠方なこともあり、工事を円滑に進めるために行っている。 ②（見積もり要件に施工者作成と記載しているが、本来は設計者の役割では？）。
176	⑨	発注者社内用資料の作成。	担当者の力量が不足しているため。
177	⑨	設計変更業務。	設計・監理者側の人員不足。
178	⑨	監理報告書の作成。ディテール案。	施工側で作成したほうが早く処理できる。
179	⑨	工事監理報告書の作成、契約図の見積もり時の質疑応答の反映。	-
180	⑨	近隣及び別途発注の関連業者との支障移転時期・場所の調整。 設計図面相違に伴う再測量・納まり再検討(設計図書の修正)。	本来監理者が事前に調整出来ていないため。 監理者(施主)経由で設計事務所お願いしても設計の契約期間が終了しているため。
181	⑨	竣工図の修正。	設計者に修正依頼をお願いされるから。
182	⑨	設計図の修正、発注者用資料。	-
183	⑨	本来の元請業務。	今回の工事において我が社は、1次下請であるが一括して我が社の管理下において工事を実施しているため。
184	⑨	施主との打合せ、竣工図の修正。	設計事務所が行わないから。
185	⑨	契約詳細図。	まとまらないから。
186	⑨	現況建物の調査、測量、設計図作成、近隣の説明、役所・消防の対応。	発注者の能力不足と人員不足。

【本来発注者や設計者・監理者が契約上実施すべき業務で作業所で

実施している業務について自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容	
		作業所で実施している業務	実施する理由
187	⑨	設計変更図に関する施主との打合せ・折衝。	全て施工者に押し付ける業態が慣習化している。設計事務所自体も「働き方改革」の中で時短を進めるうえで、一番簡単な選択肢は施工者にやらせることになっている。
188	⑨	設計図の意匠と構造の整合チェック・修正。	意匠と構造の調整がとれていない場合が多く、施工図を作成するうえで不整合がでてくるため。
189	⑩	①変更申請に関わる図面作成。 ②カラスキーム・総合図プレゼン。	①実際の施工図と変更申請図との齟齬を無くすため。 ②施工上の意見が求められるため、コスト管理の為。
190	⑩	竣工時の設計図の修正。	特記仕様書に記載してあるため。
191	⑩	設計者；構造を主としたVE提案の為の事前検討。(構造計算等)。	設計事務所では我々がVE提案したことに対する時間と手間がなく、それに係る費用(経費)の発生をさせたくない為、こちらで事前にお膳立てをして、それに対して是非の判断だけしてもらっている。
192	⑩	1、改修工事における、修理方針の検討。 2、諸官庁提出書類の代行（建設リサイクル法、消防設備設置届等）。	1、修理方針が決定しないと工事が進まないため。 2、作業所で作成し提出することが当たり前となっているため。
193	⑩	発注者と施工者間の連絡調整、工事監理報告の作成、諸官庁への変更申請・手続き。	設計者が発注者から『工事監理』を委託されておらず、工事監理者は『発注者側の部署』であるため、実質的な業務は施工者が代行している（設計図書の特記文面による）。
194	⑩	マンションデベ対応、各設計図の整合。	監理者が常駐でないためマンションデベへの臨時対応が必要である。設計図（意匠・構造・設備）の整合が取れていない部分が多々あるが設計チーム内の協議不足である。
195	⑩	近隣対応。	発注者の指示による。
196	⑩	竣工図の作成。	図面の変更内容を一番理解しているのは、施工者側であり、現状に合致していない竣工図とならないため。そもそも竣工図は施工者側が作成するものかな？
197	⑩	定例議事録。	-
198	⑩	発注者、監理者が行政に提出する書類の作成提出。	今までの慣例により施工者が実施する物だと発注者、監理者が認識している為。
199	⑩	設計図面の不備の指摘・訂正。	設計者・管理者が出来ないから。
200	⑩	近隣対応。	工事によるクレームを、発注者まで及ばないようにするため。
201	⑩	設計、数計、確認申請受理・・・。	発注者側の怠慢？
202	⑩	竣工図、リサイクル法の届出。	-
203	⑩	各種納り詳細図の作成など。	施工図という言い方で、設計上の納まってない部分を、現場でフォローする事が求められてる。

【土曜閉所を実現するために重要だと考える事についての自由筆記】

◎発注者リスト◎

- ①：国土交通省
- ②：その他官庁（国・独立行政法人・地方自治体他）
- ③：公益民間企業（鉄道・電気・ガス・水道事業）
- ④：特定目的会社
- ⑤：民間企業（建設業）
- ⑥：民間企業（製造業）
- ⑦：民間企業（小売業）
- ⑧：民間企業（不動産業）
- ⑨：⑤～⑧以外の民間企業（個人・倉庫業・運輸業等）
- ⑩：その他（文化、教育・医療、福祉等）

番号	発注者	自由筆記内容
1	①	経営者の時間のみにとられる意識改革でなく本質的な指導へ。
2	②	適切な建設コストでの発注（工業化や配員の確保にはお金がかかる）
3	②	まずは適正な工期での受注
4	②	適正な利益が上がれば休める。
5	②	20代の職員のやる気と能力UPが必要と考える。
6	②	土曜、日曜は休日として工期設定する。
7	②	技能労働者が月給制になり、建設物価が上がり、協力会社が無理な出来高によるコスト圧縮を図る事を考えなくて良い状況にならないと、建築主（お金を持っている）が一人勝ちの構図は変わらない。
8	②	職場環境の改善は絶対に進めて行かないといけない。しかし頑張っで時短して給与が下がるようでは前向きに取り組む気にならない。
9	③	休む権利も当然ですが、それを守るためにも教育・成長することが必要。自分だけでなく組織として4週8休を守るために努めていく。
10	③	適正工期、生産性向上は大事だが、労働者不足に対して有効であり4週8休を実現させる目的になっていない。発注者、受注者含めた法の整備（罰則）及び第三者機関の監視。例えば土日現場を動かしたい場合は、受注者側3割負担、発注者側が7割の請負金に対しての割合を税金として納める。虚偽報告が発覚したらその倍徴収。それでも予定通り竣工させたい意思を発注者側の意思を盛り込む。ただし当初設定された適正工期に対して1ヶ月までなど上限を決め、それ以内であれば受注者側も違約金、営業保証等の罰則は発生しないなど。
11	④	工事費の適正金額の接待に関する法律の制定（ダンピング防止処置）。
12	⑤	職人の日当増し 発注者起因の設計変更削減 設計図の不整合をなくす
13	⑤	余裕ある工期設定。
14	⑥	無理な改修工事は受注しないでほしい。
15	⑥	技能労働者の賃金が上昇しないと（土）の現場完全閉所は難しいと思われます。
16	⑥	我々建設業に携わる業者（協力会社も含め）及び発注者、設計事務所全てが積極的に理解しないといつまでたって、実現はしない問題であると思います。

【土曜閉所を実現するために重要だと考える事についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
17	⑥	労働者の月給制と国の法律で定めるのが一番早い方法であると思われる。
18	⑥	現場職員が増えると時短が促進されますが、経費が増えます。利益が減る事を会社の方で認識してもらう事が大事です。
19	⑦	現場で働く技能労働者が4週8休できる環境が整わなければ、何時までたっても工事所での実現は難しいと思われる。
20	⑧	協力業者との契約は臨時等の人工契約とせず、㎡/円の請負契約を徹底し、協力業者の生産性向上を全社で取組む。
21	⑧	社員や作業員の技術力の向上。
22	⑧	技能労働者の景気に左右されない継続した安定的な就業日数と賃金の確保
23	⑧	現在人員構成として30才前後の人員がいない為、30～40才代の仕事量が多くなっていると思います。これからは不況でも人員確保を毎年行い、年代による人員ばらつきを無くすべきだと思います。
24	⑧	土日に仕事をしたら罰せられる法律をつくる建設業が一糸乱れず全体で動かなければ無理。
25	⑨	受注時の工期条件によるところは多いと思います。
26	⑨	改修工事で居ながら改修の為、全員が事務所を空にするわけにいかないのでは作業は無くとも全休扱いにできない状況です。土日がメインの作業となりますので、木金を代休に充てています。
27	⑨	配員を考慮しつつ、人員の確保と土休にする意識改革を全員で持つ。賃金をあげるか、平日の休みをつくる（作業所全休日 例えば月曜）。
28	⑨	積算段階での適正人員の把握と費用計上
29	⑨	協力会社作業員の給与の検討（週休2日で生活のできる給与体制）。
30	⑨	「適正工期」という定義そのものの見直し。施工期間に関する工期だけでなく基本設計、実施設計に至るまでの全ての工程見直し。施工中になんとかする、何とかする感覚そのものの変革。
31	⑩	納得の行く賃金体型であれば、週休2日でなく、隔週休2日でもよい。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記】

◎発注者リスト◎

- ①：国土交通省
- ②：その他官庁（国・独立行政法人・地方自治体他）
- ③：公益民間企業（鉄道・電気・ガス・水道事業）
- ④：特定目的会社
- ⑤：民間企業（建設業）
- ⑥：民間企業（製造業）
- ⑦：民間企業（小売業）
- ⑧：民間企業（不動産業）
- ⑨：⑤～⑧以外の民間企業（個人・倉庫業・運輸業等）
- ⑩：その他（文化、教育・医療、福祉等）

番号	発注者	自由筆記内容
1	①	発注者・設計業務受注者・監理・監理委託受注者 に対応先が多いが、ワンデイレスポンスを実施されているため、レスポンスはいいのですが、要求事項に回答する資料作成に労力が傾注している感があります。
2	①	土木、建築のトップである国交省が担当者の保身優先で業務を行い、建設に携わる人間の基本である「良い建物を協力して築こう」と言う意識がまったく見えない。他の省庁で仕事をして来たが、国交省にはガッカリしました。二度と国交省の現場は経験をしたくないと感じています。特に設計変更や図面等の承認等では失望しました。
3	①	4週8休ができない根底は工期設定と作業員が日給月給であることだけである。他の要素は存在しないと考える。この2点が解決しない限りは絵に描いた餅になりかねない。
4	①	現状の施工者の意見に対して、理解いただいていると思う。当初の工期設定については、厳しすぎると思う。昔と変わっていない。施工者が費用を負担し、休日が作るのが現状ではないかと思います。
5	②	官民関係なく適正工期を把握する手段が発注者にはない。適正な工期で発注するためには事業計画段階で施工者の専門的な知識を入れて工程を計画する必要がある。公共工事の場合は事業予算不足に伴う再設計や再発注作業による工期の減少、民間の場合は特に製造業や住宅デベロッパーなど経営環境による採算性の悪化を理由に厳しい工期対応を迫られる問題があり、受注する側として改善を申し入れることは即失注につながることになる。公共工事の品確法も地方自治体においては徹底されていない現状もある。いずれにしても施工者の経営努力では解決しないことが多く、民間工事も含めた法的処置など早期の整備が望まれる。
6	②	・今回の工事は、発注者が東京都ですが、設備別途工事のため警視庁監督員が建築・機械・電気それぞれにいます。その監督員間での調整がうまくいっておらず、調整に難航することがある。また、設計図段階での、食い違いが多い。上記のことを見ると、例えば工程を4週8休を制度化したところで、結果として間に合わないということが生じると思う。警視庁案件にだけのものかわからないが、施工者が施工者でなく、設計図から現場に物を作る所まで一貫してプロデュースすることが要求されている。官庁工事だからこそ、理想としては、設計図で物を作れることが本来の姿だと感じる。結論としては、発注者・設計者のレベルが本来の姿からほど遠いと思う。それを改善しないと、業務内容がはっきりとせず、4週8休の体制をとるに当たり、人員想定が見えてこない。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
7	②	各自の意識改革だけではすぐに限界が生じる。まずは建設業をあげての適正な工期確保を達成してほしい。その上で、作業所責任者の意識改革が必要。最終的には土曜閉所を目標とすべきであるが、まずは個人ベースでの週休二日が当たり前に取得できる環境を、一日も早く作るべき。
8	②	適正な工期で発注して欲しい。適正な利益が上がるようにして欲しい。職員を減らして 利益を上げたり、工期を短縮して利益を上げたり、受注者側の問題もある。時短には、工期はもちろん、受注金額も大きく左右する。
9	②	建設産業や運輸産業だけが、完全週休2日制度が浸透していないため。全産業を統一した国の意識改革が必要。ただし、大手企業の取り組みは良いと思われるが、地元企業者、中小企業が果たして同様の取り組みが出来るかは疑問である。
10	②	昔とは違うとは分かりながら、時間外を利用しながら明日の段取りや施工図作成を行い、現場というものを学んできました。今は、周りが休め休めと強く求める過保護な社会で、苦勞する事を回りが辞めさせていると思う。過勞死や超過残業ばかりのニュースで世間が騒ぎ、若手の質低下を懸念します。会社は利益を求める為、人員増員には何かにつけて抵抗します。今は仕事で溢れているが、では仕事がないときは社員は考えないでしょうと言われます。人員と増益増収は比例すべきであり、人員の増がないのであれば受注を抑える計画が必要ではないかと思う。
11	②	現場がスタートを切ったばかりで忙しいが、今後も最低土曜日の隔週休日を取れるように工夫する。
12	②	技能労働者の賃金をアップさせる事。一番要になって作業している人達に決して十分な賃金が与えられていない。監理監督＜技能労働者という賃金設定にしないと担い手が増える事はない。
13	②	客先は良質な建物を短工期で低コストで建てたいのは当たり前であるが、それが競争を生み、工期を圧縮し、コストを下げるためにさらに工期を圧縮している。また、日雇い労働者が依然として多い建設業は休みが多いと職人さんが来てくれない。その中で、施工効率や生産性向上など改革を会社からは言われるが、現場ではそれどころじゃなく、いままで通り、いかに効率よくうまく現場運営するか以上の業務になかなか取り組めないのが現状。
14	②	品質管理や安全管理の要求が高くなる一方で、コストへの反映がされていない。
15	②	①4週8休に取り組みたいが技能労働者の給料体系を考えると現状は難しい（土休1日/月、祝日閉所は実施中）。②公共工事を行っているが、事業計画ありきの工事期間設定がされており、4週8休できない。③川上の設計者に中途半端な設計でも工事が始まれば施工者側へしわ寄せがくる。施工図、製作図を進めながら実施設計をすることになっている。よって技術力のない設計者でも設計ができる（設計図の完成度が低くても技術力のある施工者が労力をかけて造らざるを得ない）。④公共工事では公募型プロポーザルで設計者を選んでいるが、デザイン力で判断されているため、実際の設計、設計監理能力について考慮されていない。
16	②	発注者側に週休2日を基本とした工期設定や工事開始後の止むを得ない事情による遅延に対する無理な工期短縮を行わない法律の制定、作業員の週休2日を前提とした給料体制の確立が必要だと思います。
17	②	発注者、監理者、協力業者等の理解を得られないと、時短や、土曜閉所については実現するのが難しいと思うので、それぞれに理解してもらえるようみんなで取り組んでいきたい。協力業者についても、給与体系の見直し等が進まないと難しいと感じる。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
18	②	法律で週休2日と決めてしまえば必ず達成できる。民間発注者は工期がかからないに越したことはないの（早く投資を回収したい）、施工者と利害が一致せず反対である。だから法律で強制的にしないと解決しないと思う。
19	②	働き方改革がうたわれる前の受注で工期が3年弱の長いようで厳しい当現場において、この事項について出来る事と出来ない事の現実がある。たとえば赤字などは社内だけ処理できるが、工期や品質の遅延、不良については自社だけで処理できない事項であり発注者に影響を及ぼす内容である。だからこれらに関しては確実に対処したい。しかし建築土木とも手作りの商品で工場で作るような工程管理は難しい。遅れれば人員、作業日数、残業を増やす事などで調整しなければならなく、働き方改革と逆行する行為をとらなければならない場合もある。だから初期設定(指定工期)が如何に重要かと思う。また品質を確認する書類においても、阪神、東日本震災、姉齒事件、杭の改ざん等大きな地震や施工不良がある度に書類が増えたりしている。社会保険の加入についてもしかりであり、なぜ元請が罰則を受ける方向になるのか疑問に感じる面もある。完全週休2日になると、現状と比較すると年間で24日=ほぼ1ヶ月実働日数が減る。一概に人員を増やす、効率を増やすだけでは解決できない事もある。ゼネコンだけで考えれば、祝日は別とし職員の4週8休はそんなに難しい内容では無いと思う。ただ職人を含めた改革となると現場は4週4休だというわけにも行かない。我々も前向きに取り組んでいくには急激な規制には対応が難しいと思う。終着点が5年先なら徐々に規制を厳しくするやりの方が対応しやすいと思う。
20	②	本気で4週8休を目指すのなら、適正な工期の設定とその遵守をさせることと、土日に作業所を開所した場合は、その建設会社へ「罰則」を与えるなどの施策をとるくらいにしないと前向きな話にはならないと思われる。
21	②	国交省のワンデーレスポンスが国交省以外の官庁工事でもあれば、回答を速やかにももらえるのでは。また、若手職員の伸び悩みや意匠伝達業務と発注者側担当者とのコミュニケーション不足。設計者のこだわりが強く、また、設計図に表せ切れてない納まりが多くその調整に時間を要する。
22	②	実際に作業する技能労働者は収入が安定しづらい。稼げる人は稼げるが稼げない人はその日の生活もままならない。これでは色々な選択肢が有る今の世の中では若者が新しく入ってくることは少なく、建設産業従事者は減少してしかるべき。良いアイディアはないがこれをどうにかしないと日本のものづくりレベルはどんどん下がる一方。昔のように「きつい仕事だけど稼ぎはしっかりある」なら良いが「仕事はきついし、給料も中の上、老後の保障もない」では誰が好んでこの業界に入るものかというほどのレベル。本当に危機的状況だと思う。
23	②	現在夏場の気温が高い時に「熱中症」の注意喚起が出される。外気温が高い時などは気象庁から外部での運動禁止などの対策が出されるが、工事の作業を止めることができない為、夏場の外気温が高い時は法律で野外労働を強制的に禁止して欲しい。
24	②	工期に余裕が有って土曜閉所しようとしても大きな問題は下請けの理解が不可欠。作業員は基本日給制のため休みたがらない。特に土曜、祝日については働いてあたりまえ。休めば給料が減り生活が苦しくなる現状。作業員の賃金改革を行わなければ4週8休は無理。
25	②	休めといわれても技能労働者の賃金上昇が不可欠。建設業全体の人材確保にもなる。
26	②	夏休み工事のような突貫工事の場合の人員配置について考慮が必要である。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
27	②	まず、国交省に先頭を切って4週8閉所をモデル現場からはじめ、全現場での取り組みにして欲しい。
28	②	社会保険について推進し会社組織を強化していたが、4週8休をする場合には作業員の月給化とそれに伴う単価見直しが必要になる。工事原価に跳ね返るものであり、発注者への働きかけを行政として強化する必要があると思う。
29	②	時短や土曜閉所は草の根から出来る訳ではなく、トップダウンからの強制力で実行しなければ実現不可能だと思います。しかしながら決められた期限があり、遅延が発生するとそれに間に合わせる為に無理をしなくてはなりません。すこしでも遅延のない予定通りの工事を進捗するかが重要であると考えます。工事の遅延には様々な原因があるかと思っています。人手不足なら人材確保、技術力不足なら組織によるバックアップ、気象条件なども考えられます。さしあたり天候に左右されない革新的な材料や施工方法や仮設物があれば良いなと思うことが最近が多いです。雨天でも施工出来る防水やコンクリートや塗装の開発ができれば、工事現場には大きな革新になるのではないのでしょうか？
30	②	工事も終盤に近づき、本現場の特性上、残業や日曜作業をせざるを得ない状況であり、社員がローテーションで出勤している。代休は自ずと平日に取得することとなるが、代打が利かない場合が多く、取得しにくいのが現状である。
31	②	時代の流れか土休を取れるのは若手だけ、ゆとり世代のやる気のない若手が能力無いのでしわ寄せが所長にきてます。まずは文科省に賢い人間を育てる様お願いして下さい。
32	②	建設作業員の高齢化、人材不足が最大の課題点。若年層を惹きつけるような作業環境の構築が急務。女性の建設産業進出（建設小町）の普及も大いに力となる。
33	②	社会的に建設産業の働き方を変える大きな流れが来ていると思う。実際の労働条件等を包み隠さず公にし、改善していくべきだと思う。
34	②	やはり適正な工期設定、技能労働者への賃金値上げをするため発注金額の見直しが必要ではないか。
35	②	労働環境の改善よりも土曜日の休日設定が最優先されるべきかと思う。
36	②	技能工の不足、中堅社員の不足による技術力の低下に加えて、働き方改革、時短と相反することを達成するため、一部の人が負担をしいられている。平等にゆとりある仕事ができるよう早急な対応が望まれる。
37	②	法的に抑えないと、週休二日は厳しいです。全て工期で決まりますので、その理解がないと絶対にできない。今の建設業を一新しない限り難しい。大胆な改革が必要。
38	②	技能労働者への4週8休を可能とする適切な賃金支払体制の確立が最大の課題と考える。賃金が安定すれば就労者の低下にも歯止めがかかり、休暇取得の面でも若年離職者の防止にもつながる。数多存在する総合建設業者が足並みをそろえる事を業界調整では限界があるので、早急な法整備により強制力を持たせた対策を所轄官庁に要請するのが最短ルートではないだろうか。
39	②	4週8休を実現しても日々のサービス残業が増えては意味がありません。社内外への報告は4週8休かもしれないけど虚偽の報告を行っているのが殆どです。適切な工期、人員を配置できない請負者には落札に参加させない等の厳しい対応が必要です。結局同業者同士の競争で工期短縮・人員削減を行い、安く入札し受注するという。流れが分かり切っているのに法律を制定する、4週8休をごまかしたところへのペナルティー等を行い世間に広めていかないといいないと思います。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
40	②	建設業は機械ではなく人の手で生産する為、1日の歩掛は体調や人数、天候にも左右され日々変動する。実際に4週8閉を実現しようとするれば労働時間を適正に管理しながら契約工期を必ず守ることは出来ないと考える。安全、品質、工程、原価を現状のまま保ちながら4週8閉を行うことは非常に難しく、何かを崩さなければ達成出来ない。安全、品質は絶対に落とすことは出来ない。ならば工程を延長することも考慮する、時短の為の予算を見込むなど工程、原価を現状とは違った考え方に変えていかなければ達成出来ないのではないかな。
41	②	休日が取れない最大の原因は工期不足と技能労働者の賃金不足と考えます。建設業全体の賃金アップを図るための対策や各発注者への工事費アップに対する協力要請が今まで以上に強力に推し進める必要があると思います。
42	②	発注者、会社、現場が、いくら頑張っても限界があると思われる。努力義務（活動）じゃなくて、法律の制定が必要だと考えます。
43	③	・鉄道関連のような現場ではどうしても夜間作業が増えていきます。それに伴い一般鉄道運輸の予定を確定させることが難しい状況です。適正工期設定に対しまず傾向、累計をとり遅延率を試算できる環境・システムを構築することも大事かと思ひます。よろしくお願ひいたします。
44	③	建設業に対し、社会的要求がますます高まる中での働き方改革を作業の単独で達成するのは、ハードルがかなり高いと考えます。やはり、所属部署・所属会社、建設業、自治体が各々そのポジションで改革を進めることが重要だと考えます。
45	③	上職者が部下の4週8休を守るだけでは将来的に4週8休が維持は難しいかと考えており、部下・若年社員のモチベーションを保ちつつ、如何に部下・若年社員が成長していける場、休むために自分がやるべきことを理解しこなしていくことを学んでいける環境をつくる必要があると思ひております。ただ休めではない中でより難しい問題かと思ひています。
46	③	人員不足なのに売上をUPというのは矛盾している。PCシャットダウンなどは、問題点の根本的解決になっていない。仕事のやり方を変えようとしているが、すぐに変えるのは難しい。であれば、現在の人員で適正に業務が出来るまで、仕事の量（受注）を減らすのも一つの方法ではないかな。
47	③	若い世代の早期離職が目立つ。将来まで末永く作業所業務が続けられる様な魅力ある職場を作る施策、対策が必要。
48	③	第三者（近隣、お客様）に対する過剰な対応（騒音対策、施工条件等）により、予算と工程の調整に時間を費やす事が多い。
49	③	1. 書類の多さがある。ICTやAIを使った品質や写真等の記録を認め、書類削減に努めてほしい。2. 社会保険もそうであるが、協力会社の賃金形態を改善する。3. 適正工期の確保（作業員が集まらなないと人が集まる日曜日に作業をしてしまう。）。4. 雨・台風などの天等による工期の延長の条文を緩和する（現場が雨や台風で作業中止となれば休日出勤で取り返そうと考える）。5. 民間発注者は理解がなく、理不尽な請負契約書で契約させたり設計図書に記載している。6. 設計者が中途半端な図面や発注者と打合せしかしてなく現場が始まってから変更が多くさらに受注者にすべて対応をさせる(工期を含め)。そこで変更等があった場合は、工期変更を緩和する（発注者が認めないとできないなどおかしい）。7. 民間の請負契約書を理不尽がないかチェックしてほしい。
50	③	数十年前は、月休2日だったが、最近では4週4休は定着している。まずは、4週6休その後数年以内には、業界として、4週8休の実現は可能と思われる。発注者・受注者相互に、意思を持って4週8休実現に取り組むべき。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
51	③	まず技術系社員の増員が必要であると思う。増員することによって交代で休みが取れるだけでなく、通常の勤務も早番、遅番のような2交代勤務にすれば日々の拘束時間も減らせるのではないか。4週8休を目指すためには、各職人さんの給与体系の見直し(日給→月給に変更)を進める必要があると思う。土曜日を休んでも賃金の水準が変わらない給与体系変更することが必要だと思う。結果、人件費があがり、工事費が上がるので現実的には無理だと思うので、何か法整備して解決してください。
52	③	9月中旬の週末の3連休時に台風がきたため休みが取れなかったところか夜まで待機させられた。休みの日の勤務拘束がネックになっている。鉄道工事において、わが社は、同業他社の半分の要員で工事を行っている。そのため、昼夜の連続勤務が生じている。それを現在時短という名目で超勤の上限をきめている。会社は、時短を名目に経費を減らしているだけで、人を増やそうとか、人員に見合った工事契約数をしようとか全く考えていない。
53	③	工事契約遅れにより工事着手がおくれた場合や工法変更等に要する期間は工期延長を適切に行うべきである。
54	③	人手不足で、仕事量が多く日々の書類をこなすだけで、定時退社出来ない。又今後も本体工事が価格の相違で、開きがあり契約出来ず、予定していた工事も着手出来ない為、工程が圧縮を求められている。
55	③	役所の人は土曜日休むが、金曜日の夕方に指示が来て、月曜日迄提出など、無理な依頼を平気でしてくる。諸官庁の意識が低いのか受注者を下に見ている体質を変えて欲しい。
56	③	改修工事において、施主や、設計者の思いつきがかなり多いため、改修工事の契約図は参考図の如くである。そのため、設計変更ばかりで余計な時間を費やしている。
57	③	民間発注者への積極的な働き方改革の促進を指導して貰いたい。工期・請負金額等も週休2日を行える実情にあった設定をする様に指導して欲しい。また、人材不足の解消の施策をお願いしたいです。
58	③	現場での時短には、法的な措置と労働者への賃金確保をしっかりとしないと無理だと思います。
59	③	技能労働者確保のために適正な最低労務単価の設定。社会保険加入費確保のため、法定福利を含めて協力業者へ適正に発注できるよう発注者に対する法整備（大企業の発注者でも意識が低いため、元請の利益を削って補てんする状況があります）。
60	③	基本的に職員、職人の人材が不足している。又、賃金単価が低いので人材が集まらないと思う。建設業は多くの資格が必要ですが、賃金に反映されていないので資格保有者に配慮した賃金体制を構築すべきではないでしょうか。
61	③	週休二日などを定める法律の制定。
62	④	5年間で週休2日定着を目指すとしていますが、建設業に対する社会的要請から非常に厳しいと思います。短工期は発注者、社会のニーズであり、対応力によって会社が選別されています。閉所にこだわらず、働く人の週休2日を確保とするよう、長時間労働解消に向けて働き方改革をすべきではないと思います。
63	④	時短促進の前に、法制的簡略化、検査などの省力化が先に必要。やるべきこと、やらなくていいことを明確にする。できれば必要とかが多すぎる。JISなどの認定工場であれば検査省略などモノづくりに集中できる環境づくりいいモノづくり、コスト削減、安全管理、ひいては職場の魅力化、モチベーションアップにつながるのでは。時短が先の昨今の風潮はそういった本来あるべき姿をもダメにしている気がしてならない。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
64	④	4週8休するために労務単価見直し、工事単価の見直しが必要。適正基準労務歩掛かりが必要。
65	④	技術労働者が激減及び、社内技術管理者も不足している中、工程遵守する事が非常に厳しい上に、競争入札による価格の低下が進んでいる現在。国交省は何か方策を打ち出しているのか全く見えない。時短問題は、適正工期にて受注することがすべてだと思う。
66	④	本当に実現できている方が何人いるのであろうか。ただ本当にやるのであれば景気がよい今しかチャンスはないと思う。また冬の時代がくればたたきあいの厳しい値段で工期短縮がさげられることになる気がしてならない。また昔のような4週0休になってしまいそうだ。
67	④	発注者とゼネコンが契約関係にある諸問題は、上記アンケートに網羅されていると思うが、建築工事については、ゼネコンとは契約関係には無い、計監理者(設計事務所)の存在も、時短には大きなファクターとなる。設計事務所の方が、時短に関しては、ゼネコンより遅れていると思われる。そこにもてこ入れしないと、監理される側のゼネコンの環境改善には結びつかないと思う。現に、当現場も設計事務所の監理体制により、長時間の深夜までの打合、祝日の会議等は強制的です(文書での申し入れもするものの逆鱗にふれただけ)。設計事務所>ゼネコンという暗黙の了解の上下関係は、発注者の代理者という立場上、我々ゼネコンは、契約関係のない設計事務所に弱い立場にあります(設計事務所の方を〇〇先生、と呼ぶ風習が如実に実態を示していると思います。土木でいう、コンサルタント会社は、同等の立場になっているように思うのですが・・・)。この部分にも、法的な介入が必要ではないでしょうか。
68	⑤	日払い労働者の対応、単発的作業職種の統合化(取極化)。
69	⑤	施主、設計事務所は施工開始直前まで設計変更することが許されている。その為、①関連図面の作成・修正に手間を要する ②変更の伝達に手間を要する ③工事計画の変更が必要な場合がある ④施工要領書・製作要領書の作成、修正に手間がかかる等、これらの対応の為、多くのスタッフに負担がかかり残業、増員が必要になる。設計変更を制限する法律の制定をお願いしたい。時短実現には、現場任せでは限界がある事の認識が必要。
70	⑤	営業の方には4週6休で工期設定をして、契約をしたと聞きましたが、現状2ヶ月工程が足りません。
71	⑤	法的に必要な書類の削減:例えば、施工体制台帳の統一=協力会社が台帳を作成し、インターネットに登録したら、どのゼネコン、どの作業所でも適用出来るようにする(作業所での保管は不要とする)。適正工期の考え方:作業所では雨も降れば、台風もくるので、天候も外的要因と言える。それらを考慮した工期設定の作業所もあると聞いているが、年によって変る。作業員の確保も難しい状況で、業界として技能労働者の確保をしないとイケないと考えます。
72	⑤	発注者、監理者の検査回数及び書類が多く職員を増やして対応を行ったが、マンパワー的には十分ではなく、残業等での対応で何とか追いついている状況。
73	⑤	技能労働者の処遇改善・・・技能労働者の高齢化、若い人が育たない。技能工の人手不足により工期圧迫。
74	⑤	中央で決めても、地方では当てはまらない。会社も国も、本当に4週8休を実現する気なら、法律や契約で縛るしかない。机上の空論なら、現場は振り回されるだけなのでやらなくていい。
75	⑤	ただ休めでは、休めない。実際にどのようにすれば休めるかを吸い上げて、吸い上げた事項をどのように実施していくかを真剣に考えることが大切。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
76	⑤	時短に取り組む姿勢は見受けられるが、反面期日に間に合わせれない若い子が増えている。
77	⑤	建設産業で4週8休を実現するのは、正直厳しいと思います。
78	⑤	1人現場だと休日が取れない。
79	⑥	4週8閉にした際に、技能労働者への適切な賃金の支払いを早期に確立しないと業界全体で取組む雰囲気が出てこない。
80	⑥	建設業の担い手不足を補うため、外国人の建設業への労働規制を大幅に緩和して、外国人労働者が日本で働きやすい環境づくりを進めてもらいたい。
81	⑥	働き方改革による施策を行政は、発注者に対して指導すべき。受注者側から発注者への交渉は難しいことは明白で弱いと思います。時短による様々な取り組みが個人のスキルダウンと企業力の弱体化につながらないか、心配です。方向性を間違えると個人のモチベーション低下も生じるので、国に言われているからでは将来の担い手がなくなります。現場では、個人のスキル低下防止と更なるレベル向上のために自己研鑽のための教育や指導を行っています。（あくまでも個人の意思があれば）勤務時間外に勉強の意味合いで、業務関連のテーマ、課題を与えています。
82	⑥	土日、連休ありません。建設業の土日作業時間を法制化で制限いただけないでしょうか。
83	⑥	週休2日、責によらない工期延長などは、法律である程度強制的に行わないと、得意先が納得しないのでは。また当社としても、人員不足のため、急に人を抜くという話が、人事・副支店長レベルの話として出てきている。時短・代休等で現在の人数は必要だという説明をしても、半強制的に人員を削減されるので、時間外労働をせざるを得ない。
84	⑥	協力会社の下請け作業員の賃金問題が解決しないと作業員は休まない。休みが欲しくても手当が減るので働いている人がほとんどであるという事を理解しないといけない。
85	⑥	週休2日制実現に向け、違反した場合には法的措置として、指名停止等の社会的制裁を加えるくらいの厳しい罰則を制定して頂きたいです。
86	⑥	標準工期での発注・受注を徹底する仕組み作りや規制強化の対策を早急に進めて、それが発注者や諸条件に関係なく当たり前に主張できる産業になってほしい。
87	⑥	悪条件の建設業自体の体質を変えてほしい。
88	⑥	特に製造業の現場では工期が優先になり、発注者の圧力が非常にある。建設業界だけではなくその他の業界も改善すべきではと思います。
89	⑥	法で週休2日としてもらいたい。
90	⑥	土曜閉所を実現するためには、発注者の理解が十分に必要だと考える。そのため、発注者側の不適切な工期での発注を規制する何かが必要だと思う。また、技能労働者の賃金のベースアップが必要なため、受注側（元請）の適正金額での受注をすべきで、極端な値引きでの受注が結果的に、技術労働者へのベースアップの弊害になっていると思う。
91	⑥	所内では4週6休となるよう勤務計画をたて実施している。
92	⑥	官庁発注工事と民間発注工事が同じように変わって頂きたい。
93	⑥	改修工事などは、施主側の業務がない時にしかメインの工事ができないため、土・日の作業がメインとなる。また、平日に2日は休みづらい(支店、下請業者は平日稼働している)ので、休んでいるとメールや電話の対応が直ぐに出来ない。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
94	⑥	時短施策に対する考えは浸透してきていると感じる。数字と体制の整えは見えてきているが、その結果、どのようなリスクが本当にでてくるかが見れてこない。国交省が奨励し、監督署がとりしまり、表面的には現況は良い。人員不足のなか、各現場でいろいろな施策を講じていると思います。私の身近で、まだ。時短施策を実施した現場が竣工していません。時短を実施した評価は本当に表れるのでしょうか。現況では、残業手当の収入減少、一人当たりの生産性減少による評価は？工期厳守のなか実施した時短のため、品質の低下？総合的に評価をされるとか会社からは評価が下がるように思える。それが、来期に実施される評価を会社はどのように判断するのか。それが個人にとって満足できる評価をされることによって初めて時短のサイクルが成功すると思います。まずは、底辺である作業員の賃金底上げから社会全体へハイリターンとなる施策になってほしい。
95	⑥	職員不足、技術力不足、労務不足になってきている。新しい事に取り組む事には賛成であるが、建設現場の最前線で働いている人への負担は増加している。増加している部分を軽減できる体制を構築できれば目標に近づくこと出来る様になるが現在の状況では無理を押し付けられている感がある。モチベーションを維持する事が大変だと感じる。
96	⑥	作業所に対する会社側のフォローが感じられない。時短という命令を作業所に押し付けているだけの状態。
97	⑥	社会的要求が厳しくなる昨今、現場でやる事はどんどん増えている。しかしながら、労働時間は短縮せよ・・・仕事量と時間が逆行している状況。効果的な策もなく、建設業の時短を無理やり推し進めている現在、店内の時短だけが推し進められ、本来支店内でやるべき業務が完了しないまま着工したり、いい加減な形で現場に引き継がれたりし、工事を進めなければならない現場ではそのしわ寄せが全て降りかかっている状況。時短対策としてゼネコン各社から打ち出されているIT化等の対策は聞こえはいいかもしれないが、実情はそれほど効果が出ておらず、時短には繋がっていないのが現状。しっかりと設計期間(発注者側の考えが纏ってからの設計期間)、工事計画を行う準備期間(この期間の配属人員の確保)、を設定し、配属人員の確保を行わない限り、作業所職員の時短は実現不可能。IT化等はこれを補う為のツールに過ぎない。完全週休2日を実現する為には、現場を週休2日で閉所する法律を制定するしかない。今は移行期間等といって、策がないまま推し進めていると、建設業に入る人材は減る一方。現場職員は不足の一途をたどる事になると思われる。
98	⑥	適正な工期の設定や、週休2日制の制定などの対策も必要と思うが、やはり作業員の確保が重要であると思う。労働力を確保する為にも適正な労働環境を整えて建設業に従事しやすい整備を行うことが重要であると思う。
99	⑥	建設業は、作業員が、休むと日当がもらえないから出たいとか、土曜日までこの現場を終わらせて、来週から次の現場に行かなければならないとか、下請けの事情が大きいと思う。各職員が土曜日を交代で休むとなると、それなりの人員が必要だが、会社は、そんなことは考慮していない人員配置にしているため、休むとなると現場を休工にせざるを得ない。そうすると、土曜日は休めない。
100	⑥	負担が第一線にあつまるとなると避けたい。
101	⑥	請負で負けている体制を変えていきたい。
102	⑥	社会保険制度の充実について色々な施策がなされていますが、法整備を進めないと、改善は難しいと思われます。
103	⑥	現在の建設業界のイメージは過労死、残業過多等の非常に悪いものになっていると考えられます、その影響から建設業界へ進む若者が減少しているのも事実で、将来にむけての労働環境の見直し、業界全体の賃金改定を推し進めるべきだと感じます。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
104	⑥	確認申請時に全体工程表も提出し、適正工期でないものは、確認申請を許可しないようにするなど、規制を求めます。外国人労働者の研修等 国交省では取り組んでいて良いと思います。このような労務不足解消に向けた具体的な活動をしていって下さい。
105	⑥	請負産業である以上、コスト、工程に関する問題、時間外に関する問題は解消しない。設計変更があれば、工期、コストが決まるまで現場を動かしてはいけない等の法律による縛りでもない限り、変わらない。当初の設計図書を見積もり用と考えている設計事務所に問題がある（納まり等は、請負者が決まってから、考えさせれば良い的な発想がある）。
106	⑥	建築外勤社員の立場で、土曜日完全閉所はかなり難しい。しかしこれを実現するステップとして、下記の方法で取り組んでいくことはできる。社員交代制による振休取得（各個人の業務量を把握し、それぞれのペアを組んだ人への引継ぎにより、仕事のスキルも向上する）。閉所の計画順位としては次の事項が理想（現実的）だと思う。①GW・盆休み・正月休みの9連休閉所 ②祝日の閉所 ③第2・4土曜日の閉所 日建協では、土曜閉所にこだわらず、大型連休所得についても取り組んだ方が効果が上がると思う。日建協や自社組合の「統一土曜日取得活動」の本当の意味を、職員に伝え理解させていく（産業の魅力化 自身の努力で就業環境は変えられるなど）。
107	⑥	週休2日などを定める法律の制定が必要。
108	⑥	4週6休、4週8休に向けてゼネコン（現場）は動いているが、下請である協力会社（作業員）は現場が土曜閉所でも、別の稼働現場に働きに行くなど、協力会社はついていけない。根本的に作業員の給与体系が日当制であるために、閉所が多くなれば給与が目減りしてしまう。作業員の給与体系の改善、適正な受注金額・工期への改善がなければ建設業は魅力あるものにならない。まずは発注者（官庁、民間とも）の意識が変わることが必要であり、受注者側はこれまでのような無理な条件下での受注は受けないことが必要。またそれらの制度化（ガイドライン）が必要と考える。
109	⑥	建設産業における週休二日制は現在まだ浸透されていないように感じます。折角、土曜日を閉所するように工程調整を行っても、作業員の方から、「土曜日でも働きたい」「土曜日を閉所にされると困る」という要望が度々出ます。それは、日給なので労働日数を減らされると困る方や人員不足で次の現場へ早期に行かなくてはならない方などがいる為です。法的な賃金確保、週休二日確保への後押しが必要ではないでしょうか。
110	⑥	発注者が適正な工期で発注できるように法律を制定して欲しい。
111	⑥	国交省が先頭に立ち「週休二日」（土曜閉所）を進めて頂くのは良い事ではあるが、スローガンのように又努力目標といった中途半端なものになってしまうと、その負担が現場にいてしまうと思います。なのでこの問題は、「全ての建設作業（事務作業も含め）は土曜日してはいけない」と言うことを法律で定めるしかないと思います。又社会全体、特に発注者、設計事務所等の理解がないと、現場で6日間必要な作業を5日間で行わなければならなくなり、現在担い手の不足が問題となっている中、残業が増えたり、さまざまなところで弊害が出て来るように思います。そうすると「土曜閉所」も「働き方改革」もいつまでたっても実現しないと思われます。
112	⑥	建設業の担い手が不足していること、また若手職員が定着しないことなど、若者に魅力ある産業であると感じられるような産業にしていけるためには発注者、元請け、下請けそれぞれの働きかけが必要であり、業界全体が変わっていかないと今後の建設業界に未来はないと感じる。
113	⑥	月末には部下を平日に休ませないといけなくなり、今まで出来ていた事がもはや時短の為にできなくなっている状況である。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
114	⑥	国交省が先頭に立ち、適正工期・適正金額を算出し、見積金額だけの発注は止める事。
115	⑥	＜現在作業所で起こっている問題点＞現在構内小工事をして、施主工事担当者5～7名より仕事の依頼がきます。施主工事担当者も自分の担当エリアのみしか把握しておらず、施工場所・時期もバラバラです。又構内工事では構内ならではの休日作業があります。生産機器が止まっている時しかできない作業です。祝祭日も関係ありません。施主側生産が絡むので作業日程は変更できませんし、休日出勤して代休を取ろうと思っても、平日は別の物件を施工しています。小工事の為、工事件数は多くても、受注金額は伸びませんので社員増員は予算的に難しいです。4週8休を実現するには施主の工事を土曜・祝祭日閉所・受注金額による社員人員確保不足の理解、協力が必要となってきます。施主が施工者の休日取得を考えて工事発注をするとは考えられませんが……。現在、土曜・祝祭日閉所に向けて各工事担当者に工程調整を掛け合っています。
116	⑥	社会保険に対する同じような行動を、4週8休に対しても、具体的な制度を作る。
117	⑥	建設業における週休2日取得に向けた指導・推進。
118	⑥	発注者の工場は、24時間3交代制で稼働しているため、構内では、多数の制限があり、工場の休転日（正月・GW・盆休み・棚卸）での作業や構内での車両の少ない、日曜日等に制限される作業がある。
119	⑥	働き方改革、時短等が提唱されてきているが、まだまだ表向きでしかないように感じる。弊社でも本社は通達を出し、各支店はそれに基づいて各社員に通達しているが、現場ではそれが反映できない、できる環境ではないのが現状である。現場でも表向きの対応しかできない。人が増えれば休暇取得・時短は可能かと言われるれば、単純に増えれば良いというものではなく、優秀な人材が集まったとしてもそれも違う。また、弊社(請負者)側だけで対応できるものでもない。施主(発注者)や協力業者(下請)の協力体制が整えば可能かと思うが、現状ではそうではなく、各立場で利害もある。施主は早く安く建物を建てたいし、現場(会社)は人材確保が難しいので少人数で対応したい、下請業者は職人の確保が難しい中仕事を空けてしまうと次の確保が難しい。建設業界の受注体系では限界があるように思える。自主的な施策ではなく、法的に拘束力のある施策が必要ではないかと思う。
120	⑥	人員不足により、一人あたりの業務が多忙である。時間が足りないため、時間外労働が増加する。時間外労働を行った分の賃金の支払いが必要である。働き方改革を推進できているのは、大手企業だけであり、中小企業は未だ追いついていない。安全面では法律、ルールが増えるのは当たり前だと思うが、仕事が増える一方で、減ることがない。営業利益目標と現場人員が比例していない為、一人あたりの生産性が増え、時間外労働が増える為、見直しが必要。
121	⑥	働き方改革のためには、建設業界として、職人の給与の問題も含めて対応し。民間の発注者の絶対的な理解がなければできない。国交省として民間の発注者に対し、厳しい指導がなければ徹底できない。
122	⑥	不景気の時期に多くの協力業者が廃業したり雇用をしなかったりしたことによる「作業員や現場員の不足」が、今日の労務事情悪化、熟練技能者の不足となっている。すべての産業を下支えするこの建設業界の基盤がしっかりしていないのはやはり問題であると考え。建設業が高収入産業にならないと、この産業に従事する魅力はないのではないかと。請負金のかで直接工事費と経費の割合が変わっていかないといけない。もっと経費率が上がっていかないと。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
123	⑥	新築工事から改修工事へと移行したが、改修工事は本当に休みが取れない。お客さん都合で、土日工事を中心となってしまっている。
124	⑥	建設現場では、最近急激に管理項目（過去は、要求されなかった検査）が増えてきている。社会的に問題になったこともあるのだが、逆に若い人たちの業界離れは、いまだ解消されていないと思う。せめて賃金体制が他業界を大きく上回るようなことでもない限り人気を復活させることは、難しい。休む環境も重要だが、やりがい、対価という観点も併行して議論していかないといけないと思う。
125	⑥	このようなアンケートをいつまで実施するのか。さっさと法律化すれば終わるだろう。
126	⑦	発注者は短工期で早く収益を上げたいとの考えなので、工期が短い施工会社が選ばれる。そこで競争になるので、一番は法律で4周8休を定めるのがいいのだが、それはハードルが高いと思われるのでせめて国交省から指針などを発信して頂ければ、交渉しやすい。人材確保の為に4週8休や賃金アップなど、魅力ある建設現場の環境づくりが必要と思われる。
127	⑦	働き方改革を達成する為の生産性向上は現時点で限界にきていると感じる。逆に技術力の低下等、将来的に日本において負の財産を残すことになるのでは無いかと危惧している。走る距離は同じで、走るスピードがこれ以上速くならないのであれば、走る時間を増やすしかない。工期・工程がいかに厳しいところで求められているのか、社会全体にアピールする必要がある。新国立競技場での過労死も最も大きな要因はオリンピックまでのタイムスケジュールを「見誤った」もしくは「無視した」大きな「変更」にあることを建設業界として発信すべきでは無いか。節税が悪いとかそういった話では無く、建設プロジェクトの「変更行為」によりコスト・工期にどんなに影響がでるのかを社会に示す良い機会だと思う。単に不幸な結末となったその工区・プロジェクトの組織管理の問題では無い。
128	⑦	工事における週休や労働時間を法律として定め、違反した場合には施工者側だけでなく、発注者、設計監理者についても罰則規定を設ける。
129	⑦	発注者の意識改革が必要。土曜閉所ができる工期設定でないと、工事が着手できない等の強制力がないと土曜閉所をもっと推進するのは難しいと思われる。
130	⑦	官庁・建設業が一体となって解決しないと、競争入札などがある限り実現は難しいと思われる。40代以上の外勤社員は竣工時は休みが無くて当たり前などを経験してるので、昔から比べると休日日数が格段に増えていると実感していると思うが、30代など今の若手社員はそうは感じてないのでは思う。また人員配置も人数を増やせば良いのではなく、個々の能力が低ければ任せて休みも取れない。取れても心の中では『大丈夫だろうか』不安、『携帯電話が鳴らないだろうか』と不安でと本当の『心の休暇』が取れてる社員は少ないのではと思う。
131	⑦	技能労働者の不足、技能労働者の高齢化、協力会社の休業等、地域により新築建築工事が集中して発注となっていて、ゼネコン間、場合によっては同じゼネコンの現場間でも、労働者の取合いになっている様に聞こえてくる。建設業自体が、ハンドメイドに由る事が多い為、機械化等は難しいと思われるが、今後システム化出来たら良いと思う。
132	⑦	本当に週休2日制を実現するなら法制化すべき。
133	⑦	現在短工期の現場で仕事をしておりますが、工期の短い現場に関して、しわ寄せが来るのは、会社でもなく現場員（個人）になります。まずは適正な工期にて発注・受注が出来る様にして頂きたいです。世間では休日の場合でも建設業は土曜日、祝日は出勤して当たり前の風潮があります。日曜日の場合によっては出勤して当たり前となっており、個人としてのプライベートもなくワークライフバランス、働き方改革どころではありません。建設業全体の体質を改善して頂きたいと強く願います。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
134	⑧	現在は適切な工期を確保したことにより、土日祝日全休が達成されている。受注者側からの週休2日を前提とした工程の組立、発注者側の理解が大事、と考える。
135	⑧	週休2日に向けた法律の整備が必要。
136	⑧	段取り八分とは良く言った物で、段取りが勝負だと思います。後で慌てても手に負えません。忙しい時期と落ち着いた時期は少なからずあるので、強制的にでも休む事が必ずしも良いとは思いません。目標を持ち、計画性を持ち動きたいですが、近隣や天候、様々な状況の変化がある為に施工管理（調整）を日々行なっている訳です。自分も含めた社員の技術力不足も感じますが、協力会社の高年齢化と共に技術力の低下と言いますか、職人気質と技術の低下を実感していますし、書類や会議の多さも感じます。
137	⑧	今が、建設産業の労働条件を大きく変えるチャンスだと思います。ぜひ、積極的に尽力ください！期待しております。
138	⑧	建設会社や協力業者（下請業者）が引率して行かなければいけない問題ですが、実現する為には、施主、設計事務所等の理解と協力が無いと絶対に達成出来ないと思います。
139	⑧	会社としても、時短に対する意識改革は、急速に進んでいると思うが、まだ作業所業務の改善がそれに追いついていないのが現実であると思われる。1つ1つできる事から要因を潰していく事が時短の実現につながっていくと思う。
140	⑧	建設業の契約工期は、基本的に土曜日を含めた契約となっているのが実態である。法令等にて土日・祝日・夏季年末休暇+αにて休暇を見込んでの契約工期とならなければなかなか働き方の改革とならないのではないかと感じる。当現場事務所では、技術職員の不足があり、なかなか交代で休むというのが実現していない。また、派遣等にて対応しているが、未経験の人材しかおらず工事所技術職員の代役となる人員が社会的に不足している現実がある。
141	⑧	建設業全体の人材不足。
142	⑧	適正工期と適正金額はもちろんですが、下請け会社の賃金支払い方法（月給制へ移行）をしないと建設業全体の4週8休（働き方改革）は難しいと感じます（土曜、祝日を閉所にした場合に開所している現場へ働きに行くため）。
143	⑧	職人さんの日割りでもらっている給料を維持した上で月給制に移行しないと、土曜祭日の完全閉所は実現しないと思う。その実現のための工事金額増を発注者へ働き掛けて欲しい。また週休2日を強制的に実行させる法改正が必要。
144	⑧	建設産業の労務確保が今後の重大な問題点である共通の認識かと思いますが、いわゆる建設労働者の実態良く把握して、社会保険加入義務化云々による労働者減少の実態を良く調査・把握して、根底からの労働条件の改善策を検討・実践していただきたいと考えます。
145	⑧	①構造・規模・用途に応じた適正工期の法律制定を行っていただきたい。②官民発注者でバランスのとれた工事発注を行ってほしい。民間発注工事が増加時は官庁発注工事を減少させ、民間発注工事が減少すれば官庁発注工事を増加などして技能労働者が継続的に安定した就業日数と賃金を確保できるようにして魅力ある建設業界にしてほしい。
146	⑧	発注者、監理者の工程意識を高める必要がある。
147	⑧	土曜・祝日に休みを取ることが当たり前という建設産業全体の流れがないと労働組合としても4週8休を大きな声で推進できない。
148	⑧	働き方改革は、残業しないというだけで、サービス残業がふえたり、業務内容が不明瞭。
149	⑧	適正工期に付きますが、施主側としては事業計画にも関わる事。決算という仕組み自体を変えることも視野に入れて建設産業の改革が必要。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
150	⑧	作業所は朝8時からの始業で終業が17時ですが、作業が終わるのが早くて17時であり、それから見回り戸締り、書類整理等の業務を行う為、17時に退社することは現状では困難であり、毎日2～3時間の残業となります。かつ、土曜出勤は2回があるので、トータルすると際立った残業をしていなくても、80時間近い残業となってしまいます。この作業所は祝日が全休である為、この程度で納まっていますが、祝日稼働の作業所は、更に残業が多くなると思います。
151	⑧	ゼネコンの人材不足のため、思うような休暇が取れないケースが多いと感じる。人材難に関しては全ての会社に共通して起こっている問題であると思うが、建設業の悪いイメージの払しょく、担い手確保ができる環境を整えてほしい。
152	⑧	諸官庁と民間の施主の違いを理解していただきたい。
153	⑧	民間会社及び現場単位で努力し時短しても現場の作業環境は厳しくなり、現場作業員は賃金等の関係で閉所の少ない現場へ流れてしまいます。社会環境等も踏まえて土曜日及び日祭日は法律で禁止することを希望致します。また賃金面でも現状の作業員の賃金では、土日祭日休業では、生活が厳しいのが現実です。作業員の給料制や最低賃金の見直し等が必要かと思えます。
154	⑧	時短推進をしたくても、工期内竣工がマストであるので、1日1日は重要である。その1日を休む事は議論が成り立っていない。
155	⑧	基準値超過土壌が発生し、絞込み調査等により、工程に遅れが生じているが、施主からは、工程を取戻すように強い要望があり、日・祝・祭日だけの休日でも厳しかった工程なので、祝日の休日を充てて現在対応している状況。雨天等による躯体工事の遅延防止のためには、今後も祝日作業を行わなければ、仕上げ工事では、日曜も作業を行わなければならない状況。現状まだ遅れを取戻してきていない。設計変更が多く、検討や、見積等により業務が増え、残業や休日出勤で対応を余儀なくされている。
156	⑧	時短活動として全所員ホワイトボードに当日の業務内容と業務終了時間を記入し見える化しています。週1階はノー残業デイを各自で設定してもらい、ホワイトボードに書かせ見える化しています。毎日の打ち合わせは午前10:00に行い、夕方の会議体は毎週1回の全体会議のみとし、業務終了時間に影響ない様にしています。月1回土曜日をプレミアムサタデーとして15:00に現場を終了しています。
157	⑧	当現場では、大型現場で人数も多いことなどから4週4～6休を取得していますが、全現場で取得できるようになるには難しいと思います。
158	⑧	働き方改革を進める上で、発注者側への理解をより一層図ってほしい。特に今はオリンピックという課題を背負っている中で、オリンピックまでに竣工させるということは致し方ないことかもしれないが今後の工事の発注に関しては工期の設定に関して十分に考慮してほしい。また、職人の給料のあり方も同時に考えてもらわないと現場閉所はなかなか難しいのが現状である。
159	⑧	4週8休が段階的に進んでいこうとしている中で、今の若い世代は現状で4週8休を取り組もうとするのは良い事だが、本来の仕事の本質を理解せず休む事が当たり前で、休めていないのは上司または会社が悪いからという認識を持っている人間がいる。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
160	⑧	特に分譲マンションでは昔に比べ施主の求める書類が増えていると思います。それにより、仕事量が増えているのが現状であると思いますが、社内では請負金額は昔の基準のままの件費で積算している為、人員配置が少なく一人一人がオーバーワークとなっているのではと思います。(マンション現場に配属されると休めないと思われています。)受注段階で競争している場合、各建設会社が受注の為の積算で各会社が同じ人員数で積算しないといけないというような仕組みがあればと思います。(能力的に余裕のある会社は新入社員を配属できる・余裕の無い場合は経験数の高い人員を多く配置する)会社により、給与設定が違うと思うのでその採配をとってもらいたいです。結局は価格競争の面もあると思うので、どこか強制的に介入しないと状況は変わらないと思います。
161	⑧	契約工期設定に無理がある。契約時に工期が長くなると経費が上がるので受注できないから。発注者が、地中障害等、見積もり条件に別途と記載があるにもかかわらず、作業不能日数によって(少なければ、10日程度)工期延伸してくれない。それにより土休はおろか祝日まで作業しないと工期に追われる。
162	⑧	建設会社は受注するため、他社より発注者に対しメリットがないと受注できない。法律にて制定しないと現状が変わらないと考えます。
163	⑧	国交省発注の工事全てが4週8閉を実現して頂き、その他官庁工事や民間工事でも実現できるようにしてもらいたい。今現在、民間工事で現場で働いていて今後、官庁工事では4週8閉を実現できると思うが民間工事ではできるかどうか不安の方が大きいので、実現できるように本当に大きく取り組んでいただきたい。
164	⑧	国が全力を挙げて、民間企業の発注者に働きかけて欲しい。
165	⑧	国交省(国策)として取組むのであれば、週休は慣例でなく、法令として定めるべきと考えます。発注者への理解は請負者が進言する?事自体がおかしく、しっかりと定めれば発注者側の計画にも否応無しに取り込まれるはずでは?
166	⑧	物価スライドに対する柔軟な対応、制約の緩和。
167	⑧	働き方改革の方向性を明確に法律の制定を行って欲しい。
168	⑧	建設業全体の人材不足を解消してもらいたい。また、若手社員の育成不足もある中で、時短・休日取得を推進しなければならない。教育する時間も限られてしまう。
169	⑧	土休工程での発注、契約を発注者団体(不動産業他)へ働きかけて欲しい。その場合、発注者側のメリットがないため、税制優遇、適正工期での発注企業ランキングなどもすれば、改善につながるかと思います。
170	⑧	基本的には若い社員等は現場休みを取らせたいのですが、休みを取るとその他の日の残業でカバーしなくてはいけないのと、そもそも休みを取れる余裕がないのとがあります。そのような状態で仕事をする為ミスが出がちな状態です。若い社員もこの状態が一生続くと思うと嫌になることもあるかもしれません。ただ時間を作るのは各現場、各個人とも思いますので意識が大事かとは思いますが。最近入った新入社員が残業が多いのと休日も仕事をするので一時的に来なくなったことがありました。自分自身もその意識が不足していたとは思いますが。最近の過労死等の話を見聞きすると考える所はあります。
171	⑧	土曜日閉所を本気とするならば、法律による罰則規定を設けないと、実現しないと思います。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
172	⑧	工期に余裕がないため、土曜、祝日は当然に現場を稼働させなければならない、それでも工期が厳しいので、早出・残業にて対応しなければならない。近隣の住民にも多大な迷惑をかけてしまうので、働き方改善は必要だと思う。しかしながら、日々の生活においては超過勤務手当てをあてにしたものとなっているので、これが0になると、生活が厳しくなるので、建設業界全体のベース賃金底上げも同時に進めなければならないと思う。
173	⑧	法令化しない限り無理。競争原理で動く発注形式が多くある中で、必ず出し抜く施工者がある。それではまったく意味がない。同じ土俵に乗らせるには、絶対に土日祝日を施工不可能に設定できる法令化が必要。
174	⑧	一気に業界全体で改革しないとできるものではない。官主導で動いていただきたい。このままでは、小手先、目先の成果に走るため、職人の賃金アップ、ゼネコン、サブコン若手社員の休暇アップ。そのおかげで、ゼネコン、サブコン管理職の疲弊。こっちのほうもフォローいただかないと。お金を扱っているだけに深刻で、自殺など増えるような気がします。とにかく全体で、一気をお願いします。
175	⑧	技術系社員不足の為社員の予定の人員配置が遅れている。10月に入り長雨が続き、地盤改良工事が出来ない為工事の遅れが発生しそうです。建設現場は天候に左右されるので、少しでも早く進めたいとの思いがある為、全体工程を考えると現状土曜閉所が難しい状況である。
176	⑧	技術労働者や我々社員の賃金・給料があがるような建設コストの見直しをして欲しい。
177	⑧	当作業所は 嘱託の所長1名 以下勤続15年の主任1名 入社3年目の社員1名 本年度の新入社員1名の 4名で構成して居りますが人数だけでは 解決出来ない問題が多く必然的に所長、主任の残業時間は増えて居る。所長は残業が付かないので、皆の代わりに土日曜日や台風の確認に日曜日等々出社して居る状況でもある。また近隣対策も所長が見て居る為、本来の職務の発注作業等々が遅れがちとなって居るが我慢しながらの毎日を送って居る状況で、若手社員は月2回は土休を取っているが日常の残業は増えて居る状況である。作業所の全体としての経費は安い、果たしてこの様な現状で最後まで行けるか危惧して居る所です。
178	⑧	働き方改革で、一番の取組は適正工期での発注・受注しかない。官庁でも民間でも、適正工期以外の発注は、国が罰則規定を設ける等の法律を確立するしかないのではないかと。
179	⑨	担い手確保、時短、生産性向上は、建設業単体ではなく、産業界全体の問題。未来の日本の社会像をの基本的な問題。担い手確保：魅力ある・・・とか抽象的なことではなく、賃金の問題、時短：時短にしてどうするの？長時間労働そのものが問題なのではない、日本企業の特徴。生産性向上：自由競争であり、コストのかかることは企業は選ばない。機械化工法やプレ加工に対する助成等で補填しなければ無理。しかも大企業しかできないようなことでは無く、中小企業でも採用できる工法等の開発を国主導で行うべき。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
180	⑨	時間外労働のなかで設計図書の不備等による問題解決に有する時間がかなりのウェイトを占めている。設計者の設計責任が問われないように怪しい所は、特記仕様等で施工者に責任を押し付けるような片務項目の記載などがあり、施工者に負担がかかることが改められない。監理者は設計図書通りに施工がされているかを監理するため、設計不備等の解決は本来は設計者がすべきと理解している。ところが、そのような場合に限って設計者にはそんな時間的余裕がなく、求められるスキルが不足している場合が多く、設計責任を放棄しているかのように思ってしまう。発注者と施工者の関係以外に、設計者と施工者の関わりについても深堀りが必要と痛感している。国交省も設計責任について施工者と設計者の責任区分をもう一つ踏み込んで整理してほしい。現場では、生産性を上げて労働時間短縮を実践している社員がそうでない社員に比べ残業時間が少ない分、手取りが減少するという逆スパイラルが発生している。まだまだ会社員は年功序列の評価基準から抜け出せない状況で、成果に応じての給与体系でもないし、また、実力主義を望んでもいないと思う。時短のためには、上位者の評価のスキルの向上が求められると思う。誰が見ても、正しく客観性のある評価およびその基準の確立を急ぐべきだ。そうしないとこの問題は、根本的にみなが納得して解決には進まないと思う。
181	⑨	働き方改革に向けて、作業所では色んな取り組みを実践しているが結果的にその取り組みが弊害を与えているケースもある。今まで注力しなくて良いところに注力せざる負えない等問題が有る。よって、無駄な時間を使ってしまうのも現状です。法律の制定が一番望ましいと考えられます。
182	⑨	発注者・受注者とは同等であるべきだが、建設はどうしても受け負けの立場になる。なんでもかんでも受注者の責任となり、発注者・設計者は責任を取らない。特に、設計者は、一つの現場だけでなく、会社全体としては多くの現場で関与しており、特に大手設計程、無理難題を聞かざるを得なく、どうしても受け負けになってしまう。
183	⑨	現在の作業所では、職員は代休等により休暇取得は可能で、また、土曜閉所も月に最低1回は実施するようにしているが、作業員は給与に関係するので他現場に出勤したりと休めていないのが現状である。作業員の休日取得も含め今後考えていきたい。
184	⑨	法律と現実とのギャップを埋めていくことで、理想論でないワークライフバランスが実現することを望みます。
185	⑨	現在の作業所というよりは一般論ですが、業界全体として、土曜祝日稼働が依然として当たり前な風潮である。管理職の部下の労働時間や仕事内容の管理があまい。管理職自体が時短の意識が薄い。時短を意識するあまり、仕事を最後までやり切らず、成果が未達成でも仕事を切り上げる若手も増えてきている。
186	⑨	改修工事で居ながら改修の為、全員が事務所を空にするわけにいかないので作業は無くとも全休扱いにできない状況です。土日がメインの作業となりますので、木金を作業所閉所に充てています。
187	⑨	働き方に関する事が、これだけ社会問題として取り上げられている時代であり、推進とか生ぬるいものではなく、法律の改定が早急に必要だと考えます。とは言っても急に実施できるものではないと思いますので、具体的な10か年計画等（1年スパン）を打ち出して確実に遂行し、現役の社会人が、今の子供たちが働く時代を見据えて、日々の努力を重ねていくことが大切かと考えます。
188	⑨	発注者への働きかけをもっとして欲しい。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
189	⑨	品質に対する社会的要求が過剰に厳しくなっているため、現場の業務量は増大している。これに対し、建設業の人材は質、量ともに低下している為、今までのコスト・工期・品質の管理すべてをゼネコンに押し付けるスキームでの発注は、今後難しくなってくると考える。品質に対しては法制で細かく規制されており、これを監督する官庁も存在しているが、コストと工期に関しては全くの野放し状態であり、人員配置や検査工程確保等をきちんと行ったうえで、「働き方改革」を行う会社が、それを行わない会社に競争で敗れることも今後多くなると予想される。監督官庁においては、人員配置と工期設定について明確なガイドラインを示し、無法業者を排除するようにしていただきたい。
190	⑨	適正工期、コストについて法律でしほりをつける（競争力について問題は発生するが）。官庁案件だけでなく、民間案件についても発注時期にしほりをつける（各ゼネコンの競争は厳しくなるが）。
191	⑨	建設業の作業所の完全週休2日制は建設業の将来を考えたとき、今行うべき喫緊の課題だと思います。代休取得など個人レベルの目標を設定し、取得率向上を目指すことより、制度として完全週休2日とすべきと思います。土曜営業が当たり前だった以前の金融機関が今では土曜休業当たり前となったのと同じようにしていかななくてはならない。
192	⑨	施主の理解が無くては適切な綱紀確保は難しい。又、作業員の確保が出来ないと結局作業が遅れて突貫になり、適切な工期でも終わらなくなる。労働人口の確保と言ってはいるが、その為の社会保障の充実による若手の確保のはずが、現在の労働者の廃業や保険未加入による工事不参加に繋がっているのが現状です。
193	⑨	ゆとり教育を実施した結果、能力不足や競争力不足を生む人間を育てた失敗を分かっているはずなのに、社会にまた同じようなゆとり社会を作ろうとしているように感じる。競争原理の法則にストップをかけるような政策にしか感じられない。日本の経済・産業は勤勉な個人の力によって作られてきたものをやめようとしている。単純に賃金を倍に増やす事のほうが、てっとり早く人が増えて能力の有る人員を確保でき休める環境と個人能力の向上につながると思う。休む為に能力を向上させる機会を奪っているような政策は、社会がたちゆかなくなる。
194	⑨	建設業界は深刻な人手不足となっており、受注量に対する適正な人材確保(技能労働者、現場監督)が出来ていない状況がある。また発注者の工事に対する工程、安全管理に理解が不足している為、適正は人材確保の経費や安全に対する経費が受注時に不足している。年々社会的な要求事項が増えてきている中、要求事項を全てパーフェクトに遂行する事が難しくなっているのが現状です。
195	⑨	自分がこの業界に入社し、施工管理という仕事がいろいろな意味で本当に大変だとつくづく思う（他の業界を知らないが）。昔からの慣例・経験に基づくものが多く、先輩と後輩の考え方を一致させていくには非常に難しいと思う。その中で、まずは週休2日にチャレンジしていきたい。
196	⑨	根本的に4週8休を実現するためには、受注時の工期に問題がある。業務効率、意識改革だけでは実現は難しいと考える。是非、建物規模、構造、仕上げグレードなどから、適正工期を第3者期間で審査してもらい、その工期以内で工事を発注する場合は、施主にその分の経費を上乗せする義務を設けるルールを作るなどしてもらいたい。施主も随分建設投資に関して知識を持ってきており、工期もコストも究極に抑える処まできている。民間企業であり競い合うのは当然ですが、この競争がある限り4週8休は無理と考える。
197	⑨	国交省には、官庁工事だけでなく民間工事（施主、デベロッパー等）に「働き方改革」の意思を示してほしいです。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
198	⑨	昨今ではコンビニの店員や販売員、看護医療などでも外人枠が採用をされている。作業員の確保に厳しい中、ある程度外人枠活用を行いある程度の規制を緩和してほしい。建築業はワークシェアリングがまったく出来ていない。
199	⑨	4週8休（閉所）を盛り込んだ工期設定が必要と考えます。現在4週4休の現場でなんとか4週5休くらいはできていますが限界があります。
200	⑨	日々深刻な職場環境の悪化が増すことを解っていないながら国が対策出来ないことへの情けなさ。期待はしていないが企業は、結局法律で定められなければ社員を守ることも出来ないことが現実だと思う。会社存続の為、利益確保の体制維持を継続すれば、自ずと環境は変わらないし更に悪化への悪循環は拡大する。高齢化しつつ業界関係者は無理を重ねることで、精神的苦痛と肉体的リスクを背負い寿命を縮める生き方になり何の楽しみないまま早死となる未来が近いことへの実感と恐怖もある。決して賃金が特別良い訳でもないのに人生の大半を費やした仕事時間が挙句、後悔した仕事となる人生はあまりに切ないもの。良い世界観に見えないことが第三者へも感じとれるからこそ成り手もないし育たない。休日が基本、日曜日しか取れない業界常識みたいな仕来りを守るかのように逆境し、世間から冷たい目線を気にしながら耐えることもそろそろ限界ではないでしょうか。時代に適合していない事そのものがこの日本の現実にある。
201	⑨	週休2日を法律で決めない限り、今後も変わらないと思います。
202	⑨	協力会社との会話の中で「日曜日に作業させて欲しい」ということをよく耳にする。平日はすでに人員の割り振りが決まっているため、平日に一現場終わらせてきたから作業しに来たり、作業量によっては日曜日になってしまうこともある。職種によっては、何か月も休んでいない人もいる。現場を閉所しても休めるのは我々元請職員のみで作業員は他の現場で仕事をしているの現状である。
203	⑨	【労働環境改善について思うこと】作業員の賃金UPにつながる様な工事の発注方式（最低発注金額の設定、適正工期の設定）を改善し、作業員の労働環境を整えないと、業界全体の労働環境の改善につながらないと思う時がある（→現場閉所がなかなかできない。現場社員は交代で休めるが、社員全員が揃う日が少なくなり、うまくいかない点が多々ある）。
204	⑨	過度な品質検査の内容を緩和してもらえれば、現場の業務が減ると思います。
205	⑨	技術者（作業員も含めて）の年齢構成が偏り、高齢、若年作業員の占める率が増えている。加えて実習生が労働力としてカウントされているということで、単純にひと昔前に比べて歩掛かりが落ちている。そのことが少なからず、品質、工程や安全に影響があるのではないかと感じている。社会インフラの老朽化と更新の必要性が目の前に迫っているとすれば、建設業のイメージアップと魅力化を図り、一人前になるには時間がかかる建設技術者の育成に取り掛からないといけないと思う。それと、社会保険の加入促進が進む中、一方で一人親方となる作業員が増えています。作業員不足が問題になる中、現場の最前線では一人親方の応援作業員が散見されます。災害が発生し、被災した場合に労災保険の適用がされないのですが本人が事務手続きを正しくすることが難しい場面が出てくると思います。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
206	⑨	建設業の請負体制の抜本的な見直しを行うべきと思う。請負で行っている以上はそう簡単に閉所・時短は困難を要する。また、生産性向上とは言っているが、会社は人員削減を主となっているところがある。人員削減は職員ひとりひとりのスキルUPがまず一番に行うことで時間が少ない市場（業界）で生産性向上と個人のスキルUPは現業に無理が生じていると思われる。何事も変化と改革を行う場合は誰かが無理をすることは出てくる事は理解出来る。当社で言えば、なぜ現場だけかと思うところがある。これは現場や一般社員が国交省に伝える問題でなくまず会社の経営側の現場に押し付ける体制の改善と意識改革がまず大事であり、経営側で出来ない事は解るところもあるが、ならば国交省に対していい報告をすべきではないと思う。
207	⑨	建設業における人員確保、適正工期の発注方法の検討・解決策。
208	⑨	土曜日を閉所にする事で4週8閉所を絶対に行うのであれば、まずは発注者側に4週8閉所が当たり前という概念を持たせる事が大切であると思います。受注後に関しては、受注会社の取り組み及び下請会社の理解（適切な賃金が支払われる事）が大切になると思います。あとは、社員各人による時短に対する意識改革が必要だと思いますが、責任を放棄しての時短では意味がありません。法律上不要な書類の削減や現場と支店との連携を増やしたり、各自のスキルアップによる定常作業の業務時間短縮が大切だとは思いますが。
209	⑨	確認申請時に完全週休2日が可能な工期を義務付け、そうでなければ確認済証を出さないという位の事までしなければ、機械化・意識改革・人員の確保等だけでは完全週休2日は絶対無理であると思います。法律で義務付ければ、発注者・施行者とも法律を遵守していくと思います。
210	⑨	官庁工事における書類・工事写真等は量が多く時間がかかり、昔から変わっていない様に思います。ルールがある為、型にはまった判断しかできず柔軟に対応してほしいと思う事があります。働き方改革に合わせ見直しをお願いしたいです。
211	⑨	小中規模工事の一人現場での土曜閉所は難しい。中堅職員の不足（所長＋若手職員の現場が多い）。若手作業員の不足。
212	⑨	政府が提言している、働き方改革を進めるにあたり、建設業（特に工事現場に於いて）は、実現するには高いハードルがあると思います。長時間労働の是正→工期による時間制限。天候等自然条件。作業内容による拘束時間。避けられない残業（コンクリート打設等）。柔軟な働き方→工事現場主体の仕事であり、テレワーク対応は不可。フレックスタイム利用は、作業員の作業時間の性格上は難しい。高齢者の就業促進→建設現場では、就業可能な職種や作業に制限が出る。外国人材受入れ→研修生が主体であるが、言葉・文字の理解度の問題や、受け入れる際の手続きやチェックが必要である。国が言っている残業上限を決めるのは良いが、結局生産性が向上する見込みは無いので、現実には難しいのではないかと。その様な状況でも、会社や現場ではITC化や書類の削減、土曜日や月曜日のローテーション休暇を駆使して計画し、少しでも労働時間削減を意識しています。まずは、4週6休や4週8休を実現できる工事期間を確保する事が出来る様、発注者を含め皆が認識し、この改革を進めていく必要があると思います。
213	⑨	土曜完全閉所をするにあたって、配属人員も必要であるが、所長の意識改革が最も重要であると考えます。工事現場の計画などは、詰めたらキリがなく、どこで区切りをつけるか判断し、無駄な過剰計画を無くす事です。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
214	⑨	建設業界以外でも長時間労働削減に向けての取り組みが行われていますが、当人の意識改革が最も重要だと考えます。やるべき業務に優先順位をつけて計画的に且つ確実に業務遂行し、区切りつけて次の業務へと移行するといったようなサイクルを意識して、サイクルの中に休日も組み込み、もしこの計画に無理が生じる際には上司または社内へ相談する、これを私は理想としています。
215	⑨	労働基準監督署で適正工期の審査を行い工期を決定し、発注者はそれに従う。
216	⑨	建設業、発注者、設計者、ゼネコン、協力業者をあげて、真剣に時短推進、土曜閉所に取り組まないと若手人材にあふれる魅力ある産業として発展していかなくなってしまうと痛感します。
217	⑨	建設業に携わる人員の確保。若い人の建設業離れをなくす。
218	⑨	若手社員の教育方法、配属人数。当現場でも半数が若手社員が配属されており、人数はそろっているが交代で休みを取るとなると任せきれない業務があります。
219	⑨	会社も働き方改革を提言し、業務改善を目指している事についてはある程度理解できるが、根本的に人員(技術者)が不足しており、会社としても懸命に人材育成を行っているが若手社員が続かない(辞める人間が増えた)。また給与体制の見直しに伴い、管理職指定され残業がつかない所長クラスの社員ほど昼夜作業・夜勤明けの出勤・残業等が多い様に感じる。
220	⑨	技能労働者の月給制への移行。週休2日制の法律化。
221	⑨	当現場では、増築と改修工事を同時に行っている為に、工期上土曜日の閉所は難しですが、交代に休日を取り4週6休以上を維持しようと頑張っています。今後さらに現場環境（協力業者含め）が良くなるようにご尽力をお願いします。
222	⑨	建設業全体で4週8休を確立できれば業界が変わると思う。
223	⑨	発注者側への法律の制定（土日祝日を休みにした工期設定など）。
224	⑨	北海道の場合は冬季の積雪による影響を考えると、土曜日の閉所は難しいと思います。
225	⑨	現場の工期が決まっている中で、毎月の土曜閉所すら難しい状況で現場の週休2日は現実的に無理に近いと思う。週休2日を法律で定めなければ発注者の意識も変わらないと思う。厳しい工期を設定されて残業もしない、休めと言われても工期設定を見直さなければなかなか出来ない事だと思う。
226	⑨	自由競争の社会ではあるが、民間企業への法的な整備をしなければ結局は変わらないと思います。
227	⑨	工期のなさ、人件費の極限の縮小や本来する必要のない数多くの所雑業務により、下々社員の負担は大きい。パソコンに向き合う書類作りが業務の大半を占めるが、図面や一部書類を除き、パソコンに関連する仕事で、現場作業に直結するものはあまりない。余計な仕事を自ら作り出している感じ。会社の利益は、社員の知的な労働や効率的な業務の実施、アイデア等による付加価値で得られるものであると思うが、社員の無理な頑張り、健康の消耗、すり減らした寿命が会社の利益になり替わっている感じがする。
228	⑨	毎年、年度末工事の集中竣工等は、昔から、一般の人も予算消化の為とわかっているのに、なにも変わらない業界はどうでしょうか。それにより、専門協力業者も少ない中、その時期には、人手不足し、その結果、時間外、深夜作業、休日出勤につながる要因の一つではないでしょうか。適性工期で工事発注、受注しても、労務不足が解消されなければ、結果、その問題の繰り返しになるのでは、ないでしょうか。建設業の魅力を再確認してはどうでしょうか。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
229	⑨	余裕のある工期での発注、無理なく作業所管理のできる人件費、給与の確保、悪天候等により工期遅延した場合の配慮が時短には必要ではないかと思う。
230	⑨	働き方改革で「時短」というのが本当に理想なのか疑問を感じています。作業員を管理する立場で、作業員が17時まで就労している以上、どうしても施工管理はそれ以降まで業務が残ってしまいます。また現状の受注形態では、土日祝全休に出来るほどの工期と、予算はもらえていないため、どうしても残業は増えます。でもそれが建設業であり、超勤が少ないことを魅力に出来るような業界では無いと感じています。しかし、私自身10年以上この仕事を続けられてきたことは、建設業に他の魅力が多かったからです。勤務時間は長いけれど、給与がよい、保障が多い等条件面での改善は賛成です。勤務時間の削減を前提とされてしまうと、一番の魅力であるものづくりの達成感というものが実現しにくくなってしまいます。また、勤務時間の削減が目標となっている最近では、若手の勤務時間を減らすように管理しないといけませんが、残業は減らすけど、能力は増やせというのは現実的に無理があるとジレンマを感じています。複数の若手を見てきましたが、残業してでも自分で仕事を完結する人間の方が圧倒的に能力は高かったです。若手から中堅にさしかかってくると、当然業務量が増えるのですが、若手時代に残業をして能力を伸ばした人材の方が、残業が少ないという逆転現象も起きています。このまま全員の勤務時間削減を大原則としていくと、職員の能力は全体的にどんどん低下していき、管理職の仕事が余計大変になるのではと危惧しております。
231	⑩	片務的契約については、禁止するかそれ相応のコスト工期を受注者に付与するルール作りをしてほしい。施工者だけではなく、コンサル、設計事務所、監理事務所の意識改革が必要。
232	⑩	労働力の確保。法の整備。法違反の罰則の強化。
233	⑩	時短だけが働き方改革ではないと思われる。実際に建設業に従事している人が、働き方で望んでいることが何かを含めての改革が必要かと思います。
234	⑩	働き方改革において、特に時短及び週休二日制(現場閉所)の取り組みについては、色んなクリアすべき問題がある為非常に難しいとは思いますが、業界だけではなく国として、またそれを実現するための新しい法律等を設定するくらいの勢いでこの改革に取り組んでもらい、この業界に従事する次世代の人間に働きやすい、また魅力を感じてもらえるような形作りをしてもらいたいと思います。
235	⑩	現場職員の業務時間について、作業員の労働時間が8時間であれば、その前後の段取として8時間以上となってしまう。対策としては、前後を分担する。→そこには、人員配置、コストが絡んでくる。次に閉所について 現場は天候に左右される事を理解してください。木、金が雨でコンクリート打設が行えない場合、土日が閉所となると工期は当たり前にズレ込む。閉所日を土日限定としなければ、4周8閉所のやりくりはもっと可能になると思う。
236	⑩	1、当社は以前より働き方改革、週休2日、生産性向上に関する問題解決に向け様々な取り組みを行っているが、本アンケートを回答することで、建設産業全体での本気度がよく分かりました。今後、建設産業に限らず全産業又は社会全体でさらに意識改革していく必要があると思います。また、最終的には法整備などにより完全週休2日の実現へ向け政府が方向付けして頂くことを期待します。2、契約工期は入札指名通知書を発行する段階で決定しているものが多いため、最初の段階で適正工期の設定ができるのは発注者と設計者のみだと考えます。発注者と設計者への意識付けも重要になってくると思うので情報発信は建設産業に留まることなく幅広く行って欲しいです。

【国交省に伝えたい事、本アンケートに対する感想についての自由筆記のつづき】

番号	発注者	自由筆記内容
237	⑩	バブル崩壊以降、日本経済全体の低迷による『失われた20年』と呼ばれる時代に、同業他社を含め新卒採用の手控え、建設労働者の離職、低賃金化と受注のための低価格・短工期競争は激化し、建設工事現場における技術職の人的不足による長時間労働が常態化した。これらの緩和のために、外注化（現場管理・施工図作成他）によって、契約工期と品質確保を守ってきたのが実態である。景気の回復に伴って、工事量等は増加しているが、この担い手たる若手技術者・労働者の数は急激な仕事量増には対応できていない。結果的に休日出勤や残業増で請負契約を遵守してきたが、昨今の急激な働き方改革・時短・長時間労働是正の世情に対して、実態が追いついていけないのが作業所の実情である。『働き方改革、時短、生産性向上』といった謳い文句は先行しているが、抜本的解決策が無い中で、作業所は暗中模索している。【建設業における長時間労働防止や休日確保】のためには、土日祝祭日の法的規制をすすめ、建設労働者の賃金体系の是正（日給月給の廃止）、平日作業時間の縮小（工事の8：00～15：00の定着）による労働時間短縮の社会常識化が不可欠と考える。監督官庁においても、元請会社に依存した『安衛法』、『建設業法』等の管理要求のみならず、事業主への実地指導強化による是正体系の構築を望む。
238	⑩	建設産業の人材確保のためにも週休2日制を早期に実現したい。
239	⑩	ゼネコン各社が休もうとしても協力業者の給与の問題があり現実、閉所は難しい。仮に、閉所してもどこか他の現場で仕事をしている作業員が。私は現場代理人であるが、土曜日・日曜日・祝日はほぼ休むようにしている。配下職員は隔週交代で休暇を取得するようにしている。次現場では配下職員も代休を積極的に取得させ、全員が4週8休が出来るようにしたい。
240	⑩	工事現場の見学会など行い未来の担い手がでてるよう魅力ある建設業になる環境づくり目指して頑張りたいです。
241	⑩	休むと決めて休みにする。本来の工期をダンピングして短くして受注しなければ、休みはとれると思います。
242	⑩	過労自殺や残業未払い等がマスコミで取り上げられてから、世の中は、働き方改革・生産性向上・時短推進などの、掛け声が大きくなってるのは感じるし、目指すべき方向は正しいと思う。・・・が、それを達成する為の具体策が何か有るか？と訊いたら、ほとんど無いのが実状ではないだろうか。意識や気持ちだけで出来る事は多くないと思う。